

「金融検査マニュアルの改訂について」  
 ≪ パブリック・コメントの概要及びそれに対する考え方 ≫

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
1	全般	全国地方銀行協会	<p>今回の金融検査マニュアルの改訂案は、各チェックリストにおいて、原則として「経営陣による態勢の整備・確立状況」、「管理者による態勢の整備・確立状況」及び「個別の問題点」の三部構成をとっており、各段階ごとの役割・責任の明確化が図られている。また、例えば「経営陣による態勢の整備・確立状況」では、①方針の策定、②内部規程・組織体制の整備、③評価・改善活動というように、全体として、いわゆるPDCAサイクルに沿った具体的な検証項目が示され、従来よりも分かりやすい体系に整理されている。</p> <p>一方で、具体的な記載となっているがゆえに（また今回の改訂は相当大幅な改訂であるため）、新たに盛り込まれた検証項目への対応や、各金融機関の規模・特性に応じた対応として適当と認められる範囲（レベル感）の把握には、相応の時間を要すると考えられることから、「本マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項」にもあるとおり、本マニュアルの適用にあたっては、各金融機関との双方向の議論を重視し、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮していただきたい。</p>	<p>【本マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】の(2)に記載のあるとおり、本マニュアルの適用に当たっては、金融機関の規模や特性を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥ることがないように十分配慮して参ります。</p>
2	全般	全国地方銀行協会	<p>今回の改訂案では、チェック項目の語尾が「望ましい」となっているもの（ベスト・プラクティスとして期待される項目）が現行の金融検査マニュアルに比べ極端に少なくなっているが、その趣旨（理由）は何か。また、ミニмум・スタンダードという用語をあえて使わないこととした趣旨（理由）についても併せて確認したい。</p>	<p>ベスト・プラクティスとして金融機関のあるべき姿をマニュアルにおいて示すのは、却って金融機関の創意工夫を阻害するおそれもあり、極力ベスト・プラクティスとして記載する項目を減らしました。また、規模・特性に応じた態勢ができていないかを検証するにあたり、一律の規制であるとの誤解を避け、意味を明確化する観点からミニмум・スタンダードという用語を用いないこととしました。</p>

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
3	全般	全国地方銀行協会	今回の改訂案には多くの部門名が登場するが、これらの「部門」は各金融機関の実態に応じて「機能」と読み替え、一つの部門が複数の部門（機能）を兼ねる態勢が否定されるものではないことを確認したい。例えば、「自己査定を検証部門」や「償却・引当の検証部門」は、こうした検証機能を備える「内部監査部門」が兼ねても問題ないと考えてよいか。	部門を設置するか否かは、金融機関の業務の規模・特性に応じ、個別に判断すべき点であり、字義通りの対応が金融機関においてなされていない場合であっても、金融機関の業務の健全性及び適切性の確保の観点からみて、金融機関が行っている対応が合理的なものであり、さらに部門を設置すると同様の効果がある、あるいは金融機関の規模や特性に応じた十分なものであると認められるのであれば、不適切とするものではありません。
4	全般	全国地方銀行協会	「取締役会(等)は…態勢を整備しているか」とのチェック項目が随所にみられるが、これらは必ずしも規程等で明文化していなくとも、仕組みとしてそうした態勢が構築されていれば問題ないことを確認したい。例えば、経営管理（ガバナンス）態勢のチェックリストの「Ⅱ. 1. (2)④(v)」(7頁)に、「取締役会は、通常の監査とは別に、法令等違反が生じやすい業務、システム等について、特別な監査を実施できる態勢を整備しているか」とあるが、これについては、日頃から「法令等違反が生じやすい業務、システム等」を取締役会として把握し、いつでもこれらに関し特別な監査を実施できる態勢になっていればよいのであって、必ずしも「法令等違反が生じやすい業務、システム等」を規程等で特定しておく必要はないと考えてよいか。	
5	全般	第二地方銀行協会	関係法令・監督指針等との整合性確保 金融検査マニュアル改訂案は、平成 11 年 7 月の金融検査マニュアル策定以降の変化への対応を目的に、関係法令や監督指針等にもとづき、現行の検査において検証されている内容を検証項目として整理したものであり、金融機関に新たな対応を求めるものではないという理解でよいか。	金融検査マニュアルの今回の改訂は、金融検査マニュアル策定後の社会環境の変化に応じた対応を目的の一つとして、関係法令や監督指針等に基づき、検査における検証事項や着眼点を整理したものです。なお、金融検査マニュアルは、検査官が金融機関を検査するにあたり、金融機関の業務の適切性・健全性を検証する際に用いる手引書であり、各金融機関においては、自己責任原則に基づき、経営陣のリーダーシップの下、創意・工夫を十分に生かし、それぞれの規模・特性に応じた方針、内部規程等を作成し、金融機関の業務の健全性と適切性の確保を図ることが期待されます。

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
6	全般	第二地方銀行協会	<p>機械的・画一的な運用の回避等</p> <p>金融検査マニュアル改訂案では、「金融機関の規模や特性を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある」旨が「留意事項」として明記されているが、ベスト・プラクティス、ミニマム・スタンダードの記述が少なくなり、金融機関側での水準感がつかみ難くなっていることから、機械的・画一的運用の回避、目線の統一を検査官の一人一人に徹底していただきたい。</p>	検査官に対する研修等を通じ、検査官に徹底してまいります。
7	全般	全国信用金庫協会	<p>留意事項において「本マニュアルの適用に当たっては、金融機関の規模・特性を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないように配慮する必要がある」と記載されているところである。その運用については、実際の検査においては、現場の検査官に判断を委ねられるため、検査官の裁量によっては過度な指摘がなされる可能性もある。検査においては、オンサイト検査モニター、意見申出制度等の施策が講じられているものの、我々にとっては拭い去れない懸念事項である。</p> <p>したがって、金融当局においては検査官に対する十分な研修を行い、周知徹底を図るとともに、検査官の目線合わせに十分かつ真摯な対応を行うことを含めて、改めてその徹底について要望したい。</p>	
8	全般	第二地方銀行協会	<p>内部統制の実施基準との整合性</p> <p>今回の金融検査マニュアル改訂案で求められる内部管理態勢は、先般、企業会計審議会から公表された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準（公開草案）」で求められる財務報告に係る内部統制と同一と理解してよいか。</p> <p>また、相違があるとすれば、その点を具体的に示していただきたい。</p>	財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準については、あくまで金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制に関する基準であり、金融機関の業務の適切性と健全性を目的とした検査マニュアルにおける内部管理とは一部重なる部分があるものの、必ずしも同一となるわけではありません。

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
9	全般	全国信用金庫協会	各チェックリスト「Ⅲ. 個別の問題点」の各項目については、各々の金融機関の規模・特性及びリスク・プロファイル等によって対象となる項目が区々である。したがって、当該金融機関にとって対象外となる項目が検査の対象とならないよう十分に留意していただきたい。特に、GD、CD、EUの3類型が廃止される市場リスク管理態勢や事務リスク・システムリスク以外のオペレーショナル・リスク管理態勢については、金融機関のリスク管理態勢の自主性を十分に尊重した検査をお願いしたい。	金融機関の業務の規模と特性を十分踏まえ、機械的・画一的な運用とならないよう検査を行ってまいります。
10	全般	全国信用金庫協会	各金融機関は、金融庁の検査のほか日本銀行の考査を受検している。両者の検査・考査については、その目的に異なる部分があるものの、受検する金融機関の立場からすれば、その運用について両者の平仄を合わせていただきたい。 とりわけ、「規模・特性の配慮」や「機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮」することについては、リスク管理を中心に、日本銀行の考査においても改訂マニュアルの趣旨を金融庁との間で共有していただきたい。	金融庁と日本銀行は、それぞれの実施している検査と考査の円滑かつ効率的な実施に向け、必要な連携を行ってきているところ。 ご意見の趣旨を日本銀行にお伝えしたところ、日本銀行の考査においても、従来から、規模・特性・リスク・プロファイルに見合ったリスク管理を考査先に求めており、リスク管理状況の検証に当たっては機械的・画一的な運用は行っておらず、マニュアル改訂後も、こうした考え方に変更はないとの回答を得ています。
11	全般	全国信用金庫協会	改訂金融検査マニュアルの適用時期が明記されていないが、適用時期については、各金融機関の対応期間等にも配慮し、適切に設定していただきたい。	適用時期は19年4月1日からとします。ただし、資産査定、償却・引当等、決算処理を伴う項目については、平成19年3月期の決算処理から適用します。
12	全般	個人 (会社員)	取締役会の役割の重要性について、各確認検査用チェックリストにおいて、改めて強調されている点は非常に有意義なことと考える。しかしながら、取締役会によるモニタリング及び見直しで「組織体制の実効性を検証し、適時に見直しを行っているか。」と標記されていることに関しては、「検証」の言葉が一般的な意味から相当ずれている印象を受ける。多くても1ヵ月に数回時間づつしか開催されない会議体である取締役会の行うエビデンスもとらない行動を「検証」といってよいのか、既にご検討は終わらせていらっしゃるかもしれないが、再考を要するのではないかと。	必ずしも取締役会（等）自身が検証のために必要な全ての具体的行動を行う必要はなく、例えば、取締役会（等）が指示することで代表取締役や担当取締役を通じ実際の検証のための情報を収集させ、それをまとめて分析したものを検証し、組織体制の実効性を判断するという作業などが想定されます。

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
13	全般	個人 (無職)	金融機関は、各法令の下、業務を営んでいることから、法令等遵守態勢、顧客保護等管理態勢の確認検査に際しては、例えば、銀行法第25条に基づく立入検査権のみで行うのではなく、各法律（例えば、本人確認法、個人情報保護法など）により金融庁長官に付与されている立入検査権をも併せて行うことが、より望ましいものと考えますかいかがでしょうか。	貴重なご意見として参考にさせていただきます。必要に応じ、適切な権限を行使してまいります。なお、現状の銀行法等に基づく検査においても、ご指摘の点（本人確認法、個人情報保護法）について検証しております。
14	共通	第二地方銀行 協会	「経営管理態勢」と各管理態勢における「I. 経営陣による態勢の整備・確立状況」の関係を明確にしていきたい。また、「経営管理態勢」に記載されている「内部監査実施要領・計画の整備・周知」、「新規商品等審査に関する取扱い」、「危機管理態勢」、については、他の管理態勢のチェックリストにも記載されているが、その関係を明確にしていきたい。	「経営管理（ガバナンス）態勢」は、金融機関の経営管理の基本的な要素となる部分を検証するものであり、各態勢における「I. 経営陣による態勢の整備・確立状況」は、金融機関が整備確立すべき各態勢に関し、経営陣がどのようなガバナンスを発揮して具体的に態勢の整備・確立を行っているかを検証するものです。「内部監査要領・計画の整備・周知」については、経営管理の基本的要素として内部監査要領・計画の整備・周知が必要ですが、その内容については、各態勢に応じて様々なものがありうるので、各態勢のチェックリストにおいて検証すべき内容を記載しています。「新規商品等審査に関する取扱い」については、横断的にリスク、顧客保護等、法令等遵守のそれぞれの観点からの検討が必要となるため、経営管理態勢のみならず、各態勢のチェックリストにおいてもそれぞれの部門や管理責任者が果たすべき役割について記載しています。「危機管理態勢」については、経営管理の側面として検証すべき項目を経営管理（ガバナンス）態勢の確認検査用チェックリストに、オペレーショナル・リスクとして検証すべき項目をオペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリストにそれぞれ記載しています。



関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
15	共通	第二地方銀行協会	各管理態勢のチェックリストにおいて記載されている方針や内部規程等については、記載すべき事項が盛り込まれ、取締役会による承認を得ているなどの要件を満たしていれば、その形式は、①単独の方針（内部規程）、②複数の方針（内部規程）を総称するもの、③他の方針（内部規程）等と統合しているもの、いずれでもよいという理解でよいか。	方針や内部規程等については、その名称や形式にこだわらず、記載すべき事項が漏れなく明文化され、方針については取締役会、内部規程については取締役会等の承認を受け、必要のある役職員に周知徹底されているか等、その果たすべき機能が備わっているかを検証することになります。
16	共通	第二地方銀行協会	各管理態勢のチェックリストにおいて「…組織内に周知させているか」という表現と「…組織全体に周知させているか」という表現が使用されているが、「組織内」と「組織全体」で使い分けているのか。	組織全体と記載した場合には、金融機関全体を意味しません。組織内と記載した場合には関係する必要な組織内を指します。
17	共通	第二地方銀行協会	「取締役会等は…効果的な研修を定期的に行わせる等の具体的な施策を行うよう指示しているか」という記載があるが、例えば、流動性リスクなど、営業推進担当者がリスク管理に深く関与することが考えにくく、また研修を頻繁に行う必要がないと思われるものもあり、必要に応じて研修等を行うことで、充分ではないかと考えられるため、また各金融機関が意図的に効果の薄い研修を行うことは考えにくく、「効果的な」は削除してもよいと考えられるため、下線部分を「必要に応じて研修を行わせる等」に変更していただきたい。	「業務の内容や職責に応じた効果的な研修を定期的に行わせる」はあくまで例示であり、それ以外の方法により「遵守すべき内部規程・業務細則等を周知させ、遵守させる態勢」を整備することができれば、不適切とするものではありません。
18	共通	第二地方銀行協会	各管理態勢における【…プロセスの見直し】では、「定期的又は必要に応じて随時」と記載されており、「定期的」とは各事案に応じて検討されるものと考えるが、事案によっては2～3年のスパンで見直しを行うことも認められるという理解でよいか。	定期的については特段年限を定めておりませんが、見直しのプロセスが有効に機能しているかという観点から判断いたします。

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
19	共通	個人 (会社員)	各確認検査用チェックリストでは「〇〇部門」の表記がなされているが、一般には複数の部室から構成される大組織との印象を受け、誤解を招きやすいのではないかと。また、検査では、マニュアルで意図された「部門」としての機能発揮状況を確認するのであるから、現存する金融機関の組織体系とは異なっていることが多い。そこで、金融機関にとって理解されやすくするために、「部門」の代わりに「機能部署」の用語を用いることではいかがか。	「部門」については、必ずしも大組織を意味しておりません。また、マニュアルを画一的・機械的に適用することのないよう努めてまいります。
20	共通	経営Ⅰ.3.⑦ オペⅢ.2.(5) (iii) 全国銀行協会	「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン策定のための手引書」(第3版)においては、「事業継続計画(BCP)」について、オペレーショナル・リスク、信用リスク、市場リスク、人名に係るリスク等を含む広範な概念と定義し、注記として、「BCPについては、世界各国で議論されているが、現時点では、いまだ定義が一義的に確定されているわけではない。」としている。金融検査マニュアル上の「業務継続計画(BCP)」の定義は、当該手引書の定義通りなのか、又は、各行にて手法を含め定義してよいものか明確にしていきたい。	「業務継続計画(BCP)」においては、テロや大規模な災害等の事態においても早期に被害の復旧を図り、金融システムの機能の維持にとって必要最低限の業務の継続が可能なものとなるように監督指針で明記しております。これを踏まえ、金融機関においては、「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン策定のための手引書」等を参考にし、金融機関の立地条件や業務特性等に見合った「業務継続計画(BCP)」の対象となるリスクの範囲等を決めるものと考えます。
21	共通	信用Ⅲ.⑦(ii) イ.c. 市場Ⅲ.4.(2)① (iii) 全国銀行協会	信用リスク管理態勢、市場リスク管理態勢におけるバーゼルⅡ対応部分と同様の記述箇所についても、「取締役等」に監査役が含まれるのであれば、明確化のため、バーゼルⅡ対応部分も含め、以下のように記述を変更していただきたい。 「取締役及び監査役は、研修を受けるなどして、〇〇リスク〇〇手法について理解を深めているか」	ご意見を踏まえ、「取締役等」を「取締役及び監査役」と修正いたしました。 また、統合的リスク管理態勢及びオペレーショナル・リスク管理態勢の各確認検査用チェックリストにおける以下の箇所についても当該記載を同様に修正いたしました。  統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリストⅢ.1.(2)①(iii)  オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリストⅢ.2.(2)①(iii)

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方	
22	共通	信用 Ⅲ. ⑦(ii)	全国信用金庫 協会	「取締役等の適切な関与」の「取締役等」には、取締役以外に誰が含まれるのか。	同上
23	共通	信用 Ⅲ. ⑦(vi) ハ. a. 市場 Ⅲ. 5. ③(i)	全国銀行協会	「継続的なモデル運用ができ、モデルの精緻化・高度化に向けた取組が可能なモデルの開発業者と委託契約をし、定期的に、開発業者の評価を行っているか。」を「継続的なモデル運用ができるように、定期的に、開発業者の評価を行っているか。」に変更していただきたい。	本チェック項目は、金融機関が自ら開発した（要件を定めた）モデルを用いる場合ではなく、外部業者が開発した（要件を定めた）モデルを用いる場合を対象としています。したがって、モデルの精緻化・高度化に向けた取組が可能な外部の開発業者であることが必要と考えます。
24	共通	信用 Ⅲ. ⑦(vi) ハ. a. 市場 Ⅲ. 5. ③(i)	第二地方銀行 協会	「定期的に、開発業者の評価を行っているか」とあるが、「必要に応じて、開発業者の評価を行っているか」と修正していただきたい。また、評価とはどのような内容を想定しているのか。	委託契約を行った開発業者との間で、継続的にモデル運用を行うことができるように外部開発業者を定期的に評価する必要があると考えます。また、具体的な評価の方法は一概にお示しできませんが、評価の目的は継続的にモデル運営が可能であるか確認することであると考えます。
25	共通	市場 Ⅲ. 5. ③(i)	全国銀行協会	「開発業者の評価」とは、具体的にはどのような内容を意図されているのかご教示いただきたい。	
26	共通	信用 Ⅲ. ⑦(vi) ハ. b. 市場 Ⅲ. 5. ③(ii)	全国銀行協会	「研修、コンサルティング及び保守」はサポート体制の例示であり、必ずしも全てが必要でないとの理解でよいか。	リスク計測モデルの複雑さや金融機関の理解度に見合ったサポート体制であればよいと考えます。
27	留意事項	(3)	全国銀行協会	「本マニュアルの該当部分に準じて」とあるが、持株会社の特性を十分に考慮したうえで適宜読替え、省略等の運用がなされるとの理解でよいか。持株会社に対して「所要の検証を行う」とあるが、その方針、ポイント等できる限り明確にしていきたい。	持株会社の特性を十分に考慮し、適宜読み替えて検査を実施いたします。



関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
28	留意事項 (6)②	全国銀行協会	<p>「取締役会等」には、取締役会のほか、常務会、経営会議等の、経営陣レベルによって構成される経営に関する事項を決定する組織も含む、という記載があるが、意思決定プロセスにおいては、経営会議は「決定」機関ではなく、「協議」機関となっており、経営会議協議後に代表取締役による合議決裁を経るプロセスとなっている場合がある。</p> <p>この『経営会議協議後、代表取締役による合議決裁』という意思決定プロセスは、今回の金融検査マニュアル改訂案の各チェックリストに記載されている 『「取締役会等」による決定』を充当するものと考えてよいか。</p>	<p>経営の意思決定については様々な形態があり、形式的に決議機関か協議機関かだけで判断せず、個々の金融機関における意思決定プロセスの実態を十分踏まえ、事実上の意思決定機関といえる状況にあるかどうか検証します。</p> <p>例えば、経営会議による決定が代表取締役によってまったく尊重されず代表取締役が独断で決定しているような実態があれば、経営会議は事実上経営に関する事項を決定することができないのであり、「取締役会等」に該当しない場合もあると考えます。また、「経営の意思決定に少なからぬ影響を及ぼす」程度では十分とはいえません。</p>
29	留意事項 (6)②	全国地方銀行協会	<p>「取締役会等」を「取締役会のほか、経営陣レベルによって構成される経営に関する事項を決定する組織も含む」と定義しているが、取締役会の事前協議機関である経営会議等が活発な議論の場となり、経営の意思決定に少なからぬ影響を及ぼしているケースもあるため、必ずしも決議機関であることを要件とする必要はないと考える。</p>	
30	留意事項 (6)③	全国地方銀行協会	<p>「管理者」と同様、「部門長」という用語についても定義（担当取締役を含むのか等）を示していただきたい。</p>	<p>基本的にその部門の長を指します。取締役がその任に就いている場合には当然に取締役が部門長となります。</p>
31	経営 全般	全国地方銀行協会	<p>本チェックリストと他のチェックリストにおける「経営陣による態勢の整備・確立状況」（ガバナンス的要素）の関連（位置づけの違い）について明確にしていきたい。</p>	<p>「経営管理（ガバナンス）態勢」は、金融機関の経営管理の基本的な要素となる部分を検証するものであり、各態勢における「I. 経営陣による態勢の整備・確立状況」は、金融機関が整備確立すべき各態勢に関し、経営陣がどのようなガバナンスを発揮して具体的に態勢の整備・確立を行っているかを検証するものです。</p>
32	経営 I. 【検証ポイント】	個人 (弁護士)	<p>「金融機関の経営管理（ガバナンス）が有効に機能するためには、適切な内部管理の観点から、・・・」とあるが、経営管理と内部管理の関係が逆転しているように思えるので修正されたい。</p>	<p>内部管理と経営管理（ガバナンス）をご指摘のように使い分けるのは妥当でないと考えます。</p>

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
33	経営	I. 【検証ポイント】 個人 (弁護士)	「当該金融機関の経営管理（ガバナンス）が全体として有効に機能しているか否か・・・」とあるが、内部監査機能は、経営管理態勢より、むしろ管理部門以下のレベルにおける内部管理態勢の適切性や機能発揮状況を評価するものですから、内部監査態勢を含めるのであれば、「当該金融機関の経営管理（ガバナンス）を含む内部管理態勢が全体として有効に機能しているか否か・・・」とした方がよい。	同上
34	経営	I. 【検証ポイント】 個人 (弁護士)	「検査官が認識した弱点・問題点を経営陣が認識していない場合には、特に、態勢が有効に機能していない可能性も含めて検証し、双方向の議論を通じて確認する。」とあるが、経営陣自身による管理状況を検証する趣旨から、「検査官が認識した内部管理態勢の弱点・問題点を経営陣が認識していない場合には、特に、経営管理態勢が有効に機能していない可能性も含めて検証し、双方向の議論を通じて確認する。」のように明確化すべき。	
35	経営	I. タイトル部分 個人 (弁護士)	I. のタイトルが「代表取締役、取締役及び取締役会による経営管理（ガバナンス）態勢の整備・確立状況」とあるが、経営陣が整備する義務を負っているのは、内部管理態勢（内部統制システム）であり、それを経営管理として行うのであるから、「代表取締役、取締役及び取締役会による内部管理態勢の整備・確立状況」と修正されたい。	本チェックリストは、経営管理（ガバナンス）態勢の基本的要素を検証し、経営管理が全体として有効に機能しているかを確認するためのものです。
36	経営	I. 1. ① 全国地方銀行協会	主語が「取締役及び取締役会」となっているが、態勢整備の主体に「取締役会」だけでなく「取締役」個人を含めている趣旨（理由）は何か。	企業倫理は、取締役会が決定すればそれでよいというものではなく、各取締役個人がその重要性を認識したうえその構築を重要課題として位置づけ、率先垂範して担当の部門における職員に示すなど、具体的にこれを担保するための態勢を整備する必要があると考えます。
37	経営	I. 1. ② 全国信用金庫協会	「経営方針に沿った経営計画」は、各金融機関におけるその策定期間を問わない経営計画や事業計画という理解でよいか。	年次の経営計画も複数年の中長期事業計画も含まれます。

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
38	経営 I.1.③ 脚注1	全国地方銀行協会	「内部管理基本方針」について、名称は問わない旨が明記されているが、会社法上の「内部統制基本方針」との相違点、関連等についても明示していただきたい。	取締役会による会社法上の内部統制に関する基本的事項の決定を方針にしたものとして、「内部管理基本方針」が定められる場合もあると思われます。
39	経営 I.1.⑤	個人 (弁護士)	取締役会が決定する基本方針は、リスク管理のみならず、法令等遵守や顧客保護等管理に係るものもあることからすれば、整合性・一貫性はこれら全体の間で確認されるべきものである。	ここではリスク管理の方針について、各リスク管理方針と統合的リスク管理方針での整合性を確認しているかを検証することを目的としています。なお、その他の方針や内部規程等の整合性については、リーガル・チェック等により担保されることを前提としています。
40	経営 I.2.①(i)	個人 (弁護士)	法令とリスク管理のみならず、顧客保護に関しても取締役は理解すべきである。また、経営上の重要課題としては顧客保護も記載されていることから、「各種法令等の概要」と「金融機関が有する各種リスクの特性の概要及びリスク管理の重要性」の間に、「顧客の保護及び利便の向上」という文言を追加すべきではないか。	ご指摘を踏まえ、修正いたしました。
41	経営 I.2.①(iii)	個人 (弁護士)	代表取締役が役職員に対し取組姿勢を示し理解させるべきものは、法令等遵守及び顧客保護等だけではなく、リスク管理も含まれるべきであり、「法令等遵守」及び「顧客保護等」の後に「リスク管理」を追加すべきである。	ご指摘を踏まえ、修正いたしました。
42	経営 I.2.②	個人 (弁護士)	「また、例えば、取締役会規則において、法令等遵守に関する事項のうち・・・」とある部分は、法令等遵守に限られるものではないと考えるので、「法令等遵守」を内部管理と修正してはどうか。	ご指摘を踏まえ、「法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理に関する事項のうち」と修正いたしました。
43	経営 I.2.②	全国地方銀行協会	「取締役会規則」とあるが、他の箇所では「規程」という用語が使われており、統一すべきと考える。また、「法令等遵守に関する事項のうち」と限定的に記述されているが、他の箇所の記述との整合性を考えると、「法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理に関する事項のうち」とすべきと考える。	

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
44	経営 I. 2. ④	全国銀行協会	「取締役会等において実質的議論」は、「取締役会において実質的議論」とするべきではないか。	ここでは、取締役は、自ら参加する取締役会を含む取締役会等全てにおいて、実質的な議論を行うことを記載していません。
45	経営 I. 3. ①	個人 (弁護士)	ここでいう「経営方針」は「内部管理基本方針」ではないか。	該当する部分を削除する方向で修正いたしました。
46	経営 I. 3. ② II. 3. (2)①②	個人 (弁護士)	株式会社において具体的な管理態勢を実際に構築する義務を負っているのは代表取締役及び業務担当取締役であることから、「取締役会は」を「取締役会及び代表取締役等は」とすべきではないか。	会社法上、取締役会が会社の重要な業務の決定を行うとされていることから、本検査マニュアルでは態勢整備のような重要な業務の決定について、最終的な責任を負うのは取締役会として整理しております。代表取締役が具体的な業務執行を行うことを否定するものではありません。
47	経営 I. 3. ②	第二地方銀行協会	「取締役会は、… 情報を適正かつ適時に開示するための態勢を整備しているか」とあるが、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針のⅡ－１－２(1)③「代表取締役は、… 情報を適正かつ適時に開示するための内部管理態勢を構築しているか」との関係をどのように考えているのか。	
48	経営 I. 3. ④(i) (ii)(iii)	全国銀行協会	「新規商品等審査」における「審査」の定義をより明確にするべきではないか。	ここでは、新規商品等審査の定義として、新規商品等の審査の担当部門や担当委員会による事前の審査・承認としています。したがって、ご意見いただきました「新規商品等審査」における審査には、事前に情報を集約したうえで、十分な検討を行うことと、承認することの両方が含まれます。
49	経営 I. 3. ④(iii)	個人 (弁護士)	「新規商品等の妥当性・適法性についての情報」とあるが、法令等遵守の観点からは、適法であっても社会規範的に不適切であれば導入を取りやめるべきであり、かかる観点から、「適法性」に等を付すべき。	法令等遵守の観点から適法であっても、顧客保護の観点やその他の観点から不適切となる場合には、「新規商品等の妥当性」についての情報が集約され、検討されているかを検証することになります。
50	経営 I. 3. ④(iii)	個人 (弁護士)	「新規商品等に関する法的な問題点に関し、事前にリーガル・チェック等を受けさせる態勢」とあるが、法令等遵守の観点からは、適法であっても社会規範的に不適切であれば導入を取りやめるべきであり、かかる観点から、「新規商品等に関する適法性を含むコンプライアンス上の問題点に関し、事前にリーガル・チェック等を受けさせる態勢」とすべきである。	本検証項目は、新規商品等審査に関し、あくまで例示として、法的な問題点に関し、事前のリーガル・チェック等を受けているかを検証するものです。

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
51	経営 I. 3. ⑤	全国銀行協会	<p>①「子会社・関連会社等」の意味するところは「子会社・関連会社」と同じであるという理解でよいか。そうであれば、「子会社・関連会社等」は「子会社・関連会社」と変更するか、もしくは「子会社等」に変更することが適切と考える。</p> <p>②「取締役会は、子会社・関連会社等の業務の規模・特性に応じ・・・措置を講じているか」について、「取締役会」を「取締役会等」に変更するべきではないか。</p>	<p>①ご指摘を踏まえ、「子会社等」に修正いたしました。</p> <p>②ご指摘を踏まえ修正いたしました。</p>
52	経営 I. 3. ⑦	個人 (弁護士)	「リスク軽減措置等」とあるが、ここでは既に危機が発生している場合であり、「損失」又は「ダメージ」というような語句が適切ではないか。	危機発生時においても、既に発生してしまった損害とは別に、その後生じうる可能性のある損失を軽減することが重要であるので、ここでは「リスク軽減措置等」としております。
53	経営 I. 4.	個人 (弁護士)	「取締役会は、定期的には又は必要に応じて随時、業務運営の状況及びリスクの状況の報告を受け」とあるが、「リスクの状況」ではなく、「リスク管理の状況」が正しいのではないか。	「業務運営の状況」にリスク管理の状況も含まれるため、ここではリスクの状況でよいと考えます。ただし、このチェック項目は、業務運営の状況が、実際に金融機関が直面するリスクの状況との関係で実効的なものとなっているかどうかを検証しているかを確認するものですので、この趣旨を明確化する観点から「金融機関が直面するリスク」に修正します。
54	経営 I. 4.	個人 (弁護士)	「当該金融機関全体の組織体制の実効性を検証し、適時に見直しを行っているか。」とあるが、ここは「組織体制」に限らず、内部管理態勢全体の見直しを行う必要があるのではないか。	ご指摘を踏まえ、修正いたしました。
55	経営 II. 1. (1)②	全国銀行協会	「取締役会は、経営方針及び内部管理基本方針に則り、内部監査の実効性の確保に向けた方針（以下「内部監査方針」という。）を定め、組織全体に周知しているか。」は、「周知させているか」とするべきではないか。	ご指摘を踏まえ、修正いたしました。
56	経営 II. 1. (1)②	第二地方銀行協会	「… 組織全体に周知しているか」という記載は、「… 組織全体に周知させているか」に変更すべきではないか。	
57	経営 II. 1. (2)①	第二地方銀行協会	当該項目は、「内部監査規定の整備・周知」となっており、内部監査規程の策定や承認に関する記載はあるが、周知に関する記載がないのではないか。（II. 1. (2)②及び③も同様）	ご指摘を踏まえ、修正いたしました。



関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
58	経営 II. 1. (2)①② ③	全国地方銀行協会	①「内部監査規程の策定」は「内部監査部門又は内部監査部門長」が、②「内部監査実施要領の策定」及び③「内部監査計画の策定」は「内部監査部門」が、それぞれ行うこととされているが、主語を書き分けている理由は何か。	ご指摘を踏まえ、修正いたしました。
59	経営 II. 1. (2)③ (ii)脚注 2	労働金庫協会	本注意書では、「銀行法第 13 条参照。」と記載されているが、正しくは「銀行法第 13 条の 2 参照」であることを確認したい。	ここでは、銀行法第 13 条第 2 項にある定義を用いております。なお、誤解を防ぐため、「第 2 項」を追加いたしました。
60	経営 II. 1. (2)④ (i)	全国地方銀行協会	内部監査部門を設置し態勢を整備する根拠は、内部監査規程ではなく、より上位の方針等と考えられるため、ここは「内部監査規程に則り」ではなく、「内部監査方針に則り」とすべきと考える。	ご指摘を踏まえ、「内部監査方針及び内部監査規程に則り」と修正いたしました。
61	経営 II. 1. (2)④ (iv)	全国地方銀行協会	取締役会が内部監査部門に整備を求める態勢として、「牽制機能が働く体制」と「被監査部門等から不当な制約を受けることなく監査業務を実施できる態勢」および「被監査部門が行うべき業務に従事させることを防止する態勢」が述べられているが、ここでいう「体制」と「態勢」の違いは何か。	体制は組織体制そのもの、態勢は実際に機能が発揮されている状態にあるもの、と使い分けております。
62	経営 II. 1. (2)④ (v)	全国信用金庫協会	「法令違反が生じやすい業務、システム等について、特別な監査」とは、具体的にどのような監査を想定しているのか。	金融機関において、一定の業務に関し法令違反が反復継続して起きている等の事情が発生した場合、通常の監査計画とは別に、これに対する監査を臨機応変に行うことができるような態勢となっているかという意味で記載しております。またシステムについての監査も同様で、システム上の問題が多発し、臨時に監査が必要な場合に監査計画外であっても臨機応変に監査を実施できるようになっているかを検証します。
63	経営 II. 1. (3)① II. 2. ③(iv)	全国地方銀行協会	8 頁の「II. 1. (3)①」には、「取締役会は、内部監査部門からの内部監査報告書の提出又は報告を受け…」とある一方、9 頁の「II. 2. ③(iv)」には、「内部監査部門長は、内部監査報告書の内容を確認し、そこで指摘された重要な事項について、…遅滞なく取締役会に提出し、報告しているか」とある。記述の整合性を確保する観点から、後者については「提出又は報告しているか」とすべきと考える。	ご指摘を踏まえ、「提出又は報告しているか」と修正いたしました。

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
64	経営 II. 2. ③(i) 脚注4	全国地方銀行協会	この脚注において「内部監査」の定義について記述されているが、これ以前の箇所にも「内部監査」という言葉は頻出しているため、より前の段階（例えば6頁）で定義を記述すべきと考える。	ご指摘を踏まえ、修正いたしました。
65	経営 II. 2. ③(i) 脚注4	全国地方銀行協会	「内部監査」に関する説明文中に、「内部管理態勢の適切性、有効性を検証するプロセス」および「内部管理態勢等の評価及び問題点の改善方法の提言等まで行う」との記述があるが、「内部管理態勢」と「内部管理態勢等」の違いは何か。	ご指摘を踏まえ、「内部管理態勢等」を「内部管理態勢」と修正いたしました。
66	経営 II. 2. ③(ii)	全国信用金庫協会	「同一の内部監査の従事者が連続して同一の被監査部門等の同一の監査に従事すること」は、公正な監査を阻害することとなるおそれがあることは理解しているが、金融機関の規模等を勘案すれば、現実的には、連続して行うケースは想定されることから、「連続して」を「長期にわたって」等の表現に変更していただきたい。	同一の者が連続して同一の監査に従事することは監査の公正を確保する上で問題であることから、チェック項目としております。
67	経営 II. 2. ③(v)	全国地方銀行協会	「また、内部監査の結果を分析して問題点等を的確に指摘し…」とあるが、「問題点等」の「等」は何を指すのか。「④【フォローアップ態勢】」では、「内部監査報告書等で指摘された問題点について…」という記述になっていることとの対比において、「等」の内容を確認したい。	ここでいう「問題点等」には、個別の問題点や態勢上の弱点を含みます。
68	経営 II. 2. ③(v)	個人 (弁護士)	「内部監査部門は、内部監査の過程で法令等違反又はそのおそれのある行為を認識した場合にコンプライアンス統括部門に報告しているか。」とあるが、報告を要する事項は法令等違反行為又はそのおそれのある行為に限られないことから、顧客保護等やリスク管理に係る軽微でない問題について報告させることとすべきではないか。	コンプライアンス統括部門にあえて顧客保護等やリスク管理に係る問題まで集中させる必要はなく、それぞれの管理態勢において適切に処理される態勢となっていれば特に不適切と指摘するものではありません。
69	経営 II. 3. (1)①	個人 (弁護士)	「内部監査及びその状況に関する情報」は、「内部監査の状況に関する情報」でよいのではないか。	ご指摘を踏まえ、修正いたしました。

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
70	経営 Ⅱ. 3. (1)①	全国銀行協会	2 段落目の「また、内部監査部門長は、内部監査実施要領及び内部監査計画の有効性を、定期的に又は必要に応じて随時分析・評価し、取締役会に報告しているか。」と、3 段落目の「また、必要な場合には、利害関係者以外の者によって構成された調査委員会等を設置する等、その原因究明については万全を期しているか。」は、順序を逆にすべき。順序変更が難しい場合には、3 段落目の主語を「取締役会は、」と明記すべき。	ご指摘を踏まえ、順序を入れ替えて修正いたしました。
71	経営 Ⅲ. 1. ①	全国信用金庫協会	「内部監査人」とあるが、「内部監査部門」とした方がより適切ではないか。	ご指摘を踏まえ、「内部監査部門」と修正いたしました。
72	経営 Ⅲ. 1. ③	全国信用金庫協会	「監査役は、監査役や監査役会を補佐する適切な人材を、適正な規模で確保しているか」とあるが、当該人材の確保は必ずしも義務付けられていないため、「監査役は、必要に応じ、監査役や監査役会を補佐する適切な人材を、適正な規模で確保しているか」との表現に修正していただきたい。	適切な人材を適正な規模で確保することを求めているだけであり、「適正な規模」の解釈として、まったく補佐のための人員が不要であるという場合には、人材が確保されていないとしても不適切とするものではありません。
73	経営 Ⅲ. 1. ③	全国信用組合中央協会	「監査役は、監査役及び監査役会を補佐する適切な人材を、適正な規模で確保しているか。」とあるが、金融機関の規模・特性を踏まえ、外部専門家の活用等により監査業務の補佐に係る機能の実効性が確保されていれば、必ずしも専担者を置く必要はないと考えるが如何か。	適切な人材を適正な規模で確保することを求めているだけであり、「適正な規模」の解釈として、補佐のための専担者が確保されていないとしても必ずしも不適切とするものではありません。
74	経営 Ⅲ. 2. ③	全国銀行協会	本項は以下のように修正するのが相当と考える。 「監査役は、取締役による企業集団の業務の健全性確保のための職務執行状況を監査する観点から、必要に応じて子会社の経営管理態勢及び内部管理態勢の状況等について調査等を行っているか。」	現在のままでも明確と考えます。
75	経営 Ⅳ. ①	個人 (会社員)	標題に会計監査人に先んじて弁護士を挙げていることは、金融機関に対して弁護士による外部監査の実施を強制するような印象を与えるため好ましくないのではないかと。弁護士をタイトルから外す、もしくは会計監査人の後に弁護士を置いた上で脚注でさらに補足することでは如何か。	ご指摘を踏まえ、語順を修正いたします。

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
76	法令 全般	第二地方銀行協会	法令等遵守方針、法令等遵守規程およびコンプライアンス・マニュアルの違いを明確にしていきたい。	本マニュアルでは、方針については取締役会が定める管理の方針、内部規程については、各管理部門が策定し取締役会等が承認する管理に関する取決め、業務細則は、取締役会等から授権された者又は部署が制定・改廃を行う内部規程の下部規程で、業務に関する具体的な手順等を示したものと位置づけています。
77	法令 全般 I.2.① I.2.④	全国地方銀行協会	「取締役会は、管理者に…具体的に示した手引書（以下「コンプライアンス・マニュアル」という。）を策定させ、承認した上で組織全体に周知させているか」とあるが、「コンプライアンス・マニュアル」の上位に位置づけられると考えられる「法令等遵守規程」が「取締役会等」による承認で可とされていることと整合的でないため、双方の記述を「取締役会」か「取締役会等」のいずれかに統一すべきと考える。	コンプライアンス・マニュアルは、中でも役職員が遵守すべき法令等の解説や違法行為を発見した場合の対処方法等を示したものであり、その性質、重要性和経営に与える影響の大きさにかんがみ、管理者が策定し、取締役会が承認するということを前提にしています。
78	法令 I.【検証ポイント】	個人 (弁護士)	検証ポイントの2つ目の項目は、態勢の整備・確立にあたっての経営管理（ガバナンス）の重要性を強調する趣旨から、「法令等遵守態勢が有効に機能しているか否か」を「適切な経営管理（ガバナンス）のもと、法令等遵守態勢が適切に構築され、かつ、有効に機能しているか否か」と修正すべきではないか。	法令等遵守態勢の整備・確立に当たり、経営管理（ガバナンス）が重要であることはご指摘のとおりです。この趣旨については、検証ポイントの1つ目の項目に記載して強調しております。
79	法令 I.1.①	個人 (弁護士)	「適正な法令等遵守態勢の整備・確立」は、大和銀行事件第一審判決を踏まえ、「適切な法令等遵守態勢の整備確立」とすべきではないか。	本マニュアルにおいて、「適正な態勢の整備・確立」といった用語を用いている場合には、その態勢の正しい姿が整備・確立されているかというニュアンスをこめております。なお、他のチェックリストにおいても同様の用語法を用いております。
80	法令 I.1.①	個人 (弁護士)	「適正な法令等遵守態勢の整備・確立に向けた方針」と「内部管理基本方針」との関係は何か。	「適正な法令等遵守態勢の整備・確立に向けた方針」は、基本的には法令等遵守方針を指しますが、内部管理基本方針の中にその方針が具体的に書かれている場合には、内部管理基本方針のうち該当する部分を法令等遵守方針として検証することになります。

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
81	法令 I.1.③	第二地方銀行協会	「…方針策定のプロセス有効性を検証し、適時に見直しているか」とあるが、「方針」とは単年度の方針を想定しているのか、その場合、方針をコンプライアンス・プログラムの中に含めていても問題ないという理解でよいか。	単年度でも複数年度でも、取締役会により方針として策定されるものを意味しています。コンプライアンス・プログラムの中に含めているとしても方針として取り扱うことは可能と考えます。
82	法令 I.2.②(i) 脚注1 Ⅲ.1.②(i) Ⅲ.2.②(i)	労働金庫協会	本注意書では、コンプライアンス統括部門を独立した態様で設置しない場合の例として、「部門や部署でなく責任者が法令等遵守を担当する場合」との記述がある。 この場合の「責任者」とは、管理者に準じる者ではなく、取締役や執行役員と解することを確認したい。 関連して、Ⅲ.個別の問題点で記載されている「本人確認に関する態勢の整備」及び「疑わしい取引に関する態勢の整備」にある「責任者」も同様であることを確認したい。	ここでの「責任者」は、コンプライアンス統括部門を設置する場合と同等の役割・責任を担う者を意味します。金融機関によっては、取締役や執行役員がその地位にある場合もあると思われます。 Ⅲ.個別の問題点で記載されている「本人確認に関する態勢の整備」及び「疑わしい取引に関する態勢の整備」にある「責任者」も、担当部署を設置する場合と同等の役割・責任を担う者を意味します。金融機関によっては、取締役や執行役員がその地位にある場合もあると思われます。
83	法令 I.2.③	個人 (弁護士)	「各部門が遵守すべき内部規程・業務細則等」とあるが、「各部門が遵守すべき法令等、内部規程・業務細則等」とすべきではないか。	ご指摘を踏まえ、修正いたしました。
84	法令 I.2.④	第二地方銀行協会	コンプライアンス・マニュアルの整備・周知については、「取締役会等」の役割としていただきたい。	コンプライアンス・マニュアルの性質及び重要性にかんがみて、取締役会の役割としております。なお、旧マニュアルにおいてもコンプライアンス・マニュアルの策定及び重要な見直しは、取締役会が承認するものとしています。
85	法令 I.2.④ II.1.⑤	全国信用金庫協会	「コンプライアンス・マニュアルの重要な見直し」及び「コンプライアンス・プログラムの重要な見直し」とは、それぞれ具体的にどのような場合を指すのか、例示していただきたい。	「重要な見直し」は、役職員の行動に実質的な影響を与える場合であり、例えば、金融機関の業務に係る法令の改正に伴うものであっても、条文の項番号の修正のようなものであれば重要な見直しとはいえませんが、金融機関の業務に直結する法令の改正により、役職員が取るべき行動自体が変わるような場面においては、その内容を見直し、周知しなければ業務の適切性が確保できない可能性があるため、「重要な見直し」に該当する場合があると思われます。いずれにしても、個別の事例に即して考える必要があります。



関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
86	法令 I. 2. ⑤	個人 (弁護士)	「コンプライアンス・プログラム」という方針の策定(Plan)の段階にあるべきものを内部規程・態勢整備(Do)に記載しているが、Planに該当するI. 1.に記載すべきではないか。	コンプライアンス・プログラムは、具体的な実践計画であることにかんがみ、態勢整備に該当するものと整理しております。
87	法令 I. 2. ⑤	第二地方銀行協会	コンプライアンス・プログラムの整備・周知については、「取締役会等」の役割としていただきたい。	コンプライアンス・プログラムは、金融機関の役職員の行為が法令等に沿ったものとなるための基本となる具体的な実践計画であり、その性質、重要性及び経営に与える影響の大きさにかんがみ、取締役会の承認が必要であることを前提としております。
88	法令 I. 2. ⑤	全国信用金庫協会	「コンプライアンス・プログラムの実施状況を業績評価や人事考課等に衡平に反映する」とは、それぞれの職責に応じて反映するという理解でよいか。	業績評価や人事考課等はそもそも、職責に応じて行われるものであり、コンプライアンス・プログラムの実施状況も職責に応じて反映することについては、当然と考えます。なお、コンプライアンス・プログラムはコンプライアンス担当者等に限らず全役職員に適用されるものであり、その実施に関する業績評価や人事考課等においては全職員に衡平に反映すべきであって、例えば営業担当者であっても、営業成績のみを偏重することがないか等、その実施に関する状況を、従業員間で衡平に反映しているかを検証いたします。
89	法令 II. 【検証ポイント】 III. 【検証ポイント】	個人 (弁護士)	3つ目の項目において、「検査官が発見した問題点を取締役会が認識していない場合」とあるが、他との平仄の観点からは、「検査官が発見した問題点を経営陣が認識していない場合」とすべきではないか。	ご指摘を踏まえ、修正いたしました。
90	法令 II. 1. (1)④	労働金庫協会	本項目の例示として「役職員が遵守すべき法令等の解説」と「各業務に即した遵守すべき法令等に関する具体的かつ詳細な留意点」が記載されている。両者の違いについて、ご教示願いたい。	「役職員の遵守すべき法令等の解説」は、法令等の一般的な解説で、「各業務に即した遵守すべき法令等に関する具体的かつ詳細な留意点」については、より業務の内容に即した具体的な手続や注意すべき事項等を記載することを意図して書き分けております。一体として規定することを排除する趣旨ではありません。

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
91	法令 II. 1. (2)②	個人 (弁護士)	コンプライアンス関連情報の適切な管理・分析は、不祥事件等の未然防止・再発防止に限らず、これらを含む法令等遵守態勢の改善・強化に役立てるとすべきではないか。	ご指摘を踏まえ、修正いたしました。
92	法令 II. 1. (2)⑤	全国銀行協会	「証券取引法上の適時開示を適切に行う態勢となっているか」とあるが、これを「不祥事件等処理態勢」に記載しているのは、不祥事件等に起因して適時開示基準を超える損失が発生した場合の適時開示を指していると考えてよいか。	ご指摘のとおり、ここでの適時開示については、法令等違反行為に関連する重要な後発事象に該当するもので、基準を超えるものを指しています。なお、一般的な開示については、「経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－の確認検査用チェックリスト」の「I. 3. ②情報開示」に記載されていません。
93	法令 II. 1. (2)⑤	全国地方銀行協会	また書きに、「証券取引法上の適時開示を適切に行う態勢となっているか」とあるが、「不祥事件等処理態勢」の項目に含めることには違和感があるため、項目を別立てとするか、不祥事件等に関する適時開示に絞った書き振りにすべきと考える。	
94	法令 II. 2. ⑥	労働金庫協会	本項目を読むと、各部門等に配置されたコンプライアンス担当者は、コンプライアンスに関するレポーティング・ライン等が所属長（部門長や営業店長等）ではなく、コンプライアンス統括部門やその管理者にあると読取れる。この理解で良いのかどうかについて確認したい。	ここでは、コンプライアンス担当者が少なくともコンプライアンス統括部門や管理者に対してレポーティングを行う態勢を想定しております。それ以外にもレポーティング・ラインを持つことを否定するものではありません。
95	法令 III. 【検証ポイント】	個人 (弁護士)	一つ目の項目において、軽微な法令違反に拘泥するあまり、重大な法令違反等に十分に深度ある検証がなされない可能性もあることから、検査の効率性と金融機関における検査負担に鑑み、とりわけ重要な法令等を中心に検証することとしてはどうか。	貴重なご意見として参考にさせていただきます。
96	法令 III. 1. ①	個人 (弁護士)	「本人確認規程においては、例えば、顧客の口座開設に関する取決め（例えば顧客の口座開設の拒否の判断基準等）が明確化されているか。」とあるが、本人確認の場面は預金口座の開設に限られないことから、本人確認法の趣旨により沿った形で、「本人確認規程においては、例えば、口座開設等の顧客との取引開始に関する取決め（例えば、本人確認に応じない場合の顧客との取引拒否の判断基準等）が明確化されているか。」などとしてはどうか。	本チェック項目においては、あくまで例示として口座開設に関する取決めを挙げており、実際の検査に当たっては、ご指摘のような点も必要に応じて検証することになります。

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
97	法令 Ⅲ. 1. ①③	全国信用金庫協会	「本人確認に関する内部規程（以下「本人確認規程」という。）又は業務細則を策定させているか」とあるが、一方で、③においては「本人確認規程及び業務細則等について定期的に指導・研修を実施する等の…」とされているため、どちらかに統一すべきではないか。また、本人確認規程において明確化すべき事項の例示が「顧客の口座開設に関する取決め」のみであるが、他の規程の策定の項目のようにいくつか例示を挙げていただきたい。	業務細則を作成すること自体は任意的であって、必ずしも必要と考えているわけではありません。一方、作成されたとすれば、これらを含め、本人確認に関する内部規程・業務細則類を指導研修などの方法により周知することが必要と考えます。例示については、一般的に本マニュアルにおいては、検証項目の意味が判りにくい場合に記載しております。
98	法令 Ⅲ. 1. ②(i)	第二地方銀行協会	本人確認に関する責任者又は担当部署は、それぞれ「兼任」、「兼任」も認められるという理解でよいか。(Ⅲ. 2. ②(i)及び3. ②(i)も同様)	本人確認、疑わしい取引、反社会的勢力への対応についての責任者又は担当部署は、その性質上、一般的にはこれらの兼任や兼任について直接に問題とするものではありません。
99	法令 Ⅲ. 1. ② Ⅲ. 2. ②	全国銀行協会	本人確認および疑わしい取引に関する態勢整備と、財務省が定める外為検査マニュアルのチェックリストにより求められる態勢整備との関係はどう考えればよいか。 例えば、外為検査マニュアル上は「資産凍結等責任者」、「本人確認等責任者」、「オフショア勘定責任者」の設置が求められているが、それとは別に、本マニュアルの「本人確認に関する責任者」、「疑わしい取引に関する責任者」の設置を求めているのか。	求められる機能が発揮される態勢となっている限り、本マニュアルの「本人確認に関する責任者」、「疑わしい取引に関する責任者」を別に設置することが必要となるわけではありません、
100	法令 Ⅲ. 2. ①	労働金庫協会	犯罪行為等の発生が推察される事象を金融機関が判断することは非常に困難である。金融機関に判断の取り決めを求めるのであれば、その取り決めの適切性を検証できる、疑わしい取引の届出が犯罪行為等の摘発に繋がった顕著な事例等の重要な事象の例示を要望する。	疑わしい取引の判断基準については、特定金融情報室等の作成した「疑わしい取引の参考事例」が公表されておりますので、ご参考としてください。
101	法令 Ⅲ. 2. ②(v)	全国地方銀行協会	「経営に重大な影響を与えるものについては、速やかにコンプライアンス統括部門や内部監査部門へ報告」との記述があるが、疑わしい取引に関してのみ、「コンプライアンス統括部門への報告」に加え「内部監査部門への報告」が記述されている理由は何か（「Ⅲ. 1. ②(ii)」の【本人確認に関する態勢の整備】のところでは、「コンプライアンス統括部門へ報告」とのみ記述されている）。	ご指摘を踏まえ、Ⅲ. 1. ②(ii)【本人確認に関する態勢の整備】の該当部分を「コンプライアンス統括部門や内部監査部門へ報告」と修正いたしました。

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
102	法令 Ⅲ. 2. ④	全国信用金庫協会	疑わしい取引の届出の件数が業務の規模・特性からみて著しく僅少である場合には、「参考事例集」といったものまで作成できないことが想定されるが、そのような場合、検査においては疑わしい取引の判断基準等が有効に機能しているかの検証に止まるとの理解でよいか。	「参考事例集を作成する等」として例示であることを示しております。
103	法令 Ⅲ. 2. ④(iii)	個人 (弁護士)	「疑わしい取引の判断基準等が有効に機能しているか十分に検証する」とあるが、機能の有効性の検証をする前段階として、判断基準自体が適切であるか否か検証すべきですので、「疑わしい取引の判断基準等の適切性や態勢が有効に機能しているか十分に検証する」と修正すべき。	疑わしい取引の判断基準等が有効に機能しているかとの検証項目には、その適切性の検証や態勢の有効性を検証することも含まれると考えます。
104	法令 Ⅲ. 3.	預金保険機構	反社会的勢力の対応について、既に行っている反社会的勢力向け与信等に関する情報を一元的に管理すること、また、その回収・処理を適切に対応することを明示する必要があることから、「反社会的勢力に対する与信等に関する情報を一元的に管理するとともに、その回収・処理に当たっては適切に対応しているか。」を新しい項目として追加すべきではないか。	与信に限らず、反社会的に関する情報の一元的管理についてはⅢ. 3. ②(i)に記載しております。また、適切な回収・処理に関しては、Ⅲ. 3. ③(i)において、担当部署の役割に関して明示しました「適切な対処」に含まれているところで。
105	法令 Ⅲ. 3. ①(iii)	個人 (弁護士)	反社会的勢力の対応について、必ずしもコンプライアンス・マニュアルに記載する必要はなく、別の規程等への記載でも足る場合があることから、「コンプライアンス・マニュアル」を「コンプライアンス・マニュアル等」とすべき。	コンプライアンス・マニュアルにおいて明確に記載し、周知する場合と同様の効果が得られる施策により、反社会的勢力の判断基準、初期対応の方法、連絡先、担当者等を記載しているのであれば、形式的にコンプライアンス・マニュアルに記載していないことをもって不適切とすることはありませんが、その旨ご説明いただくこととなります。
106	法令 Ⅲ. 3. ①(iii)	個人 (弁護士)	「反社会的勢力への対応について」とあるが、「反社会的勢力の定義・範囲」を記載すべきではないか。	反社会的勢力について限定的に定義することは、その性質上そぐわないものと考えます。

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
107	法令 Ⅲ. 3. ①(iii)	個人 (弁護士)	「子会社・関連会社においても同様の措置をとっているか。」とあるが、グループ会社における一元的管理との趣旨か。	この検証項目は、必要に応じて子会社・関連会社においてもコンプライアンス・マニュアル等の記載を同様にしているかを検証するものです。金融機関の子会社・関連会社による反社会的勢力への対応が不適切であることによって、グループ全体の反社会的勢力の排除が困難になるようなケースにおいて、このような施策をとることが考えられますので、検証項目として記載しております。グループ会社における一元的管理という趣旨ではございません。
108	法令 Ⅲ. 3. ②(ii)	第二地方銀行協会	「反社会的勢力との取引を防止するための事前審査を行う態勢の整備」とされているが、「事前審査を行う態勢」とはどのようなことを想定しているのか。	反社会的勢力との取引を防止するためには、取引先の属性やその資金用途等の審査を事前に行う必要がありますが、そのために必要となる審査態勢を指します。
109	法令 Ⅲ. 3. ③(ii)	全国地方銀行協会	前段に記述のない「反社会的勢力との取引に関する内部規程」について本項で「周知・徹底」を求めることは、記述として整合的でないと考え（「Ⅲ. 3. ①」では、「方針」を示すことは求めているが、内部規程については一切触れていない）。	「反社会的勢力との取引に関する」は、「内部規程及びコンプライアンス・マニュアルの該当部分」に掛かりますので、内部規程及びコンプライアンス・マニュアルの中で反社会的勢力との取引に関する記述についての周知・徹底を行っているかを検証する趣旨です。
110	法令 Ⅲ. 4. ①(ii)	個人 (弁護士)	「反社会的勢力との取引を防止するための事前審査」に「及び疑わしい取引の届出や取引停止・解消への取組みを行う態勢の整備」を追加すべき。	Ⅲ. 3. ③(i)において、反社会的勢力に対応する担当部署の役割として、適切な対処に向けた指導を行う態勢となっているかを記載しております。
111	法令 Ⅲ. 4. ①	個人 (弁護士)	不祥事件への対応については、むしろ不祥事件等の発生防止態勢を検証するための着眼事項を記載すべきではないか。	法令等違反行為の発生防止態勢の一環としてこれらの着眼点を記載しております。なお、明確化の観点から「不祥事件等」の定義は削除し、法令等違反行為に統一いたしました。
112	法令 Ⅲ. 4. ②	個人 (弁護士)	賞罰・人事考課については、不祥事件等への対応に限らず、全体的な法令等遵守の推進に係る重要施策であり、Ⅲ. 個別の問題点ではなく、Ⅱ. 管理者による法令等遵守態勢の整備・確立状況に位置づけられるべきではないか。	特に法令等違反行為への対応において問題となりやすいためにここに位置づけましたが、賞罰・人事考課の評価項目上、法令等遵守に対し十分な考慮がなされることは、法令等遵守態勢の整備・確立の観点からも重要であると考えています。



関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
113	法令 Ⅲ. 5. ①	個人 (弁護士)	「例えば、以下の事項の適法性については、特に慎重な検討を経て十分に検討されている態勢となっているか」とあるが、適法性に限らずコンプライアンス上の適切性について十分な検討がなされる態勢となっている必要があるのではないか。また、新規商品等審査との平仄が必要なのではないか。	このチェック項目は、特に適法性の検討に関わる部分について検証することとしています。一般的な適切性については、新商品等審査において判断されることと整理していません。なお、「特に慎重な検討を経て十分に検討されている態勢となっているか」を「特に慎重な検討を経る態勢となっているか」に修正いたします。
114	法令 Ⅲ. 5. ② (i)	個人 (弁護士)	「適法性の判断の前提となる背景事情や前提事実」とあるが、「適法性等」としてコンプライアンスの観点を含めるべきではないか。	ご指摘を踏まえ、修正いたしました。
115	法令 Ⅲ. 5. ①	全国銀行協会	利益相反性について検討が必要な事案として例示している「同スキームにアレンジャー兼レンダーなど複数の立場で関与する場合」について、「アレンジャー兼レンダーなど複数の立場で関与する場合」はシンジケート・ローンの事案として多数ある。その全てのケースが「利益相反性についての検討が必要な場合」に該当するのではなく、例えば、クレジット上問題ある借入人向け既存バイラテ貸出をシンジケート・ローンで肩代わりする事案やシンジケート・ローンの保全条件・期限等が既存の相対貸出の条件に劣後する事案等において、シンジケート・ローン参加検討金融機関に対してその旨明示したかどうか等を確認する態勢整備が求められている、との理解でよいか。	ここでは、同スキームに複数の立場で関与する場合等の中で、利益相反性の検討が必要な事案につき、特に慎重な検討が行われる態勢となっているかを検証するものです。何が利益相反性の検討が必要な事案であるかは、その事案の性質、金融機関の法令等遵守規程等の総合的な考慮に基づき、金融機関自らが判断し、リーガルチェック等が必要なものを適切にチェックできる態勢となっているかが重要と考えます。
116	顧客 全般	第二地方銀行協会	顧客の立場からみてどのような金融機関でありたいかは各金融機関の経営判断であることから、「顧客保護等管理態勢」の検証に当たっては、当該金融機関の方針に応じた態勢が整備されているかという観点から検証するという理解でよいか。その場合、実際の検査に当たっても、そのような考え方を踏まえた運用が行われるよう徹底していただきたい。	当該金融機関の顧客保護等管理方針に基づいた態勢が整備されているかを検証し、顧客保護等管理方針に示された理念が実現されているかを検証いたします。なお、検査においては、基本的に経営判断について過度に立ち入ることはいたしません。顧客保護等基本方針において、法令等、顧客保護等の趣旨を没却するような方針が示されているような極端なケースでは、経営管理（ガバナンス）態勢の問題として、経営陣の認識を問うこととなります。

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
117	顧客 全般	第二地方銀行協会	顧客情報管理態勢では、「個人情報の保護に関する法律」および関連ガイドライン等を踏まえ、金融機関に新たな対応を求めるものではないという理解でよいか。	個人情報の保護に関する法律、その関連ガイドライン等を含む法令等のほかにも、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針、主要行等向けの総合的な監督指針等、その他の金融機関が踏まえるべき様々なものが存在しますが、これらを遵守する態勢ができていない金融機関について新たに規制を課す趣旨のものではありません。
118	顧客 全般	第二地方銀行協会	各管理態勢のチェックリストの記載の整合性を取っていただきたい。例えば、「顧客保護等管理態勢」には「内部監査実施要領及び内部監査実施計画の策定」の検証項目がなく、また、「法令等遵守態勢」には内部監査実施要領又は内部監査実施計画に記載する項目の例示がないなど、各管理態勢のチェックリストの整合性が取れていない部分がある。これらを使い分けているのであれば、その理由を明確にしてください。	各管理態勢のチェックリストの記載は、できる限り整合性を保つように記載しておりますが、その性質から記載をしていないものがあります。 なお、顧客保護等管理態勢のチェックリストの内部監査実施要領及び内部監査実施計画については、ご指摘を踏まえ記載を追加いたしました。
119	顧客 全般	労働金庫協会	顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト（案）では、他のチェックリストと異なり内部監査に係る項目が設けられていないが、その理由等についてご教示願いたい。	
120	顧客 全般 I.2.	全国地方銀行協会	経営管理（ガバナンス）態勢のチェックリストの「II.2.②」（8頁）には、内部監査部門が監査すべき対象として「顧客保護等」が記載されているが、顧客保護等管理態勢のチェックリストには、他のチェックリストにある【内部監査実施要領及び内部監査計画の策定】についての記述がない。この理由は何か。	

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
121	顧客 全般	個人 (会社員)	この取組は非常に重要なものと大いに期待したいところ。現在の金融機関の組織体制、権限体系から離れた観点からのアプローチであるので、金融機関にとって態勢整備は困難なのではないか。改善を促す意味で、例えば、顧客情報管理責任者の立場と利益相反が生じないと解される職務の範囲を明示すること、顧客情報管理者はどこの所属に位置すべきものであるか例示するなど、金融機関が検査マニュアルの解釈に困るおそれを減じる方策が必要なのではないか。専門部署の担当者か、他の職務との兼職を許すものか、営業店等に所属しても構わないのか、貴局の許容する範囲を明確にお示し頂きたい。	顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリストは、現在の金融機関の顧客保護の取組みや組織体制のあり方が様々であること、金融機関による顧客保護のための自主的な取組みのインセンティブを阻害しないようにすること等を踏まえ、柔軟な構造による検証を可能にするため、他のチェックリストとはやや異なる枠組みにしております。 例えば、顧客情報管理者の所属や専門部署の担当者の所属を例示することは、金融機関の取組みを固定化してしまう可能性もあり、ここでは明示しておりません。したがって、ここに示した機能が存在し、問題が生じていないかという範囲において検証を行うことにしております。
122	顧客 全般 I.2.②	全国信用金庫協会	他の管理態勢チェックリストでは「管理者」と記述されている一方で、顧客保護等管理態勢においてのみ管理者に相当するものとして「管理責任者」との記述があるが、書き分けられている理由は何か。	顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリストにおける「管理責任者」は、チェックリストの検証の視点が異なるため（上記回答参照）、管理の役割と責任を担う者を指す概念として、管理部門の管理者とは書き分けております。
123	顧客 I.【検証ポイント】	労働金庫協会	検証ポイントの4項目目に例示として「営業推進部門等を含む顧客保護の必要性のある部門や部署等に担当者を配置する等の方法により管理を行っている場合もある」と記載されているが、これは営業推進部門等に「コンプライアンス担当者」的な立場になる職員等を配置する方法」と解して良いのか確認したい。 (関連する事項として、I.2.④(ii)に記載の例示)	検証ポイントの第4項目に示した例示は、あくまで現状の取組みの一部を示したものであり、この方法が適切なのかどうかは、当該金融機関の顧客保護等態勢全体との関係で捉えるべきと考えます。
124	顧客 I.1.②(i)	労働金庫協会	顧客を保護するための管理方針の策定に当たり、顧客説明および相談苦情への対処に対する十分性とは、具体的にどのレベルを指すのか例示いただきたい。	顧客説明及び顧客サポート等の適切性・十分性については、自ら経営陣が判断し、方針を定めて、これに合わせてそれぞれの態勢を整備すべきものであり、具体的にどのレベルを指すのか一概にお示しするのは、金融機関の向上に向けた自主的な取組みを阻害することになりかねず、適切でないと考えます。

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
125	顧客	I.2.②	第二地方銀行協会 <p>①「顧客説明管理責任者」、「顧客サポート等管理責任者」、「顧客情報統括管理責任者」、「外部委託管理責任者」を設置することとされているが、それら責任者の統括責任者を設置する必要はないという理解でよいか。  ②その場合、Ⅲ.1.①【新規商品等に関する取扱い】に記載されている「顧客保護等管理責任者」とは、上記責任者のうちのいずれかの責任者あるいは各責任者という理解でよいか。</p>	<p>①必ずしも設置を要するわけではありませんが、それぞれの金融機関の規模・特性に応じ、自ら方針として決めて統括責任者を設置することを妨げるものでもありません。  ②ここでは各責任者という意味です。</p>
126	顧客	I.2.②③	全国地方銀行協会 <p>顧客保護等の各管理責任者（特に顧客説明管理責任者および顧客サポート等管理責任者）については、一定の牽制機能を確保する態勢を整備していれば、営業推進部門等に設置しても問題ないと考えてよいか。</p>	<p>営業推進部門等において牽制機能が十分に確保される態勢を整備した結果、その機能が阻害されていないのであれば、顧客説明管理責任者及び顧客サポート等管理責任者が営業推進部門に設置されているからといって直ちに問題視することはありません。しかし、このような組織体制をとった場合、現実に牽制機能が確保され、機能が阻害されないようになっているかどうかはケースバイケースであり、検査官はその説明を求めることとなります。</p>
127	顧客	I.2.②	全国地方銀行協会 <p>「外部委託先の顧客情報管理」については、「顧客情報統括管理責任者」と「外部委託管理責任者」の双方が責任を担うとの理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
128	顧客	I.2.②	第二地方銀行協会 <p>「顧客情報統括管理責任者」とは、「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」の2-1①で求められている「個人情報の安全管理に係る業務遂行の総責任者である個人情報管理責任者」に該当するという理解でよいか。</p>	<p>個人データに関しては、個人データ管理責任者に該当することが通常と思われます。</p>

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
129	顧客 I.2.② 脚注2	全国銀行協会	「顧客説明管理責任者について複数の配置をした場合、連帯して責任を負う方法や、管理全般に責任を負うものを定める方法により、責任の所在が明確となっているかを検証する」旨の記載となっているが、例えば商品別に顧客説明管理責任者の責任範囲が明確であるなど、責任の所在を明確にする体制であれば問題ないか。	I.2.②脚注2においては、「例えば、顧客説明について、複数の顧客説明管理責任者を配置して管理させる態勢もありうるが、その場合には、管理全般に係る責任を複数の顧客説明管理責任者が連帯して負う方法や、複数の顧客説明管理責任者のうち管理全般に係る責任を負う者を定める方法により責任の所在が明確となっているかを検証する」と記載しており、商品別に顧客説明管理責任者を置く場合には、顧客説明全般に係る責任の所在が明確とされているか（連帯責任を負うか、又は、顧客説明全般に係る責任を負う者が存在するか否か）を検証することとなります。
130	顧客 I.2.④(iii)	第二地方銀行協会	「顧客情報管理者」とは、「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」の2-1②で求められている「個人データを取り扱う各部署における個人データ管理者」に該当するという理解でよいか。	個人データに関しては、個人データ管理者に該当することが通常と思われます。
131	顧客 I.2.④(iii)	全国信用金庫協会	「各部門又は部署に、顧客情報を管理する顧客情報管理者を配置し」とあるが、「顧客情報管理者」との表現は、他のチェックリストにおける「管理者」と同列に位置づけなければならないものと誤解されるおそれがあるため、法令等遵守態勢における「コンプライアンス担当者」のように「顧客情報管理担当者」としてはどうか。	ご指摘を踏まえ、修正いたしました。
132	顧客 I.2.⑤(ii)	第二地方銀行協会	「顧客情報管理者」は「外部委託管理責任者」が兼務することも認められるという理解でよいか。	本チェックリストのI.2.②の脚注2にあるように、「一の顧客保護等の管理責任者が他の顧客保護等の管理責任者や他の部門の職員（管理者含む）を兼任する場合には、業務の規模・特性に応じてその態勢が合理的か否か、専任の管理責任者を置く場合と比して顧客保護等の観点から同等の機能が確保されているかに留意して検証する。」としており、「外部委託管理責任者」が他の職務を兼務することについては、これに即して又は準じて考えることとなります。



関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
133	顧客 I. 2. ⑦	第二地方銀行協会	「… 顧客保護等管理部門からの直接の報告を行わせる態勢を整備しているか」という記載は「… 各管理責任者からの直接の報告を行わせる態勢を整備しているか」と変更すべきではないか。	ご指摘を踏まえ、修正いたしました。
134	顧客 I. 3. (1)①	全国信用金庫協会	「必要な場合には、利害関係者以外の者によって構成された調査委員会等を設置する等、その原因究明については万全を期しているか」とあるが、「必要な場合」とは、具体的にどのような場合を想定しているのか。また、「利害関係者以外の者」とは当該金融機関内部の者でも差し支えないか。	問題点を分析する場合に、利害関係者以外の者でなければ十分な調査、検証ができないと経営陣が判断した場合です。具体的な例示としては、顧客保護上の非常に大きな問題が発覚し、公正な調査が行われると判断される第三者により調査委員会を立ち上げて調査を行わなければ、金融機関としての信頼を失う結果になると経営陣が判断した場合などが挙げられます。
135	顧客 II. 1. (1)③	全国銀行協会	金融商品取引法では、「プロ投資家」と「一般投資家」によって金融機関に対する行為規制が異なっており、顧客説明マニュアルについても、法の趣旨を踏まえ、画一的な内容を求めるものではないとの理解でよいか。 例えば、「顧客の知識、経験及び…具体的な手続を含む」というのは「適合性原則」に基づくものであるが、金融商品取引法においては、「プロ投資家」は「適合性原則」の適用除外となっている。金融検査マニュアルの内容は「一般投資家」を想定して記載されたものなので、「プロ投資家」の場合は、法の趣旨を踏まえた対応がなされているか否かを確認されるとの理解でよいか。	本チェック項目は、金融機関の営む業務の内容及び方法に 応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置に関する社内規則を定め、これに基づく十分な説明態勢を整備することが法令上求められていることを踏まえ、適切に顧客説明マニュアルを策定しているかを検証するものです。
136	顧客 II. 1. (1)③	個人 (弁護士)	「顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた」とあるが、「財産の状況」の後ろに「等」を追加すべきではないか。また、金融商品取引法・金融商品販売法により顧客の投資の目的が追加されたことに伴い、端的に「目的」を追加すべきではないか。	

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
137	顧客 II. 1. (1)③	全国信用金庫協会	例えば一般的な普通預金や定期預金は、取引の都度顧客に対して説明を行い、そのエビデンス（証拠）を整備することは非現実的であると思われる。したがって、これら取引については、顧客説明マニュアルにおいて説明を要しない取引に区分することを妨げないと考えてよいか。	本チェック項目については、基本的には、顧客説明マニュアルの内容が金融機関の営む業務の内容及び方法に応じた、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の説明の手続を網羅し、詳細かつ平易に規定されているかを検証します。 ここで、どの商品に対し、どの程度の説明を行い、その証拠を保全するかについては、商品の内容や顧客の属性等により経営陣が決め、マニュアルに記載することを前提としております。ただし、具体的に何を行うのかは、あくまで顧客の保護のための必要性の視点から決められるべきものであり、金融機関側の都合で決まるものではありません。
138	顧客 II. 1. (1)②	個人 (弁護士)	手数料等、顧客の属性にかかわらず説明すべき事項があることから、4 つ目の項目において「顧客の属性に応じて」とあるのは、「顧客の属性等」とすべきではないか。	手数料等、顧客の属性にかかわらず説明すべき事項については、2 つ目の項目にある「顧客説明を行う者が遵守すべき事項に関する取決め」に含まれると考えます。
139	顧客 II. 1. (1)②	個人 (弁護士)	「顧客保護のために必要な情報の共有に関する取決め」とあるが、保険募集への非公開金融情報の利用等に関する取決め等についても規程に記載すべきであり、ここは、「共有・利用」とすべきではないか。	ご指摘を踏まえ、修正いたしました。
140	顧客 II. 1. (1)③ (ii)	個人 (弁護士)	「顧客の属性（顧客の知識、経験及び財産の状況をいう。）」を「顧客の属性（顧客の知識、経験及び財産の状況等をいう。）」とすべきではないか。	
141	顧客 II. 1. (2)	全国銀行協会	顧客説明管理責任者が顧客説明マニュアルを他の部門に策定させ、顧客説明に係る管理を実施させている場合は、顧客説明責任者が自ら顧客説明に係る管理を実施するのではなく、他の部門による管理の適切性を検証し、必要に応じて改善していくことを否定するものではないとの理解でよいか。	顧客説明管理責任者が顧客説明に係る管理に係る作業を他の者を通じて実施させることも不適切となるものではありません。しかし、管理を丸投げし、自らは何も見ないが、後付的に適切性を検証するというのであれば、実質的に管理を行っていないとの指摘を行うことになると思われます。

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
142	顧客 II. 1. (2)	全国銀行協会	顧客保護等管理の各管理責任者の役割に関して、管理責任者は説明マニュアルや規程等の適切性の確認やモニタリングといった顧客保護全般に係る管理業務を行い、顧客説明や顧客サポート等を行う部門や部署の人員配置や人事評価といった体制整備等については、管理責任者以外のほかの役員等が担う態勢も、顧客保護等管理の機能が確保されていれば、金融機関の規模・特性に応じて認められることを確認したい。	各管理責任者による顧客保護等管理態勢の整備について、十分な機能が発揮されるのであれば、人事権については、別の部署が有する組織体制とすることも可能と考えます。
143	顧客 II. 1. (2)④	個人 (弁護士)	顧客保護の観点からは、広告等は、単に適法要件を充足していれば足りるものではなく、何らかの記載を追加すべきである。	ご指摘を踏まえ、「顧客に対する説明として十分かつ適切なものとなっているか」を追加いたします。
144	顧客 II. 1. (2)⑤ (i)	労働金庫協会	本項目では、「必要に応じ抑止行動をとっているか。」と記載されているが、「抑止行動」とは、規程・マニュアル等を遵守させるための行動と理解して良いのか確認したい。 なお、顧客説明態勢については、登録証券業務に係る顧客説明態勢と同様の整備を求められているように読取れるが、その理解で良いのかどうかについても合せて確認したい。	ここでいう「抑止行動」とは、法令等、方針、内部規程、業務細則等に違反した行為や違反するおそれのある行為を抑止し、これらを遵守させるために必要な行動を意味します。 顧客説明態勢については、登録証券業務に限らず、全ての取引について適切な態勢の整備がなされているか検証いたします。
145	顧客 II. 2. (1)② 及び③ II. 2. (2)② (ii)	個人 (弁護士)	「反社会的勢力」の後に「等」を加え、いわゆるクレイマーについても着眼点を追加すべきではないか。	ここでは、特に反社会的勢力による圧力行為を相談・苦情等と区別する趣旨で記載しております。
146	顧客 II. 2. (1)③	個人 (弁護士)	振り込め詐欺は口座の不正利用の一環であり、「振り込め詐欺等の口座の不正利用に係る犯罪」とすべきではないか。	ご指摘を踏まえ、修正いたしました。
147	顧客 II. 2. (2)④	個人 (弁護士)	改善の対象を明確化する観点から「内部管理態勢の改善」とすべきではないか。	改善については、様々な取組がありうると認識しております。
148	顧客 II. 2. (2)⑥	個人 (弁護士)	「承認」事項が本文中にないことから、タイトルからは削除すべきではないか。	ご指摘を踏まえ、修正いたしました。
149	顧客 II. 2. (3)	個人 (弁護士)	「適時に」の位置を、「見直しを」「行い」の間にすべきではないか。	「適時に」は、この部分以降全体に掛かるものとして記載しております。

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
150	顧客 II. 3. (2)④ (ii)	全国銀行協会	顧客情報漏えい事案を速やかに取締役会等に報告することについて、全件を報告するものの、迅速性については、重要度に応じて都度報告する事案と定例的に纏めて報告する事案に分けるなどの対応を否定するものではないことを確認したい。	「定例的に」とのご質問がどの程度の頻度を意味するのか不明である上、一概に示すことは困難です。顧客情報管理者が顧客情報統括管理責任者に対し「直ちに」報告させる態勢となっており、顧客情報統括管理責任者が「速やかに」コンプライアンス統括部門及び取締役会等に報告する態勢となっているかを検証します。
151	顧客 II. 4.	全国地方銀行協会	オペレーショナル・リスク管理態勢のチェックリストにも「3. 外部委託業務のオペレーショナル・リスク管理」(1頁)との項目がある中、「外部委託業務」の定義を一律に示すことは困難と考えられるものの、外部委託先の管理漏れの防止や効率的な委託先管理の観点から、「外部委託業務」について一定の例示を行っていただきたい。	外部委託管理とは、基本的には、経営陣が管理が必要と考える外部への業務の委託に関する管理であるとしかいかえませんが、あえて例示するならば、計算業務、現金輸送、電子計算機に関する事務、文書作成・保管・発送業務、現金自動支払機の保守・点検業務などを第三者に対して委託する場合がこれに当たる場合が多いと考えられます。
152	顧客 II. 4.	全国信用金庫協会	「II. 4. 外部委託管理態勢」の各項目は、外部委託全般に係るチェックリストではなく、そのうち顧客取引に影響を与える外部委託を行っている場合のチェックリストと考えてよいか。	本チェックリストの外部委託に関する部分は、取締役会が顧客保護等管理方針を定め、この方針に従い、管理対象とした外部委託業務の管理を適切に行っているかを検証するためのチェックリストです。したがって、顧客取引に影響を与えるものに限るという観点ではなく、顧客情報や顧客への対応に関する外部委託の適切性の確保に必要なものが含まれます。
153	顧客 II. 4. (2)②	全国信用金庫協会	「外部委託先に対するモニタリングに関する取決め」を定めるにあたっては、当該外部委託先の規模・特性等に応じたモニタリングを行うように取決めを定めることも差し支えないと考えてよいか。	顧客保護等管理方針の内容及び外部委託規定該当部分の定め方によりますが、モニタリングが実効的に行われる限り、一般的に、外部委託先の規模・特性等を考慮し柔軟に取決めを定めることもできると思われれます。
154	顧客 II. 4. (2)③	全国銀行協会	「外部委託管理責任者は・・・確認しているか」を、「・・・確認する態勢を整備しているか」に変更していただきたい。	ご指摘を踏まえ修正いたしました。
155	顧客 III.	個人 (会社員)	III. 個別の問題点において「顧客保護等管理責任者」の用語が用いられているが、この確認検査用マニュアルでは、それ以前に出てきていないように思われる。あるいは、「顧客保護等の管理責任者」か。	「顧客保護等管理責任者」は、顧客保護等の各管理責任者を総称するものです。

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
156	顧客 Ⅲ. 2. (1)②	個人 (弁護士)	「不祥事件等」に限る必要はなく、「不祥事件等を含む法令違反行為等」についての未然防止の方策が必要なのではないか。	ご指摘を踏まえ、明確化の観点から「不祥事件等」の定義は削除し、法令等違反行為に統一いたしました。
157	顧客 Ⅲ. 2. (1)③	個人 (弁護士)	「以下の取引又は商品」に、投資信託や保険商品を追加すべき。これらは金融機関における手数料収入の主力であり、かつ、苦情等も増加しており、これらのリスク商品こそ記載すべきである。	「リスク商品」に該当するものについては、Ⅲ. (2)②において検証することとしています。
158	顧客 Ⅲ. 2. (1)③	個人 (弁護士)	「デリバティブ等と預金等との組合せによる満期時に全額返還される保証のない商品」については、金融商品取引法の「特定預金等」より狭い概念となっており、平仄を合わせるべきではないか。実際、仕組預金で苦情となることが多いものは、満期時元本保証型で、金融機関が満期延長のオプションを持っており、途中解約の場合は元本欠損が生じるタイプのものであると認識している。	解約に係る手数料については、Ⅲ. 2. (2)①において検証することとしています。
159	顧客 Ⅲ. 2. (1)④	全国銀行協会	「シンジケート・ローンのアレンジャー業務における情報提供態勢」に関して、顧客である借入人が開示することに同意しない情報についてはアレンジャーであっても参加検討金融機関に開示はできない、という理解でよいか。上記がそのとおりであるとした場合に、ここで要請されていることは、参加検討金融機関から情報開示要請を受けた場合に、アレンジャーとして借入人に対し参加検討金融機関に必要な情報開示を行うよう従来以上に積極的に働きかけることが求められている、という理解でよいか。	本チェック項目は、顧客との紛争を未然に防止するためどのような態勢が整備されているかを検証するものであり、その例示としてシンジケート・ローンのアレンジャー業務における情報提供態勢の整備がどのように徹底されているか挙げております。したがって、借入人の情報の開示が守秘義務違反となるような場合には、紛争防止の観点から問題になりえますし、また、レンダーに提供する情報が不適切であるような場合にも問題となりえます。 なお、本マニュアルは、あくまで検査官の手引書であり、金融機関に対して何かを要請する又は求めるという性質のものではありません。



関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
160	顧客 Ⅲ. 2. (1)④	個人 (弁護士)	「契約に関する顧客の意思を確認することができる意思確認書類の作成」が記載されているが、かかる書面がなくともリーガルリスク管理として十分なケースも多い上、一律に必要とすることは、顧客の利便性の阻害や「確認書を取っておけば大丈夫」との本質からずれた管理態勢にもつながりかねないため、「必要に応じ」との文言を追加すべき。	ここでは、「例えば」として例示にしておりますので、必ず義務付けなくてはならないわけではありません。金融機関の業務の特性に応じ、顧客との紛争の未然防止の観点から意思確認書類を取得することが適切であるとした場合に、これを徹底しているかを検証するものです。逆にその取得に際して金融機関が本マニュアルを口実にする等の不適切な事象があれば、当然厳格に検証することになります。
161	顧客 Ⅲ. 2. (2)②	個人 (弁護士)	「法令等に違反しない顧客説明」よりも、説明義務をきちんと果たすという意味からは「法令等を踏まえた顧客説明」とした方がよいのではないか。	ご指摘を踏まえ、「法令等に違反しない顧客説明」を「法令等に則った顧客説明」に修正いたしました。
162	顧客 Ⅲ. 2. (2)③	個人 (弁護士)	本事務年度の検査基本方針等を踏まえれば、例えば、個人保証における説明態勢も重要ではないか。	個人による保証契約に関する説明態勢についても「顧客説明マニュアルに従い、適切かつ十分な顧客説明が行われる態勢が整備されているか」として検証が行われるものとしています。
163	顧客 Ⅲ. 2. (3)	個人 (弁護士)	例示として「プライベート・バンキング等」が挙げられているが、利益相反関係の問題は、プライベート・バンキングよりもむしろ一義的にはホールセールやリテール業務を含めた金融コングロマリット全体の問題として捉えるべきではないか。	あくまで本項目の「例えば」以降の部分は例示ですが、プライベート・バンキング「等」としており、様々な場面で問題となることを前提としております。
164	顧客 Ⅲ. 4. ②	全国地方銀行協会	「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」の第 13 条 6 において、本人の同意を要する個人データの第三者提供に該当しない場合が規定されていることを踏まえ、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第 13 条 6 に該当する場合を除き、子会社・関連会社等との間で顧客情報を共有する場合には、共有に係る同意を、原則として書面により、事前かつ適切に取得する態勢となっているか」とすべきと考える。	ご指摘を踏まえ、明確性の観点から、「第三者との間で顧客情報を共有する場合、共有に係る同意を原則として書面を取得する等の方法により、事前かつ適切に取得する態勢となっているか。ただし、個人の顧客情報については、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第 13 条第 6 項に該当する場合を除く。」と修正いたしました。
165	信用 全般	全国地方銀行協会	「営業推進部門」と「営業推進部門等」の違いは何か（「等」には何が含まれるのか）。	ご意見を踏まえ、「営業推進部門」と「営業推進部門等」で明確な相違がなく実質的に同じであることから、「営業推

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
166	信用 全般	全国地方銀行協会	<p>「Ⅱ.2.」において、信用リスク管理部門として「審査部門」、「与信管理部門」及び「問題債権の管理部門」が記述され、信用リスク管理部門については「営業推進部門等」からの独立性の確保が求められている一方、資産査定管理態勢のチェックリストの脚注3（2頁）では、「営業関連部門」として「営業店」、「本部営業部門」及び「本部貸出承認部門」が記述されている。ここで、「本部貸出承認部門」が実質的に「審査部門」を指すとすると、信用リスク管理部門としての審査部門と、営業関連部門としての審査部門が存在することとなり、各部門の概念を整理しにくい。このため、「営業推進部門」と「営業関連部門」の関係（差異）をはじめ、本マニュアルに登場する各部門の定義・役割等をより明確に整理のうえ記述していただきたい。</p>	<p>進部門等」に記載を統一しました。「営業推進部門等」の定義については、【本マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】の(6)⑤をご参照ください。</p> <p>なお、信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリストにおいては、「営業推進部門等」に対する審査部門の牽制機能を検証することが記載されていますが、資産査定管理態勢の確認検査用チェックリストにおいては、営業店及び本部営業部門のみならず本部貸出承認部門までも含めた「営業関連部門」に対する「営業関連部門」から独立した部門の牽制機能を検証することが記載されています。</p> <p>（「審査部門」と「本部貸出承認部門」が同じである金融機関が多いものと考えます。）</p>
167	信用 全般	個人 (会社員)	<p>信用リスク管理態勢に関しては、様々な部門名が出てきており、さらに整理する、あるいは掲示された部門について期待される機能・役割を脚注でさらに説明することが望まれる。</p> <p>例えば、Ⅰ.1.②では「融資部門」とあるが、これについては説明されていないため、「営業推進部門」「審査部門」「信用リスク管理部門」「与信管理部門」「問題債権の管理部門」との関係ではどこまでの範囲を想定しているのか、不明確なものではないか。</p> <p>また、「信用リスク管理部門」と「与信管理部門」との関係は、貴局としてどう見ているのかチェックリストの中で明確に示したほうがよいのではないかと。</p>	<p>Ⅰ.1.②【融資部門等の戦略目標の整備・周知】は、金融機関全体の戦略目標と「融資部門等」の戦略目標との整合性等の検証に関する記載であり、金融機関がどのような戦略目標を策定するかによって「融資部門等」の範囲は異なるものと考えます。したがって、「融資部門等」には、顧客と融資取引を行う部署のみならず、例えば、信用リスクの発生を伴う市場取引を行う部署等の信用リスクに関係する部署が幅広く含まれることも考えられます。</p> <p>また、「Ⅱ.2.信用リスク管理部門の役割・責任」の中で、①【審査部門の役割・責任】、②【与信管理部門の役割・責任】、③【問題債権の管理部門の役割・責任】という項目を記載している通り、本チェックリストにおいては、これら三つの部門を総称して信用リスク管理部門としています。</p>

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
168	信用 I. 1. ③	全国地方銀行協会	「信用リスクの特定、評価、モニタリング、コントロール及び削減に関する方針」との記述があるが、重要なことは、信用リスクを適切な範囲でコントロールすることであると考えられ、「削減」という文言があると、あたかも信用リスクは「削減」すべきものであるかのような誤解を与えかねないため、「削減」の文言は削除すべきと考える。	ご指摘の箇所は、常に信用リスクを削減すべきという趣旨で記載したものではありませんが、例えば、金融機関にとって許容できる信用リスクを超えた場合は「削減」の検討が必要になると考えます。
169	信用 I. 1. ③ II. 1. ①②	全国地方銀行協会	現行の金融検査マニュアルにおいては、「信用リスク管理の方針」、「クレジット・ポリシー」、「信用リスク管理のための規定」の策定・整備が求められているが、今回の改訂案では、「信用リスク管理方針」、「信用リスク管理規程」については記述があるが、「クレジット・ポリシー」に関する記述はない。従来「クレジット・ポリシー」の概念は、改訂金融検査マニュアルにおいて、どこに組み込まれていると考えればよいか（「信用リスク管理方針」の中か）。	クレジット・ポリシーの概念は、信用リスク管理方針（以下、「方針」という。）や信用リスク管理規程（以下、「規程」という。）に包摂されるものと考えます。なお、クレジット・ポリシーに方針や規程の内容が既に記載されているのであれば、クレジット・ポリシーをもって方針や規程と位置づけることも考えられます。
170	信用 II. 1. ③(iv)	全国地方銀行協会	「信用リスク管理システム」のシステム形態に関する注記（脚注 6）はあるものの、そもそもの概念が不明確である。信用リスク管理に関するシステムとしては、「与信に係る勘定系システム」、「信用格付の実施・管理システム」、「信用リスク量の算出・分析システム」、「信用リスク・アセットの算出システム」等が存在するが、ここでいう「信用リスク管理システム」とは具体的にどのようなシステムを指すのか。	「信用リスク管理システム」とは、信用リスク管理に関するシステム全般を指しています。具体的にどのようなシステムであるかは、金融機関により異なりますが、全体として業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った信頼度の高いシステムを整備することが必要と考えます。
171	信用 II. 2. ①(ii)	全国銀行協会	「例えばシンジケート・ローンに参加する場合、借入人について適切に実態を把握し融資判断を行っているか」という点について、実態把握の方法や継続的な与信管理の方法として、相対貸出であれば借入人から直接情報収集が可能であるが、シンジケート・ローンはリレーションシップに基づかない融資であることから、アレンジャーないしエージェントを通じて必要な情報を収集し与信判断を行うことが求められている、という理解でよいか。	基本的に、そのようなご理解で差し支えありませんが、単純参加のシンジケート・ローンにおいても、アレンジャーやエージェントを通じて適切に実態を把握することが必要と考えます。

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
172	信用 II.2.②	全国地方銀行協会	「内部格付手法の検証項目リスト」については既にパブリック・コメントを終えているが、本チェックリストの別添として位置づけられる文書であるため、両者に登場する部門・部署の関係について確認したい。「内部格付手法の検証項目リスト」I.2.(2)にいう「信用リスク管理部署」は、本チェックリストでいう「与信管理部門」の中にあるものと考えられるが、そうであれば、内部格付手法採用行の場合、「与信管理部門」についても「与信部門及び与信業務の担当者から機能的に独立したもの」であることが求められることになるのか。	与信管理部門の機能のうち「信用リスク管理部署」に該当する機能に関しては、「与信部門及び与信業務の担当者から機能的に独立したものであるか」という検証を行うことが考えられますが、このことが直ちに与信管理部門の機能全てに関してそのような検証を行うということにはならないと考えます。
173	信用 II.2.②(i)	全国地方銀行協会	与信管理部門が、「貸出金のみならず信用リスクを有する資産及びオフバランス項目（市場取引に係るリスクを含む。）について、統合的に管理する」態勢としては、複数の部署（例えば、貸出金、市場取引等のそれぞれの信用リスクを所管する別々の部署）がそれぞれの所管する信用リスクについて日常的な管理を行いつつ、これらの信用リスクを一体として管理する与信管理部門（機能）を統合的リスク管理部署の中に置くといった形態も想定される。与信管理の態勢をどのように整備するかは、各金融機関の規模・特性に応じて判断されるべきものと考えられるため、本チェック項目の運用にあたっては、こうした点に十分留意していただきたい。	I.2.②の脚注1において、「信用リスク管理部門を独立した態様で設置しない場合〔中略〕には、当該金融機関の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、その態勢のあり方が十分に合理的で、かつ、機能的な側面からみて部門を設置する場合と同様の機能を備えているかを検証する。」と記載しているとおり、本チェック項目に関しても機能的側面に着目して検証することになります。

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
174	信用	Ⅲ. ②	全国地方銀行協会	同上
			クレジット・リミットの設定を与信管理部門が行う前提で記述されているが、金融機関によっては、与信管理部門が自ら設定したクレジット・リミットを超えた際に他の部門から与信管理部門へ報告させる態勢にしてしまうと牽制機能が確保されないと考え、営業推進部門または信用供与部門（審査部門等）がクレジット・リミットを設定することとし、与信管理部門は全体の信用リスク量等を基にその適切性を検証（モニタリング）するといった運営方法をとることも考えられる。本チェック項目の運用にあたっては、こうした各金融機関の様々な創意工夫により整備された態勢を尊重するよう配慮していただきたい。	
175	信用	Ⅲ. ①	全国信用金庫協会	例えば、格付制度が整備途上であることを前提とした上で検証することも考えられますので、必ずしも「検査の対象にならない」というわけではありません。
			「Ⅲ. 個別の問題点」については該当がある場合のみ検証することと思われるが、信用格付制度の整備途上にある場合は、必ずしも格付区分が有意かつ整合的なものとなっていないこともある。そのような場合は、検査の対象とならないと考えてよいか。	
176	信用	Ⅲ. ③	全国信用金庫協会	金融機関の経営に対して大きな影響を及ぼす可能性のある大口与信先がどのような先であるかは、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じて金融機関が自ら定義すべきと考えます。
			「大口与信先」の定義については、各金融機関において合理的な基準により抽出・把握することとなるが、例えば、オフサイト・モニタリングにおける定義と同一のものとする 것도差し支えないか。	
177	信用	Ⅲ. ⑦(v) ロ.	全国地方銀行協会	「経営陣向けの情報システム」とは、経営陣が信用リスクの情報を把握するためのシステムと考えております。 なお、仮にそのようなシステムを有していない場合は、本項目に関する内部監査は不要ですが、例えば、経営陣が適切にリスク計測結果等の信用リスクの情報を把握できる態勢となっているかといった信用リスク管理態勢の整備状況という観点から内部監査を行うことは必要と考えます。
			「経営陣向けの情報システム」とは具体的にどのようなシステムを指すのか。	



関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
178	信用 Ⅲ. ⑦(vi) ロ. a.	全国地方銀行協会	「ブラックボックスの部分はないか」とあるが、この表現だとブラックボックスの部分が存在すること自体が問題視されかねない。例えば、信用リスク計測上、シミュレーション手法を採用している場合の乱数の発生ロジック等は、ブラックボックスであることもあり得る。ブラックボックスの部分がある場合、そのこと自体が重要（問題）なのではなく、ブラックボックスの部分把握することや、当該ブラックボックスについて可能な範囲で検証（簡易ツールによる差異比較分析等）を行うこと等が重要であり、こうした観点を踏まえた記述に修正すべきと考える。	ブラックボックスの部分が存在することも想定されることから、ご指摘の箇所に続けて、「仮に、ブラックボックスの部分がある場合には、計測モデルの妥当性について検証しているか。」と記載しています。
179	信用 Ⅲ. ⑦(vi) ハ. c.	金融関係会社	信用リスク計測モデルについては、スコアリングモデル等のモデルの妥当性の検証が必要なものと、リスク量算出モデル（例えば、ファクターモデル）のように事後のモデル自体の定期的な検証は必要でないものがあることを認識していただきたい。	どのようなモデルであっても事後の検証は必要であると考えますが、必ずしも定期的に計測モデルの妥当性の検証状況について報告を受ける必要がないことも考えられることから、「定期的に又は必要に応じて随時」と記載しています。
180	信用 Ⅲ. ⑦(vi) ハ. c.	全国地方銀行協会	「計測モデルの妥当性の検証状況について、定期的に又は必要に応じて随時、報告を受けられる態勢となっているか」とあるが、財務スコアリングモデルであれば、当該モデル（具体的数値を組み込んだ算出式）の妥当性の検証を行っていくことが当然必要であると考えられる一方、リスク量算出モデル（ファクターモデル等）については必ずしもその必要はないと考える。当然ながら、各金融機関において当該リスク量算出モデルに投入する各種パラメータ（PD水準等）等の検証は行うことになるが、このほかに外部の開発業者にどのような「計測モデルの妥当性の検証状況」の報告を求めることを想定しているのか。仮に、採用しているモデル自体の理論が学術的に時代遅れかどうかということ報告させることを想定しているのであれば、常に学術的に「最新」の理論に基づくモデル以外の採用は否定されることになるのか。	上記179番をご参照ください。 なお、モデルの開発業者から報告を受ける内容として、ご意見にある「モデル自体の理論が学術的に時代遅れかどうか」ということも考えられますが、「常に学術的に『最新』の理論に基づくモデル」でなければならないかは、金融機関が業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じて判断すべきものと考えます。

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
181	信用 Ⅲ. ⑧(i) ロ.	証券会社	<p>ファンドのパフォーマンスに連動する債券で、償還時に元本が確保されているタイプと、元本が確保されていないタイプがある。前者に関しては、発行体格付を適用してよいか、ご教示いただきたい。</p>	<p>ご指摘の「償還時に元本が確保されているタイプ」という部分については、個々の金融商品の性質等を踏まえずに画一的な議論をすることは困難と考えられます。例えば、保証によって元本が確保されている場合には、平成17年3月31日に公表した「『新しい自己資本比率規制の素案に対する意見募集の実施について』への意見一覧（信用リスク削減手法）」の21番をご参照ください。</p> <p>〔番号〕 21</p> <p>〔条文〕 第124条第1項第3号（保証に関する条件）</p> <p>〔意見の概要〕 配当等が実績連動或いは変動金利であり、配当が確定的でない等の債権が被保証債権の場合、保証によるリスク削減効果を勘案することを希望いたします。また、クレジット・デリバティブにつきましても、同様にリスク削減効果を勘案していただくことを希望いたします。</p> <p>〔回答〕 保証が利息をカバーすべきことは、規制素案第124条第1項第3号に規定されているとおりであり、約定の内容如何により例外となるものではありません。また、クレジット・デリバティブについても、保証と同等の効果を有することが条件とされています（規制素案第125条第7号）ので、利息もカバーしていることが必要となります。</p>

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方	
182	信用	Ⅲ. ⑧(i) 口.	証券会社	不動産投資について、以下の2点確認させていただきたい。 1点目として、標準的手法を採用する場合、上場REITのリスク・ウェイトは、株式等エクスポージャー扱いでリスク・ウェイト100%としてよいか、確認したい。2点目として、不動産に投資している金融商品で、デットとエクイティに分けて資金調達している場合、証券化取引に該当するのか、確認したい。該当した場合、エクイティ部分を保有している投資家は、自己資本控除となるが、上場REITや上場・非上場問わずリスクウェイト100%が適用される株式との整合性をどのようにお考えになるか、ご意見を伺いたい。	平成18年12月26日に公表した「『バーゼルⅡ適用開始後における金融検査について』《パブリック・コメントの概要及びそれに対する考え方》」の138番に記載の通り、標準的手法においては、証券化取引は、告示第1条第2号に基づき、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引と定義されており、ご指摘のような事例が証券化エクスポージャーに該当するか否かは、当該定義に基づき判断されることとなります。他方、こうした証券化エクスポージャーに該当しない投資信託、REIT等の保有部分（投資信託等）については、原則として当該投資信託等の裏付けとなる資産の信用リスク・アセットの額を用いて信用リスク・アセットの額を算出することとなります。上場J-REITについては、複数の不動産や不動産信託受益権等を裏付けとしていることや、主要な証券取引所に上場されており、個別銘柄として活発に取引されている（流動性が高い）こと等の特性を踏まえつつ、具体的な取扱いについて検討しており、今後、必要に応じ「バーゼルⅡに関するQ&A」等の中で明確化を図っていきたいと考えています。

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
183	信用 Ⅲ. ⑧(ii) ホ.	全国銀行協会	「与信審査、リスク管理、内部の資本賦課及び内部統制のため」とあるが、これには「プライシング」「貸倒引当率の算定」は含まれないことを確認したい。	ご指摘の記述は、告示第 204 条を受けたものです。同条の規定は、内部格付手法に基づく自己資本比率の計算に必要な各種の要素（IRB Components）と、銀行が内部管理上で用いている各種の推計値等の完全な一致を求めるものではありません。しかしながら、バーゼルⅡテキスト（パラグラフ 444）の趣旨を踏まえ、内部格付手法採用行においては、内部格付手法の適用要件の充足や入力パラメータの算出だけを目的とした制度ではなく、IRB Components が自行の与信審査、リスク管理、内部の資本配賦及び内部統制において重要な役割を果たすものであること、また、IRB Components と内部管理上で用いている推計値等との間に相違がある場合には、その合理性を適切な形で当局にデモンストレートすることが求められます。内部管理における IRB Components の利用（ユーステスト）については、バーゼル銀行監督委員会が 2006 年 9 月に公表したニュースレター No. 9（The IRB Use Test: Background and Implementation）でも、プライシングや引当金の算定における利用可能性について言及しており、「プライシング」や「貸倒引当率の算定」が、告示第 204 条における「内部格付手法採用行の与信審査、リスク管理、内部の資本配賦及び内部統制」の中に含まれないと断じることは、適当ではないと考えています。
184	信用 Ⅲ. ⑧(ii) へ.	全国銀行協会	「PD、LGD 及び EAD を推計するに当たり」の後にカッコ書きで「事業法人等向けのエクスポージャーの LGD 及び EAD の推計については先進的内部格付手法採用行に限る」という文言を追記していただきたい。	⑧【バーゼルⅡの信用リスク管理態勢】の冒頭で、「詳細については別紙の『標準的手法の検証項目リスト』及び『内部格付手法の検証項目リスト』に基づき検証する」としており、ご指摘の文言に関しては「内部格付手法の検証項目リスト」Ⅳ. 1. (1)に既に記載しているところではありますが、ご意見を踏まえ、明確化の観点から修正いたしました。

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
185	資産査定 全般	個人 (会社員)	信用リスク管理態勢のチェックリストと合せると、相当の部門名が列挙されることとなることから、どの部門とどの部門が利益相反するか否かについて中規模以下の金融機関では判断に迷うのではないかと懸念され、最終的には個別事案ごとの判断となろうが、例えば、マトリックス形式で部門ごとの役割機能や他部門との役割重複の許容度合いを示すことはできないか。	どのように態勢を整備するかは各金融機関によって様々であるため、例えば部門を独立した態様で設置しない場合には、機能的な側面からみて部門を設置する場合と同様の機能を備えているかを検証することとしております。 マトリックス形式で部門ごとの役割機能や他部門との役割重複の許容度合いについて、当方が一律に示すことは、画一的な態勢整備を誘引する要因になる可能性があることから適当ではないと考えます。
186	資産査定 全般	個人 (会社員)	ここで示されている「決算関連部門」にはどの役割までの部署が対象となるのか。いわゆる決算集計・決算書類作成業務を行う部署に対して、自らの部署で取りまとめた計数を報告している部署は「決算関連部門」には該当しないのか、あるいは報告計数の内容によって「決算関連部門」に含まれることもあるのか、補足説明していただきたい。	決算関連部門は従来の考え方に変更はなく、主計室等決算処理業務に携わる部署を意味しています。なお、自らの部署で取りまとめた計数を報告している部署も基本的には決算関連部署と考えられますが、その判断は決算処理業務に対する関与の状況等を勘案する必要があるものと考えます。
187	資産査定 I.1.②(i) ハ.脚注4	全国地方銀行協会	「自己査定の実施部門」について、現行の金融検査マニュアルでは「営業関連部門又は資産査定部門」と定義されているが、今回の改訂案では「営業関連部門から独立した自己査定の実施部門」と記述されている。こうした記述に修正した趣旨(理由)は何か。	営業店及び本部営業部門が第一次の査定を実施し、本部貸出承認部門が二次査定を行う方法は、従来どおり例示されております。基本的な考え方の変更は行っておりません。
188	資産査定 I.1.②(ii) イ.	第二地方銀行協会	現行マニュアルにおける「①自己査定の実施部門において個別貸倒引当金の算定を行い、監査部門で監査を行うとともに、監査部門が一般貸倒引当金の算定を行う方法」という記載が今回の改訂案では削除されているが、当該内容は「等」に含まれるという理解でよいか。	現行マニュアルでは、独立性を有する内部監査部門が自ら一般貸倒引当金を算定して、それを自ら監査するという実務上想定できないことが許容され得るという誤解を招きかねない記述となっていたことから、今般の改訂で明確化の観点から削除いたしました。 なお、「等」については、「自己査定の実施部門及び決算関連部門に対して十分な牽制が発揮され、償却・引当の算定を適切に実施する態勢」として例示列挙した以外の方法によることも考えられるため、記載しております。
189	資産査定 II.1.②	全国信用金庫協会	「その運用に係る責任体制」とは、例えば、各部署等の役割・責任を明確に記載するという理解でよいか。	基本的にそのようなご理解で差し支えありません。



関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
190	資産査定 II.1.②(ii) イ.	日本公認会計士協会	「企業会計原則」という表現では、企業会計審議会及び企業会計基準委員会の会計基準並びに企業会計基準委員会及び当協会の実務指針等が含まれないため、「企業会計原則」は、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とすべきである。	ご意見を踏まえ、修正いたしました。
191	資産査定 II.1.②(ii) イ.	個人 (無職)	金融機関が行う償却・引当は、商法及び企業会計原則等に従って行われる必要があり、会計監査人は、財務諸表監査に際し、償却・引当の内部統制の状況についてもその有効性を評価することとされている。したがって、検査官は、会計監査人による財務諸表監査を前提として、償却・引当を行うための体制整備等の状況等の検証を行い、償却・引当基準の適切性及び償却・引当額の算定の合理性を検証することとしているので、償却・引当基準の検証に際しては、企業会計原則だけでなく金融商品会計基準や関係する実務指針なども踏まえる必要があるのではないのでしょうか。	
192	自己査定 1	預金取扱金融機関	「債権とは、貸出金及び貸出金に準ずる債権（貸付有価証券、外国為替、未収利息、未収金、貸出金に準ずる仮払金、支払承諾）をいい、債権の分類は次に掲げる方法により行う。」とあるが、「貸付有価証券」については、金融再生法施行規則の改正（平成17年4月14日付）に合わせ、「貸付有価証券（欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。））」という表現にする必要があるのではないか。	本点について、明確化の観点から、以下のとおり備考に追加いたしました。  「(注)「貸付有価証券」とは、金融機能再生緊急措置法施行規則第4条第1項に掲げる「欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）」をいう。」
193	自己査定 1.(1)	個人 (金融業)	地方公共団体に対する債権は、回収の危険性がないものとして債務者区分は要さず、非分類債権とし、引き当ても要さないが、夕張市のように財政破綻に陥っている団体もみられるように信用リスクが存在し高まっているところもある。地方公共団体に対する現在の考え方は見直すべきではないか。	地方公共団体に対する債権については、現在の地方財政制度等を前提に、国と同様の信用力を有していると考えられるため、現時点で取扱いを変更することは考えておりません。

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
194	自己査定 1.(2)	個人 (会社員)	<p>金融検査マニュアルの1.(2)信用格付の「自己査定結果の正確性の検証」欄には、「被検査金融機関内部のデータに基づき信用格付を行っている場合は、当該データの信頼性及び標本数が十分であることを検証する。当該データが不十分と認められる場合には、外部の信用調査機関等のデータをもって補完されているかを検証する。」と記載されている。</p> <p>しかしながら、倒産データ等を外部機関から購入し自らの金融機関のポートデータに投入するという行為は、①簡単なようにみえて実は非常に注意を要する点が多々存在するのであり外部データを投入することが正しい結果を導くとは限らないこと、②そもそも、当該金融機関がそこまでコストを掛けた対応を講じるべき状況にあるのかどうかという、全体判断が先ずあって然るべきであると考え。したがって、特に、元々取引債務者数が少ない中小規模の地域金融機関の場合に特に留意すべきと思われるが、現状のマニュアルの記述では、こうした地域金融機関に対しても、議論を深めるといった域を超えて、「信用格付制度を導入していると、直ちに検査サイドの視点が標本数の十分性に向かい、外部データでの補完という対応を求める」といった字義通りの検査運用に繋がることが危惧されるので、検査の運用に際しては、十分な留意が必要ではないか。</p>	<p>金融検査マニュアルのうち、【本マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】におきまして、「本マニュアルの適用に当たっては、金融機関の規模や特性を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要があること、チェック項目について記述されている字義どおりの対応が金融機関においてなされていない場合であっても、金融機関の業務の健全性及び適切性の確保の観点からみて、金融機関の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは金融機関の規模や特性に応じた十分なものである、と認められるのであれば、不適切とするものではない」旨を記載しております。</p>

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
195	自己査定 1.(3)	全国銀行協会	プロジェクト・ファイナンスに関する記載について、「回収の危険性の度合いに応じて」を「回収の危険性の度合い及び信用力等に応じて」に修正していただきたい。	<p>お示しの「信用力」をどのように定義されておられるかによりませんが、「プロジェクト・ファイナンス」とは、例えば、ノン・リコース・ローンのように、特定のプロジェクト（事業）に対するファイナンスであって、そのファイナンスの利払い及び返済の原資を原則として当該プロジェクトから生み出されるキャッシュ・フロー（収益）に限定し、そのファイナンスの担保を当該プロジェクトの資産に依存して行う金融手法であり、企業向け融資のような債務者の信用力を含むものではありません。</p> <p>また、今回の改訂は回収の危険性の度合いをより明瞭化する観点からの改訂であり、現行の基本的考え方を変更するものではありません。</p>
196	自己査定 1.(3)	全国銀行協会	「見做し債務者区分」の定義は何か（何を以って「見做し」と位置づけるのか）、また、現行において一般事業法人と同様にプロジェクト・ファイナンスについても債務者区分を付与している場合、それを否定するものではない（プロジェクト・ファイナンスに対して現行の債務者区分とは別の体系を求めるものではない）ことを確認させていただきたい。	<p>「見做し債務者区分」とは、プロジェクトをあたかも債務者のようにみなし、債務者区分を付すことです。</p> <p>お示しのとおり、一般事業法人と同様にプロジェクト・ファイナンスに債務者区分を付与している場合、見做し債務者区分を付すということに当たります。</p> <p>回収の危険性の度合いをより明瞭化する観点からの改訂であり、現行の基本的考え方を変更するものではありません。</p>
197	自己査定 1.(3)	個人 (金融関係)	ノンリコースローンについては、「みなし債務者区分」をつけることとなったが、なぜか。ノンリコースローンは、その返済財源がまさにその債権そのものからしか得られないものであり、その債権毎に回収の危険性に応じて査定を行うことが合理的であり、区分を付けることを強いる必要性はないのではないか。従来どおり選択性のままで良いのではないか。また、「みなし債務者区分」とはそもそもどのようなものか、区分はいくつあるのか、その内容はどのようなものか、あるいは信用格付けは必要ないのか、といった通常の債務者区分とは何が異なるのかといった点の説明（定義）が必要ではないか。	

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
198	自己査定 1.(3)	第二地方銀行協会	「なお、プロジェクト・ファイナンスの債権については、…、見做し債務者区分を付して分類を行うことに留意する」とあるが、新たに「見做し債務者区分を付して分類を行う」とした理由を教えてください。また、見做し債務者区分とは通常の債務者区分に準じるものという理解でよいか。	同上
199	自己査定 1.(3)備考/② ③	日本公認会計士協会	「当期利益」では「経常利益」、「税引前当期純利益」等の各段階損益を示す可能性がある。損益計算書上の最終利益を示すのであれば、「当期利益」を正確な表現である「当期純利益」に修正すべきではないか。	債務者区分の検討に当たっては、債務者の実態に基づいた判断が必要であり、形式的な判定とならないよう「当期利益」としており、当該「当期利益」は、必ずしも損益計算上の最終利益を示すものではありません。
200	自己査定 1.(4)②	全国銀行協会	3行目の「担保実行時の当該動産の確実な確保のための手続きが確立していることを含め…」について、「担保実行時」を「担保権実行時」もしくは「担保処分時」に修正していただきたい。	ご意見を踏まえ、修正いたしました。
201	自己査定 1.(4)②	第二地方銀行協会	「動産を担保とする場合は、…客観性・透明性のある評価方法による評価が可能であり実際にもかかる評価を取得していること、当該動産につき適切な換価手段が確保されていること、…」とされているが、「適切な換価手段が確保されている」とはどのようなことを想定しているのか。例えば、「牛」を担保とした場合、売買市場は整備されているが、そのことをもって「適切な換価手段が確保されている」という理解でよいか。また、「客観性・透明性のある評価方法」とは、外部専門機関による評価を必要とするのか。	「適切な換価手段が確保されている」例としては、典型的には、適切な市場や市況が存在し、かつそこへのアクセスに特段の支障がない等と考えられる状況や、担保権実行時に当該動産を直接に相対で売却する特別の契約が存在するといった場合等を想定しています。また、「客観性・合理性のある評価方法」と修正いたしましたが、これは、必ずしも外部専門機関に限らず、例えば、適切な市場の存在などにより価格が標準化されている場合などには、「客観性・合理性のある評価方法」による評価と考えて差し支えないものと考えます。

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
202	自己査定 1.(4)②	日本政策投資銀行	<p>「透明性」を削除することが妥当であるものと考えます。</p> <p>(理由) 動産を担保とする場合に「客観性・透明性のある評価方法による評価が可能であり実際にもかかる評価を取得していること」「評価の透明性が確保され」ことを検証する、とありますが、「透明性のある評価方法」「評価の透明性を確保」とは具体的にはどのような評価方法を指すのでしょうか。具体性が充分にないのであれば、「客観性」のみで表現し得ると考えられますので、削除も含めて修正が妥当であると考えます。</p>	<p>ご意見を踏まえ明確化の観点から、「客観性・合理性のある評価方法」「評価の客観性・合理性が確保され」と修正いたしました。この場合、例えば、適切な市場の存在などにより価格が標準化されている場合などには、「客観性・合理性のある評価方法」による評価と考えて差し支えないものと考えます。</p>
203	自己査定 1.(4)②	日本政策投資銀行	<p>「確実な」を「適切な」に変更することが妥当であると考えます。</p> <p>(理由) 担保実行時の当該動産の確実な確保のための手続きが確立していること」が必要であるとの記載がありますが、将来発生する可能性のある担保実行時を見据えて動産の「確実な」確保を常に図る手続を行うことは実務上困難であると考えられますので、実態を勘案し「適切な確保」とすることが妥当であるものと考えます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、修正いたしました。</p>
204	自己査定 1.(4)②	日本公認会計士協会	<p>「動産担保は確実な換価のために、適切な管理及び評価の透明性が確保されているものがこれに該当する。」とされている。ここでいう「透明性」とは、客観性ということではなく、管理及び評価の内容等が明らかになっているということの意味していると理解してよいか。</p>	<p>ご意見を踏まえ明確化の観点から、「評価の客観性・合理性が確保され」と修正いたしました。この場合、例えば、適切な市場の存在などにより価格が標準化されている場合などには、「客観性・合理性のある評価方法」による評価と考えて差し支えないものと考えます。</p>



関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
205	自己査定 1.(4)③	全国銀行協会	「担保評価額については、必要に応じ、評価額推移の比較分析、償却・引当などとの整合性」など多面的な視点から検証とあるが、償却・引当などとの整合性とは具体的にどのような検証を意味しているのか明確にしていきたい。	担保評価と償却・引当とは表裏一体の関係にあるため、担保評価を検証する際には、償却・引当基準等との関係をも考慮することが必要であると考えます。 昨今の検査において、過年度の償却・引当（貸倒実績率等）データにおける破綻懸念先におけるⅢ分類額と不動産担保評価（処分可能見込額を含む）を比較・検証したところ、不動産担保評価の問題等から、破綻懸念先Ⅲ分類額を超える毀損実績が認められているにもかかわらず、原因分析が不十分で適正な償却・引当額が算出されていない事例等が認められているところです。したがって、不動産担保評価と過年度の償却・引当のデータと不整合などが認められる場合には、今後の償却・引当額の算出等への影響も懸念されることから、検査に当たっては特に留意する必要があると考え、記載したものです。
206	自己査定 1.(4)③	全国銀行協会	2行目の最後の箇所「また土壌汚染、アスベストなどの環境条件等にも留意する」について、「アスベスト」の記載を削除していただきたい。理由としては、アスベストの評価については、現状、国土交通省にて「評価指針」を作成する方向で検討中という状況であり、公的に具体的な評価基準はなく、評価手法は確立されていない。また、影響度についても、現時点では売買事例などの事例は乏しいと思われる。将来的に、売買価額への浸透が進む可能性はあるが、現時点での記載は時期尚早と思われるためです。	土壌汚染、アスベストについては、担保評価に際して留意すべき基本的事項であると考えられるため、今般明確化の観点から記載を追加したものです。どこまで実際に調査を行なうかについては、問題発生時の蓋然性の高さや、債務者の状況によって様々であり一概に申し上げることは困難ですが、例えば、問題が明らかになっている場合において、それを勘案しないということは、担保の目的との関係上、適当でないものと考えられます。 なお、一定の評価基準や評価手法に基づく評価や、売買事例などに基づく影響度評価といったことを、直ちに全担保に網羅的に適用し、再評価を行うべきという趣旨ではありません。

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
207	自己査定 1. (4)③	個人 (団体職員)	担保評価に関する訂正箇所、「また、土壌汚染、アスベスト・・・」とあるが、どこまでの配慮を求められるのか。土壌汚染は調査を行わなければ、確定できない。また、どこまでの汚染に配慮するのか。土地の履歴がわからなければ、判定不能。土壌汚染対策法では、たとえば、工場用地から工場用地の売買では、調査は義務付けられていない。アスベスト使用についても、どこにアスベストは使用されているかを使用者、金融機関とも判定できない。古い建築物についてはほとんど使用されているとも言われるが。精神としては立派だが、環境問題に取り組んでいる金融機関ほど、その困難さは、想像を超える。工場用地のベンゼン類の汚染は、日常的にあっただろうし、小規模でもクリーニング業では古くはトリクロロエチレンは日常的に使用されていたと思われる。	同上
208	自己査定 1. (4)③	不動産関係会社	新マニュアルにおいて、「賃貸ビル等の収益用不動産の担保評価に当たっては、原則、収益還元法による評価とし、必要に応じて、原価法による評価、取引事例による評価を加えて行っているかを検証する。この場合において、評価方法により大幅な乖離が生じる場合には、当該物件の特性や債権保全の観点からその妥当性を慎重に検討する必要がある。」との記載が追加されたが、不動産鑑定評価基準においては、評価は「三方式（原価、比較、収益）の併用」「貸家及びその敷地の評価については収益価格を基準とし、積算価格及び比準価格を比較考量して決定」とあるにもかかわらず、新マニュアルでは収益価格のみでも可と理解できる。鑑定基準との矛盾を生ずるがどのように理解すべきか。	賃貸ビル等の収益用不動産の評価に当たっては、その収益性に着目した取引が多いことから、これを原則とすることを明確化することが趣旨であり、収益還元法による評価に基づく価格のみによることを可としているのではありません。例えば、資料の限界などにより、信頼性が乏しい場合には、原価法や取引事例による評価によってこれを補うことが想定されています。 したがって、鑑定評価基準との整合性は図られているものと考えます。 なお、金融機関が有するすべての収益担保物件について、精緻な収益還元法による評価をこの際求めることとするという意味の改訂ではありません。

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
209	自己査定 1.(4)③イ.	第二地方銀行協会	<p>現行金融検査マニュアルでは、「売買事例による評価、公示地価等による評価に加え、収益還元法による評価を行うことが望ましい」とされていたが、今回の改訂案では「賃貸ビル等の収益用不動産の担保評価に当たっては、原則、収益還元法による評価とし、必要に応じて、原価法による評価、取引事例による評価を加えているかを検証する」とされている。今回、原則、収益還元法とした理由を教えてください。また、「必要に応じて」とはどのような場合を想定しているのか。例えば、中古物件のアパートローンについて、1億円未満、融資期間が10年程度であれば収益性(利回り)・立地条件と物件時価によって判断することも問題ないと考えますが、収益還元法による評価が絶対条件となるのか。</p>	同上
210	自己査定 1.(4)③イ.	全国信用金庫協会	<p>イ.の「なお書き」において、「賃貸ビル等の収益用不動産」とは、駅前に立地するテナントビルのような賃料収入を返済財源とする一定金額以上のプロジェクト融資案件等に関する記述と考えてよいか。</p>	
211	自己査定 1.(4)④ロ.	全国銀行協会	<p>一段落目の最後に「鑑定評価については、依頼方法、依頼先との関係についても留意する」とあるが、具体的にどのような点に留意すればよいのか。</p>	<p>依頼方法、依頼先との関係に留意する理由は、例えば、鑑定先に自己に都合の良いデータを示し特定の価格で評価することを求めたり、関係の深い鑑定評価先に、恣意的な評価を算出してもらう等、評価の算出に当たり不適切な事例が見受けられたことを踏まえ、これらの点に留意することについて検査官に周知する目的から記載を追加したものです。</p>
212	自己査定 1.(4)④ロ.	全国地方銀行協会	<p>「鑑定評価については、依頼方法、依頼先との関係についても留意する」とあるが、問題視するものとしては具体的にどのような方法・関係を想定しているのか。</p>	
213	自己査定 1.(4)④ロ.	第二地方銀行協会	<p>「鑑定評価については、依頼方法、依頼先との関係についても留意する」との文言が追加されたが、「依頼方法」「依頼先との関係に留意」の具体的な解釈について明確にしてください。</p>	
214	自己査定 1.(4)④ロ.	全国信用金庫協会	<p>「ロ.…鑑定評価については、依頼方法、依頼先との関係についても留意する。」とあるが、具体的には鑑定評価の依頼方法や依頼先との関係のどのようなことに留意すべきか。</p>	

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
215	自己査定 1.(4)④ロ.	全国地方銀行協会	現行の金融検査マニュアルにおける「裁判所による最低売却価額」を「競売における買受可能価額」に修正した趣旨(理由)は何か。	裁判所の競売手続における最低売却価額制度に関して、民事執行法の改正(17年4月1日施行)によって、従来の最低売却価額に相当する「売却基準価額」から2割を控除した額を「買受可能価額」とすることとなり、買受申出は、この価格以上とされたことに伴うものです。したがって、債権保全の観点から、より回収が確実と見込まれる額として、買受可能価額を処分可能見込額としたものです。
216	自己査定 1.(4)④ロ.	全国信用金庫協会	「ロ. …競売における買受可能価額がある場合には、担保評価額の精度が十分に高いものとして当該担保評価額を処分可能見込額と取り扱って差し支えないが、…」とあるが、競売における売却基準価額を処分可能見込額と取扱うことは認められないという理解でよいか。	
217	自己査定 1.(4)④ハ. (イ)	全国信用金庫協会	「ハ.(イ) …処分実績等が少ないとの事由により、掛け目の合理性が確保されない場合」とあるが、「処分実績等が少ないとの事由」に該当する処分実績等の件数がどの程度であるかは、各金融機関の判断によると考えてよいか。 また、例えば、当該金融機関全体としてみれば担保処分実績は少なくないものの、当該処分実績のほとんどが特定の債務者区分、業種、地域等に偏っている場合には、当該処分実績を用いて算出した掛け目を、それとは異なる債務者区分、業種、地域等の担保物件の処分可能見込額を算出する際の掛け目として使用することに合理性がないこと等もあるため、「処分実績等が少ないとの事由により」を「処分実績が少ない等の事由により」との表現に修正していただきたい。	どのような掛け目を用いるかは金融機関の自主性に委ねられていますが、その合理性については、検査官と双方向の議論を行っていただくこととなります。また、お示しのような場合には「処分実績等が少ない」に該当することも考えられ、その点について、同様に、検査官と双方向の議論を行っていただくこととなります。 したがって、表現の修正は必要ないと考えます。
218	自己査定 1.(4)④ハ. (イ)	全国信用組合中央協会	不動産処分可能見込額算出の際の掛け目使用の妥当性検証については、地域ごとの実態を十分勘案した上で、柔軟に対応いただきたい。	「地域毎」の実態は、データが少ないといった点に反映されることが想定されますが、それが「処分実績等が少ない」に該当するかどうかということについては、検査官と双方向の議論を行っていただくこととなります。
219	自己査定 1.(4)④ハ. (イ)	日本公認会計士協会	文章が、その下に記載されている土地、建物の70%の掛け目に安易に依存しないよう注意喚起をしているのであれば、「安易に次に掲げる掛け目に依存していないかに留意する。」と修正した方が明確になるものとする。「なお、安易に掛け目に依存していないかに留意する。」の表現については、「安易に次に掲げる掛け目に依存していないかに留意する。」と修正すべきである。	ご意見を踏まえ、修正いたしました。

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
220	自己査定 1.(4)④ハ.	全国銀行協会	「なお、安易に掛け目に依存していないかに留意する」は、(イ)の部分のみに係っている(ハ.全体に係っていない)という理解でよいか、確認させていただきたい。	同上
221	自己査定 1.(5)①	全国銀行協会	優良保証等のうち「ロ.一般事業会社の保証」の「備考」欄に、「一般事業会社に関し、有価証券担保における優良担保の要件に合致する有価証券の発行会社である場合には、一般事業会社の優良保証にも当てはまるとみなして差し支えないものとする」といった趣旨の文言を追記いただきたい。	担保については、例えば、その有価証券の発行会社が仮に無配であっても、時価を担保評価額としていれば担保の換金性が高いことから、回収の危険性度合いは一般的に低く、「優良」と見なしうると考えます。一方、保証については、将来の偶発債務に対する履行の確実性を問うものであることから、一律に「優良」とは見なせないと考えます。したがって、「優良担保」と「優良保証等」の記載を必ずしも一致させる必要はないと考えます。
222	自己査定 1.(5)①	全国信用金庫協会	<p>「資産査定管理態勢チェックリスト（別表1）1.債権の分類方法(5)保証等による調整 ①優良保証等」において、新BIS規制に合わせ、事例としてクレジットデリバティブを例示すべきである。</p> <p>従来から金検マニュアルにおいては、「自己資本比率等に関する検査」にてクレジット・デリバティブを保証と同等に取り扱っており、さらに新BIS規制においては、信用リスク削減効果としてその取扱いを一層明確にしているところであり、これらの規定と平仄を合わせる必要がある。</p> <p>「自己査定」、「自己資本比率」の両者とも、金融機関の信用リスクを把握し、財務内容を適正に表すための手段であることから、両者の間には相関性・共通の目線が必要であり、両者で取扱いが異なるのは不適切である。新BISに係る改正を含めた一連のマニュアル改訂が行われる今のタイミングで、手当すべきである。</p> <p>なお、かかる手当を行わない場合（自己資本比率算出（新BIS）においてはクレジット・デリバティブを保証と同様のものとして扱い、資産査定においては取り扱わないとする場合）、その合理的理由を示して欲しい。</p>	<p>クレジット・デリバティブについて、バーゼルⅡ上の取り扱いと自己査定上の取扱いは、必ずしも一致するものではありません。</p> <p>なお、クレジット・デリバティブによりプロテクションを取得している場合、本マニュアルに定める保証と同等の効果があることを合理的に説明できるのであれば、資産査定において保証と同等に取り扱うことを必ずしも排除するものではありません。</p>



関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
223	自己査定 1.(5)①	法律事務所	<p>「銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(金融庁告示第 19 号、以下「告示」という) 第 126 条(比例的な保証又はクレジット・デリバティブ)においては、「エクスポージャーのうち被保証部分又はプロテクションが提供されている部分についてのみ信用リスク削減効果を勘案することができる」となっている。一方、「自己査定(別表 1) 1. 債権の分類方法(5)保証等による調整等①優良保証等」においては、このような所謂、比例的な保証等について明示的な記載がないが、「告示」と同様、優良保証等についても、比例的な保証や保険等が提供されている場合には、エクスポージャーのうち被保証部分又はプロテクションが提供されている部分についてのみ優良保証等扱いとすることができるとの理解でよいかを確認したい。(注: 比例的な優良保証等扱いについては、既に、住宅金融公庫の住宅融資保険が貸出債権の 90%を支払保険金額とし、相応部分が優良保証等扱いとなっている。)</p>	<p>お示しの点に関して、バーゼルⅡ上の取扱いと自己査定上の取扱いは必ずしも同じ取扱いになるものではありませんが、検査マニュアルにおいては、保証履行の範囲が 100%ではないものがあることを前提としておりますので、「被保証部分のみ優良保証等扱いすることができる」という理解で基本的に差し支えありません。</p>

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
224	自己査定 1.(5)①	法律事務所	<p>「自己査定（別表 1）1. 債権の分類方法(5)保証等による調整等①優良保証等」において、優良保証等扱いとされるものについての例示が幾つかない。一方、「銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（金融庁告示第 19 号、以下「告示」という）第 122 条（保証人及びプロテクション提供者の適格性）二においては、保証人及びプロテクション提供者は「適格格付機関が 4-2 以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しているもの」との記載があり、かつまた、「自己査定（別表 1）1. 債権の分類方法(4)担保による調整①優良担保」においては、格付機関による直近の格付符号が「BBB（トリプルB）」相当以上の債券を発行している会社の発行するすべての債券及び株式は、優良担保扱いとなっている。「告示」、「優良担保」何れの場合も、外部格付を適格性に係る一つの重要な判断基準としている中、優良保証等については保証等提供者の格付の有無についての明示的な記載が現状ない。然しながらこのことは、格付の有無が優良保証等扱いを判断する上で全く無関係な、意味のないことであることを示すものではなく、今次「自己査定（別表 1）」において示されている諸点を含む、優良保証等扱いを判断する上での総合的な判断基準に、格付の有無も含まれていることを確認したい。</p>	<p>自己査定上の優良保証等の扱いについては、格付の有無をもって優良保証か否かを判断することはしておりません。</p>

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
225	自己査定 1.(5)①	法律事務所	<p>「自己査定（別表 1）1. 債権の分類方法(5)保証等による調整等①優良保証等 自己査定基準の適切性の検証 ロ.」に関し、以下の点を確認したい。</p> <p>①「一般事業会社」には保険会社は含まれるとの理解でよいか。</p> <p>②「証券取引所」にはニューヨーク証券取引所等の海外取引所も含まれるとの理解でよいか。</p> <p>③「銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（金融庁告示第 19 号）第 80 条に係るパブリックコメントへの回答において、「「保証」又は「保険」の名称を問わず、規制素案第 123 条及び第 124 条の要件を満たす限りにおいて、保証として扱うことが可能です」とあるが、本項「ロ.」にある「保証」とは「保険」と読み替えることも可能であるとの理解でよいか。</p>	<p>①基本的に保険会社は金融機関に含まれるとの理解で差し支えありません。</p> <p>②ここでいう「証券取引所」については、基本的に国内の証券取引所を想定しています。</p> <p>③ご意見の告示上の取扱いと自己査定上の取扱いは、必ずしも同じ取扱いになるものではありません。なお、ご質問については①をご参照ください。</p>

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
226	自己査定 1.(5)①	法律事務所	<p>住宅金融公庫（以下、「住公」という）の住宅融資保険については、「自己査定（別表 1）1. 債権の分類方法(5)保証等による調整等①優良保証等」において、優良保証等扱いとすることが認められている。</p> <p>住公については、平成 19 年 4 月に廃止され、独立行政法人住宅金融支援機構が設置される予定であるが、住公の平成 18 年 3 月期民間企業仮定貸借対照表では、前年度と同様に多額の貸倒引当金を計上し、債務超過となっている。独立行政法人移行後は自立的な経営が求められ、その財務内容の健全性や保険金支払能力の推移につき、今後十分注意して見守っていく必要があるなか、独立行政法人移行後の住宅融資保険については、無条件に優良保証等扱いが認められるべきではなく、新法人の財務の健全性、保険金支払能力等につき、今後金融庁による検査等も通じて十分実態把握がなされた上で、適格性について適宜適切な判断がなされていくべきであると考えます。</p> <p>以上を前提に、住公の住宅融資保険については、他の公的保険と同様に、或いは、バーゼルⅡでいう適格格付機関が付与する外部格付等で保証能力が十分証明された民間保証会社・保険会社により提供される同様の保証や保険に優位する形で、アприオリに優良保証等扱いとされているものではないことを念のために確認したい。</p>	ご意見として承ります。

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
227	自己査定 1.(5)①	法律事務所	<p>「自己査定（別表 1）1. 債権の分類方法(5)保証等による調整等①優良保証等 自己査定基準の適切性の検証 ハ.」において、「民間保険会社の「住宅ローン保証保険」などの保険、等」との記載がある。</p> <p>この点、欧米はじめ海外各国においては民間保険会社の「住宅ローン信用保険」が広く活用されており、また昨今我が国においても、「住宅ローン信用保険」が一部金融機関により活用されているところである。「住宅ローン信用保険」についても、当該保険提供者が、例えばバーゼルⅡでいう適格格付機関が付与する外部格付を有する等、十分な保険金支払能力を有することが明らかであり、正式な保険契約が締結されている場合や、「自己査定（別表 1）1. 債権の分類方法(5)保証等による調整等②一般保証 自己査定結果の正確性の検証」の項に今次改訂で記載された「財務内容、債務保証の特性、自己査定、償却・引当、保証料率等の適切性等」の点で実態が十分検証された場合には、「住宅ローン保証保険」と同様に優良保証等扱いとされることが予め排除されるものではないことを確認したい。</p>	<p>信用保険について、保証保険と同様の効果をもつ適切なものであれば、自己査定上、優良保証等扱いとされることは排除されるものではないと考えます。</p>



関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
228	自己査定 1.(5)①	法律事務所	<p>「自己査定（別表 1）1. 債権の分類方法(5)保証等による調整等①優良保証等 自己査定基準の適切性の検証 イ。」において、「複数の金融機関が共同して設立した保証機関の保証」との記載があり、同機関による保証は優良保証扱いとされている。一方、「銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（金融庁告示第 19 号、以下「告示」という）第 128 条に係るパブリック・コメントへの回答においては、「複数の金融機関が共同して設立した保証機関の保証」について、「外部格付の要件を満たさない場合には適格な保証人となりません」「外部格付の要件により、その適格性を判断することになります」との回答が既になされている。さらに、「自己査定（別表 1）1. 債権の分類方法(5)保証等による調整等②一般保証 自己査定結果の正確性の検証」の項には、「保証が当該金融機関の子会社によるものである場合において、例えば、当該子会社が親金融機関等から支援等を受けている場合には、経営改善計画の妥当性や、その支援等を控除した場合等の状況についても踏まえることに留意する」とある。以上から、自己査定においても、「複数の金融機関が共同して設立した保証機関の保証」については、無条件に優良保証等扱いを認められるものではなく、同保証機関の財務の健全性、保険金支払能力を十分勘案して決められるものであるとの理解でよいかを確認したい。その場合、例えば上記のような金融機関の子会社による保証の場合と同様の検証が、同保証機関についても十分になされるとの理解でよいかについても併せて確認したい。</p>	<p>お示しの点に関して、バーゼルⅡ上の取扱いと自己査定上の取扱いは必ずしも同じ取扱いになるものではありませんが、ご質問の点に関しては、基本的にそのような理解で差し支えないと考えます。</p>
229	自己査定 1.(5)②	全国銀行協会	<p>「当該子会社が親金融機関等から支援等を受けている場合には、経営改善計画の妥当性や、その支援等を……」の「支援等」の表現に曖昧な感があり、「支援」とするべきではないか。</p>	<p>保証能力の検証にあたっては、当該事業会社の実態を十分に把握することが必要ですが、保証が子会社によるものである場合には、仮に親会社からの支援等がなかった場合の当該会社の状況を勘案することが、十分な実態把握につながる場</p>

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
230	自己査定 1.(5)②	日本公認会計士協会	銀行保証子会社における例示で、「親金融機関等から支援等を受けている場合にその支援等を控除した場合等の状況についても踏まえる」の「支援等」の内容を明確にすべきである。	合も想定されるため今回例示したものです。なお、「支援等」には保証料の補給や増資、その他実質的に支援に類似する行為を想定しています。保証能力はこれらの実態を踏まえ総合的に勘案し判断することになります。
231	自己査定 1.(5)②	個人 (金融業)	保証が当該金融機関の子会社による場合において、「その支援等を控除した場合等の状況」とは具体的にはどのようなことか、教えてほしい。また、それが一般保証と判断する上でどのように踏まえるのか教えてほしい。	
232	自己査定 1.(6)④	全国銀行協会	政府出資法人に対する債権を「分類対象外債権」としているが、当該政府出資法人の債務者区分については、「1.(1)」にある「国、地方公共団体及び被管理金融機関」に準じて取り扱うことが可能との理解でよいか。	「国、地方公共団体及び被管理金融機関に対する債権」についてのみ「債務者区分は要しないものとし、非分類債権とする」としております。他方、政府出資法人に対する債権は分類対象外債権としており、別途の取扱いとなります。
233	自己査定 1.(7)	日本公認会計士協会	プロジェクト・ファイナンスの債権については、見做し債務者区分を付して分類することが唯一の方法ではなく、金融機関が適切な償却・引当を行う上で合理的と認められる方法であれば、これを認める余地を残すべきである。	今回の改訂により、プロジェクト・ファイナンスについては、回収の危険性の度合いに応じて、見做し債務者区分を付して、分類を行なうこととなります。なお、償却・引当については、金融機関の健全性を確保する観点等から、適切かつ合理的と認められる方法があれば、それを妨げるものではないと考えます。
234	自己査定 1.(7)	日本公認会計士協会	自己査定結果の正確性の検証において、プロジェクト・ファイナンスの債権については、回収の危険性の度合いに応じて見做し債務者区分を付して分類されているかを検証することとされているが、資産等の流動化に係る債権についてはこのような記載がされていない。 資産等の流動化に係る債権については、見做し債務者区分等による区分を行わず、直接債権分類を行う方法などスキームごとに適切な方法を選択するものと理解してよいか。	資産等の流動化に係る債権について、基本的にはプロジェクト・ファイナンスと同様に行うことを想定しております。

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
235	自己査定 1.(7)	個人 (金融機関職員)	LTVやDSCRの定義、判断基準がないが、示してほしい。	一般的に、LTV（ローン・トゥー・バリュー）とは、借入れ等の負債金額を資産価値で割った負債比率のことをいい、DSCR（デット・サービス・カバレッジ・レシオ）とは、各年度毎の元利返済前のキャッシュ・フロー、すなわち純収益が当該年度の元利支払所要額の何倍かを表す比率のことをいいます。なお、回収の危険性の度合いの判断については、これらの例示した指標等を加味しながら、総合的に評価する等合理的な手法で行うものとしています。
236	自己査定 1.(11)②	全国銀行協会	改訂案では、要管理債権の検証について「貸出条件緩和債権関係 Q&A(以下、Q&A という)」も参考とすることが明確化されている。ついては、Q&A に関しても今回の金融検査マニュアル同様、バーゼルⅡ基準への対応のための改訂が別途行われる、と考えてよいか。	要管理債権に係る自己査定結果の正確性の検証においては、貸出条件緩和債権関係 Q&A を参照することが必要であり、検査官への周知の観点からこれを追記したものです。 なお、本 Q&A は、貸出条件緩和債権に関する解釈について、基準金利の設定方法等の規定の明確化を図ったことに伴い、当該規定に係る関係者からの質問等を取りまとめたものであり、現在のところ、改訂が必要とは認識しておりません。
237	自己査定 2.(3)	個人 (金融関係)	今回の改訂には関係ありませんが、自己査定部分の 2. 有価証券の分類方法の時価評価の対象となっていない有価証券について、「時価が帳簿価額を上回っている・・・」又は「時価又は実質価額が帳簿価額を上回っている・・・」と記載されていますが、いずれも時価＝帳簿価額、時価又は実質価額＝帳簿価額を含まないため、「時価が帳簿価額以上・・・」等に改められたい。(下回っているという言葉との併記のため、時価等＝帳簿価額の場合の記載が実質的にはないことになっています。)	有価証券の分類についてのご意見については、「(3)時価評価の対象となっていない有価証券①債券の口。(イ)②」のように、「時価が帳簿価額を下回っている場合は、時価相当額を非分類とし、帳簿価額と時価の差額を、原則として、Ⅱ分類とする。」旨の記載を踏まえれば、時価相当額が帳簿価額となる(時価相当額と帳簿価額に差がない)場合は非分類となりますので、取扱い上問題ないものと考えことから、修正の必要はないと考えます。
238	自己査定 2.(3)①	全国銀行協会	改訂案において明確化されている銀行保証付私募債の分類方法について、その前提として「銀行保証付私募債の勘定計上方法の見直し(統一化)」が必要になると思われるが、斯様な見直し(統一化)に係る示達の方法・タイミングについてご教示いただきたい。	金融機関自らが保証を付した私募債を保有している場合の勘定計上方法の見直しについては、平成 19 年 2 月 6 日に公表し、パブリック・コメントに付している「『銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)』の公表について」をご確認ください。その中で、「私募債を引き受け、保有し

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
239	償却・引当 3	全国銀行協会	改訂案において明確化されている銀行保証付私募債の分類方法について、その前提として「銀行保証付私募債の勘定計上方法の見直し（統一化）」が必要になると思われるが、斯様な見直し（統一化）に係る示達の方法・タイミングについてご教示願いたい。	ている金融機関が、当該私募債の元本の償還及び利息の支払について保証を行っている場合、当該保証に係る「支払承諾」を「支払承諾見返」と相殺し、貸借対照表に計上しない会計処理とすることとした」旨を記載しています。
240	自己査定 2.(3)①ハ.	全国銀行協会	<p>「なお、上記口及びハにおいて、自らの保証を付した私募債を引受けている場合にあっても、私募債の発行会社の信用リスクに応じて、貸付債権と同様の方法により、価値の毀損の危険性の度合いに応じて、帳簿価額を分類する。」との今次追加案があり、事業債勘定とは別途に支払承諾見返・支払承諾の勘定を計上しない前提と見受けられる。</p> <p>従来は、「事業債勘定とは別途に支払承諾見返・支払承諾の勘定を計上しなくてはならない」という趣旨が貴庁の見解と理解しているが、見解を変更された背景等について、ご教示いただきたい。</p>	<p>近時、金融機関自らが保証を付した私募債の発行・引受が増加しており、そのリスク管理の重要性が高まっています。一方、当該私募債については、債券であることに加え、実質貸出金としての性格や自ら保証を付しているといった商品特性を有していることから、金融機関において、当該私募債に係る経理処理や、査定・引当処理の取り扱いが区々となっていました。</p> <p>このような現状を踏まえ、当該私募債の取り扱いを明確化する観点から、今回の改訂を行ったところです。</p> <p>なお、「支払承諾」「支払承諾見返」の経理処理については、平成19年2月6日に公表し、パブリック・コメントに付している「『銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)』の公表について」をご確認願います。</p>

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方	
241	自己査定 償却・引当	自己査定 2.(3)①ハ. 償却・引当 3.イ.(ロ)	全国地方銀行協会	<p>別表1、2（自己査定、償却・引当）において、自行の保証を付した私募債を引き受けている場合にも、貸付債権と同様の方法により、帳簿価額を分類する旨等が記述されているが、保証（支払承諾見返）部分を発行会社の信用リスクに応じて分類し、それに応じた引当又は直接償却を行っていても、別途、当該私募債について分類、引当あるいは直接償却を行う必要があるのか。</p>	<p>今回の改訂は、金融機関自らが保証を付した私募債を保有している場合の取扱いを明確化する観点から行なったものです。債券であっても、貸出金と同様の信用リスクを抱えているものについては、貸出金同様の償却・引当を行なうことが適切であると考えられることから、実質貸出金の振替として与信の性格を有する当該私募債について、「貸付債権と一体の方法により適切な引当金を計上するか又は直接償却する」こととしました。</p> <p>なお、既に「支払承諾見返」に対して引当を計上している場合も、基本的には、信用リスクに応じて適切な償却・引当等を行なっているものと考えられますが、今回、当該私募債に係る「支払承諾」「支払承諾見返」の経理処理が変更されることに伴い、上記の対応に統一されます。（当該私募債に係る「支払承諾」「支払承諾見返」の経理処理については、平成19年2月6日に公表し、パブリック・コメントに付している『銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）』の公表についてをご確認ください）。</p>
242	自己査定	2.(3)④	全国地方銀行協会	<p>ファンドに関する詳細な記述がないが、ファンドのバーゼルⅡ上の取扱い（リスク・ウェイト）と自己査定上の取扱い（分類方法等）との関係はどのようになるのか（例えば、バーゼルⅡにおいて自己資本控除とされたファンドは自己査定上Ⅳ分類とすべきか等）について明示していただきたい。</p> <p>同様に、証券化取引等についても、バーゼルⅡ上の取扱い（リスク・ウェイト）と自己査定上の取扱い（分類方法等）との関係を明示していただきたい。</p>	<p>ファンドについて、バーゼルⅡ上の取扱いと自己査定上の取扱いは必ずしも同じ取扱いを求めるものではありません。今回の改訂においては、ファンドの査定について「金融機関が自ら適切にファンドの資産性や評価について検討しているかを検証する」との記述を追加しております。各金融機関においては、自己査定上これをどのように扱うかについて、バーゼルⅡ上におけるファンドの取扱いとの関係を含め、自らが適切に検討を行うことが求められます。証券化取引についても基本的に同様です。</p>



関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
243	自己査定 4.(2)	全国銀行協会	<p>(有価証券の減損のような期末決算整理事項とは異なり、)固定資産の減損は会計基準や適用指針でも期中取引事項と想定され、都度の切放処理を原則としており(=評価損よりは除却損・売却損に近い扱い)、期中に切放済の減損額は期末の自己査定対象資産とはなっていない。また、期末(含む年度末)に減損処理するとしても(当然ながら所要額を適切に損失認識するとしても)、減価償却のように自己査定前に処理する方法も合理的であり容認されうるものとする。</p> <p>したがって、「期中や期末の減損額は1円残らずIV分類に含めなくてはならない。」との誤解を回避するため、「また、営業用、非営業にかかわらず、減損会計を適用した場合に減損すべきとされた金額については、これをIV分類額とする。」、「(注)動産・不動産の減損会計については、『固定資産の減損に係る会計基準』等を参照。」との今次追加案は削除すべきと考える。(代わりに今次改訂前の文に戻すことでもよいのではないか。)</p> <p>なお、仮に今次追加案の削除が不可・困難の場合でも、せめて「(注)動産・不動産のうち固定資産の減損については、『固定資産の減損に係る会計基準』等を参照。」と微修正すべきと考える。(動産・不動産のうち固定資産以外[=「保証金権利金」の一部]の減損等については、『固定資産の減損に係る会計基準』を参照するのではなく、『金融商品に係る会計基準』の中の減損規定や今次改訂前の金融検査マニュアルの動産・不動産の項目等を参照すべきと考える。)</p>	<p>平成17年4月1日から始まる事業年度から適用が開始された減損会計について、その趣旨を十分に踏まえて減損適用に係る検証を行うよう検査官に周知するため、明確化の観点から記載を追加したものであり、期中に切り放し済みの減損額を期末の簿価に戻し入れることを求めるものではありません。減損会計を自己査定前の手続とするか否かにかかわらず、基準日時点において減損対象となるものが適切に減損処理が行われているかという点を検証することになります。備考欄については、ご意見のとおり、「(注)動産・不動産のうち固定資産の減損については、『固定資産の減損に係る会計基準』等を参照。」と修正します。</p>

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方	
244	自己査定 償却・引当	自己査定 4.(2) 償却・引当 5.(2)	個人 (公認会計士)	<p>平成 18 年 12 月 26 日付の金融検査マニュアルの改訂において、減損会計を適用した場合に減損すべき金額をⅣ分類とする旨(自己査定(別表 1))及びⅣ分類額を直接償却する旨(償却・引当(別表 2))にそれぞれ記載されていますが、下記のとおり減損会計と自己査定とは概念が異なることから、減損会計に関する記載は不要であると考えます。</p> <p>まず、判定の時点であるが、自己査定は一定の基準日に評価を行うものであるが、減損損失は「減損が生じている可能性を示す事象がある場合(固定資産の減損に係る会計基準二 1)」に判定を行うものであり、自己査定と同列に扱うことは、あたかも基準日のみ判定を実施すればよい、との誤った認識となる虞がある。</p> <p>また、資産の状態についても、減損会計では営業用資産であっても減損の兆候があれば損失計上の可能性がある点において、自己査定の概念と異なる概念であることから、自己査定と同列に扱うことは無用の混乱を招きかねないと考えられる。</p>	<p>平成 17 年 4 月 1 日から始まる事業年度から適用が開始された減損会計について、その趣旨を十分に踏まえて減損適用に係る検証を行うよう検査官に周知するため、明確化の観点から記載を追加したものであり、減損処理の実施を自己査定基準日に限定する趣旨ではありません。</p> <p>なお、営業用資産であっても減損の兆候があれば損失計上の可能性がある点については言うまでもありません。</p>
245	償却・引当	全般	個人 (無職)	<p>今回のパブリック・コメントの対象外ですが、法令上、一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金の定義付けはされていないと思われませんが、金融検査マニュアルにおいて、正常先及び要注意に対する債権に係る貸倒引当金を一般貸倒引当金とし、破綻懸念先及び実質破綻先に対する債権に係る貸倒引当金を個別貸倒引当金としている根拠はなにか。</p>	<p>「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(平成 9 年 4 月 15 日日本公認会計士協会)における貸倒引当金に係る記載との整合的なものとなっています。</p>

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
246	償却・引当 1	全国銀行協会	「なお、合理的で適切な内部モデルにより信用リスクの計量化を行っている場合には、貸倒引当金の総額は、信用リスクの計量化等により導き出されたポートフォリオ全体の予想貸倒損失額を十分に充たす必要がある」とあるが、「合理的で適切な内部モデルにより信用リスクの計量化を行っている場合（但しデフォルト定義の相違等で直接の比較が困難な場合は除く）」と追記していただきたい。	ご意見を踏まえ、以下のように修正いたしました。  <償却・引当基準の適切性検証> 「なお、」以下を削除 <償却・引当結果の正確性の検証> なお、合理的で適切な内部モデルにより信用リスクの計量化を行っている場合には、貸倒引当金の総額と信用リスクの計量化等により導き出されたポートフォリオ全体の予想貸倒損失額を比較し、その特性を踏まえた上で貸倒引当金総額の水準の十分性を確認しているか検証する。
247	償却・引当 1	全国地方銀行協会	「プロジェクト・ファイナンスの債権は、当該債権の回収の危険性の度合いに応じて、予想損失額を合理的に見積り計上する」とあるが、プロジェクト・ファイナンス債権に係る十分な貸倒実績データがない場合、どのようにして予想損失額を見積もれば「合理的」と判断し得るのか。	個々の事案に即して検討する必要があり、画一的な回答は困難ですが、金融機関の健全性確保の観点及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準等に基づき合理的か否か判断することになります。
248	償却・引当 1	個人 (金融業)	今回、「資産等の流動化に係る債権・・・見積もり計上する。」と追加されたが、追加した理由は何か。「当該スキームに内在するリスク」とは、例えばどのようなリスクが考えられるのか教えてほしい。	近時、資産等の流動化事例が増加していることを踏まえ、金融機関においては、当該スキームに内在するリスクを適切に管理し、健全性を確保する必要があるとの観点から、検査官の着眼点として追加したものです。 なお、当該スキームに内在するリスクには、例えば、コミングルリスクなどが考えられます。
249	償却・引当 1.(1)②備考	日本公認会計士協会	「銀行等金融機関の保有する貸出債権が資本的劣後ローンに転換された場合の会計処理に関する監査上の取扱い」は「金融検査マニュアル別冊 [中小企業融資編]」を対象にしているものであり、上位遷移した大口債務者の取扱いで参照するのは適切でないとする。よって、当協会の業種別委員会報告第 32 号「銀行等金融機関の保有する貸出債権が資本的劣後ローンに転換された場合の会計処理に関する監査上の取扱い」が参照されているが、削除すべきである。	本件を追加した趣旨は、金融検査マニュアル別冊 [中小企業融資編] に記載のあるデット・デット・スワップにおける会計処理について、当該監査報告を参照とするよう明確化する観点から記載しましたが、ご意見を踏まえ、記載箇所を「1. 貸倒引当金の備考」へ変更いたしました。

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
250	償却・引当 1.(2)①	個人 (無職)	金融機関が行う償却・引当は、商法及び企業会計原則等に従って行われる必要があり、会計監査人は、財務諸表監査に際し、償却・引当の内部統制の状況についてもその有効性を評価することとされている。したがって、検査官は、会計監査人による財務諸表監査を前提として、償却・引当を行うための体制整備等の状況等の検証を行い、償却・引当基準の適切性及び償却・引当額の算定の合理性を検証することとしているが、P9の破綻懸念先に対する債権に係る貸倒引当金に係る記述が、金融商品会計基準及び同実務指針、銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針と整合性を欠いているように感じますがいかがですか。(実務指針では倒産確率による方法はあるが、貸倒実績率による方法は例示されていない。)	「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」における破綻懸念先債権の回収可能性に係る具体的な回収見込額の算出方法については、例示として「倒産確率」による方法が記載されているものと理解しており、貸倒実績率による方法も合理的なものと考えられ、否定されるものではないと考えます。
251	償却・引当 3.イ.(ロ)	全国銀行協会	「なお、自らの保証を付した私募債を引き受けている場合には、私募債の発行会社の信用リスクに応じて、貸付債権と一体の方法により適切な引当金を計上するか又は直接償却する。」との今次追加案があり、事業債勘定とは別途に支払承諾見返・支払承諾の勘定を計上しない前提と見受けられる。 従来は、「事業債勘定とは別途に支払承諾見返・支払承諾の勘定を計上しなくてはならない」という趣旨が貴庁の見解と理解しているため、見解を変更された背景等について、ご教示いただきたい。	近時、金融機関自らが保証を付した私募債の発行・引受が増加しており、そのリスク管理の重要性が高まっています。一方、当該私募債については、債券であることに加え、実質貸出金としての性格や自ら保証を付しているといった商品特性を有していることから、金融機関において、当該私募債に係る経理処理や、査定・引当処理の取り扱いが区々となっていました。 このような現状を踏まえ、当該私募債の取り扱いを明確化する観点から、今回の改訂を行ったところです。 なお、「支払承諾」「支払承諾見返」の経理処理については、平成19年2月6日に公表し、パブリック・コメントに付している『銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)』の公表についてをご確認願います。
252	償却・引当 3	個人 (金融機関職員)	今回の改定で自らの保証を付した私募債には引当金を計上することとなったが、なぜか。	

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
253	償却・引当 3.イ.(ロ)	全国銀行協会	<p>「なお、自らの保証を付した私募債を引き受けている場合には、私募債の発行会社の信用リスクに応じて、貸付債権と一体の方法により適切な引当金を計上するか又は直接償却する。」との今次追加案があり、事業債勘定の中でも自行保証付私募債については非分類・Ⅱ分類に対しても総括的引当金を計上しなくてはならない趣旨と見受けられる。一方、自行保証付私募債以外の時価なし債券については今後も引続き、また、自行保証付私募債についても今次改訂前の金融検査マニュアル等では、非分類・Ⅱ分類に対しては総括的引当金を計上しなくてよい趣旨と見受けられる(※)。ついては、今般の趣旨に変更された理由・経緯について、ご教示いただきたい。[※2001(平成13)年4月26日付の金融検査マニュアル改訂案(「3.有価証券の評価」)から同年6月28日付の検査マニュアル改訂確定版(「3.有価証券の評価」)にかけての修正、及び、同年6月28日付の貴庁のパブコメ回答([〇償却・引当に関する検査について]の項番「3」)等をご参照。]また、自行保証付私募債は(金銭債権ではなく)有価証券の一種であるため、総括的引当金であっても勘定科目としては一般貸倒引当金ではなく投資損失引当金で計上せざるを得ないと考えますが、この場合、日本公認会計士協会の監査委員会報告第71号「子会社株式等に対する投資損失引当金に係る監査上の取扱い」の「2(1)引当金を計上できる場合」や「2(2)引当金の計上額」等の要件を逸脱しないのか否かについてご見解・根拠をご教示いただきたい。</p>	<p>近時、金融機関自らが保証を付した私募債の発行・引受が増加しており、そのリスク管理の重要性が高まっています。一方、当該私募債については、債券であることに加え、実質貸出金としての性格や自ら保証を付しているといった商品特性を有していることから、金融機関において、当該私募債に係る経理処理や、査定・引当処理の取り扱いが区々となっていました。このような現状を踏まえ、当該私募債の取扱いを明確化する観点から、今回の改訂を行ったところ(「支払承諾」「支払承諾見返」の経理処理については、平成19年2月6日に公表し、パブリック・コメントに付している『銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)』の公表について)をご確認願います。</p> <p>また、上記私募債以外の時価のない債権についても、信用リスクがあると判断し実態に即して引当金を計上することについては、金融機関の健全性確保の観点から否定されるものではないと考えます。</p> <p>なお、金融検査マニュアルでは、金融機関の健全性を確保する観点などから、適切な償却・引当額を確保する旨を記載しておりますが、引当に係る勘定科目については、会計監査人等とご協議願います。</p>
254	償却・引当 3.イ.(ロ)	日本公認会計士協会	<p>貸付債権と一体の方法で償却・引当を行うことを求めているが、貸付債権と債券で区分する方法により適切に償却・引当を行うことを金融機関が合理的に説明できる場合等においては、これ以外の合理的な方法によることを認めるべきではないか。</p>	<p>適切かつ合理的な方法による償却・引当を行なうことは否定しませんが、自らの保証を付した私募債を引き受けている場合、債券であっても、実質貸出金としての性格を有し、貸出金と同様の信用リスクを抱えているものについて、貸付債権と一体の方法により償却・引当を行なうことが適切であると考え、「貸付債権と一体の方法により適切な引当金を計上するか又は直接償却する」こととしております。</p>



関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
255	償却・引当	3.イ.(ロ)	全国銀行協会	同上

「なお、自らの保証を付した私募債を引き受けている場合には、私募債の発行会社の信用リスクに応じて、貸付債権と一体の方法により適切な引当金を計上するか又は直接償却する。」との今次追加案があるが、「一体」は「同様」に変更すべきと考える。

また、「左記私募債の引当金の算定に当たっては、貸付債権に係る引当率算定に係るデータに、当該私募債に係るデフォルト等を反映させたものであるかを検証する。」との今次追加案があるが、「貸付債権に係る引当率算定に係るデータに、」は削除するか、せめて「貸付債権に係る引当率算定に係るデータと同様に、」と変更すべきと考える。

その理由として、当該私募債の引当金の算定に当たっては、「①貸付債権に係る引当率算定に係るデータに、当該私募債に係るデフォルト等を反映させて、貸付債権と当該私募債との共通率を算定・利用する方法」のみならず、「②貸付債権に係る引当率とは別途に、当該私募債に係るデフォルト等から当該私募債の専用率を算定・利用する方法」も（実態的・統計的にも妥当等の前提を満たすならば）容認されるべきと考える。

したがって、「上記①の方法のみに限定して容認する一方、②の方法を将来的にも禁止する」趣旨の表現は現時点では回避することが望ましい。

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
256	償却・引当 3.イ.(ロ)	日本公認会計士協会	<p>自らの保証を付した私募債を引き受けている場合に、貸付債権と一体の方法により適切な引当金を計上するか又は直接償却することが明記されている。しかしながら、自らの保証を付した私募債に限定せず、与信目的で保有する時価がない債券で信用リスクがあると判断される場合について同様の処理を行うことは、会計上合理的と考えられる。このため、金融検査マニュアル上に明記されていなくても、実態に即して引当金を計上することは検査上問題ないと理解してよいか確認したい。</p> <p>上記の理由として、銀行業においては、貸出金の代替として、与信目的で時価がない債券を保有している場合がある。このような債券については債権と信用リスクに違いがないことから、信用リスクがあると判断される場合、実態に即して一般貸倒引当金相当額を引当計上するという考え方は合理的と考えられ、その対象を「自らの保証を付した私募債を引き受けている場合」に限定する必要はないものと考えられる。</p> <p>この場合の与信目的で保有するものであるか否かの判断に当たっては、当該債券を所管する部署、取得の意思決定過程、信用リスクの管理方法等を総合的に勘案して判断することが適切と考える。</p>	<p>近時、金融機関自らが保証を付した私募債の発行・引受が増加していることを踏まえ、当該債券を保有している場合についての改訂となっておりますが、当該私募債以外の時価のない債権についても、信用リスクがあると判断し実態に即して引当金を計上することについては、金融機関の健全性確保の観点から否定されるものではないと考えます。</p>
257	償却・引当 3	個人 (金融機関職員)	<p>他の私募債については引当の必要はないのか。</p>	

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
258	償却・引当 5.(2)	全国銀行協会	<p>固定資産の減損会計は（当然ながら所要額を適切に損失認識するとしても）「自己査定に基づく償却・引当」に含めるべきとは限らないことから、「期中や期末の減損額は1円残らずIV分類に含めた上で償却しなくてはならない。」との誤解を回避するため、「動産・不動産の減損については、『固定資産の減損に係る会計基準』等を踏まえ、適切に行われているかを検証する。」との今次追加案は削除すべきと考える。</p> <p>なお、仮に今次追加案の削除が不可・困難の場合でも、せめて「動産・不動産等のうち固定資産の減損については、『固定資産の減損に係る会計基準』等を踏まえ、適切に行われているかを検証する。」と微修正すべきと考える。</p> <p>（動産・不動産のうち固定資産以外〔＝「保証金権利金」の一部〕の減損等については、『固定資産の減損に係る会計基準』を参照するのではなく、『金融商品に係る会計基準』の中の減損規定や今次改訂前の金融検査マニュアルの動産・不動産の項目等を参照すべきと考える。）</p>	<p>平成17年4月1日から始まる事業年度から適用が開始された減損会計について、その趣旨を十分に踏まえて減損適用に係る検証を行うよう検査官に周知するため、明確化の観点から記載を追加したものであり、減損会計を自己査定前の手続とするか否かにかかわらず、自己査定の検証においては、基準日時点において減損対象となるものが適切に減損処理が行われているかという点を検証することになります。</p> <p>なお、償却・引当結果の正確性の検証欄については、ご意見のとおり、「動産・不動産のうち固定資産の減損については、『固定資産の減損に係る会計基準』等を踏まえ、適切に行われているかを検証する。」と修正します。</p>
259	市場 I.【検証ポイント】	全国信用金庫協会	<p>市場リスクの定義について、従来は「資産（オフバランス資産を含む）の価値が変動し損失を被るリスクである」とあったが、改訂案では、「資産・負債（オフバランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいう。」とされている。このように定義を修正した理由等について説明願いたい。</p> <p>また、ここでいう「資産・負債（オフバランスを含む）」には、預金・貸出金も含まれるという理解でよいか。</p> <p>また、これまでは「金利リスク」、「為替リスク」、「価格変動リスク」の3つのリスクが「市場リスク」とされていたが、改訂案においてこれら3つのリスクを「主な市場リスク」とした理由についても説明願いたい。</p>	<p>金融機関の経営に影響を与える市場リスクは「現在価値」「期間収益」の双方の観点で捕らえる必要があるためリスクの定義を変更しました。なお、金利リスクについては現行マニュアル（平成19年4月施行前のマニュアル）においてもリスクの対象を「資産・負債」とし、リスクについても「利益が低下」との同様の視点での記載があり、今回の改訂に当たり定義を明確化したものです。資産・負債（オフバランス含む）の範囲は、預金・貸出金を含みます。</p> <p>「金利リスク」、「為替リスク」、「価格変動リスク」の3つに分類されないリスクが存在しうることや区分の方法は他にもあることなどを考慮して「主な市場リスク」という記載にしています。</p>

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
260	市場	I. 【検証ポイント】 全国信用金庫協会	市場リスクの定義について、従前のマニュアルおよび監督指針の定義である「資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク」ばかりでなく、「収益が変動し損失を被るリスク」が加わっている。用語の定義や要求水準等について、監督指針と検査マニュアルは、平仄をとる必要があると思われることから、今後監督指針の改正が行われるとの理解でよいか。	金融検査マニュアルは検査に際しての具体的着眼点等を整理したものです。監督指針の改訂は必要に応じ適時に行っているところであり、今度も同様に必要に応じて行っていく予定です。
261	市場	I. 2. ② 全国銀行協会	「複雑なリスクを考慮した限度枠管理となっているか」の主旨は、「リスクの程度、業務規模に応じ、限度枠を設定・管理しているか」という理解でよいか。	業務の規模・特性、リスク・プロファイルに見合った限度枠を設定しているかに対する例示として記載しています。
262	市場	I. 2. ② 証券会社	リスク・プロファイルに照らして複雑なリスクのある商品に投資している場合、各種リスク特性の相関を考慮したリスク量（VaR）を把握し、リスク限度枠やリスク資本枠を対比することで管理しており、市場流動性を考慮し、ある程度のバッファを設けることで流動性を考慮した限度枠管理としてよいか、ご教示いただきたい。	相関を考慮したリスク量を推計する手法、流動性リザーブを積む手法、流動性調整後リスク量を使用する等の手法は、複雑なリスクを考慮した限度枠の管理の一手法であると考えます。ただし、それらの手法がリスク・プロファイルに照らして適切な手法であるか、リスク量、リザーブ量の妥当性は確保されているかについては個別に検証する必要があります。
263	市場	I. 2. ② 証券会社	「一般に、ハード・リミットはトレーディング勘定において設定し、ソフト・リミットはバンキング勘定において設定する…」とあるが、ハード・リミット、ソフト・リミットの内容は勘定に応じて設定されるのが一般的と言い切るのには適切なのか疑問であり、当該部分は削除すべきと考えるが、お聞かせ願いたい。	表現を「一般に、ハード・リミットはトレーディング勘定において設定し、ソフト・リミットはバンキング勘定において設定するが、」から「ハード・リミットはトレーディング勘定において設定し、ソフト・リミットはバンキング勘定において設定することが一般的であるが、」に変更することで定義的な表現を避け例示であることを強調しました。必ずしも勘定で区分するものではありませんが、「取引の実態に合わせて適切な限度枠の設定が行われているかを検証する。」と記載していますので、取引の実態に合わせて適切な限度枠管理であるか金融機関と双方向の議論を通じ確認するものと考えています。

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
264	市場 I. 2. ⑦	全国信用金庫協会	「市場リスク計測・分析で利用されるデータの正確性及び完全性」を確認するにあたって、例えば、リスク計測を外部システムを使用して行っている場合で、パーセントイルの5年分の市場金利データの正確性を確認する場合には、どのような方法が考えられるか。	例えば、外部システムで使用しているマーケットデータを取得し、時系列比較やグリッド間比較などで異常値がないか確認することが考えられます。
265	市場 II. 1. ②	全国銀行協会	市場リスク管理規程の内容の例示のうち「時価算定に関する取決め」と「特定取引（トレーディング）に関する取決め」を削除していただきたい。	本チェック項目に例示されているものを字義通り全て包含している市場リスク管理規程を策定することを求めているものではありません。 なお、時価算定に関する取決めは、財務上使用している時価算定とリスク管理上使用している時価算定が同一の場合には、必ずしも市場リスク管理規程に含める必要はないと考えます。特定取引（トレーディング勘定）に関する取決めは、トレーディング勘定を設けている場合には、リスク管理の観点からの取決めが必要になると考えます。
266	市場 II. 1. ③(v)	第二地方銀行協会	「市場リスク管理部門が各拠点のミドル・オフィス等に対し直接、指揮・監督を行うことができる態勢を整備しているか」とあるが、地域金融機関においては、「市場リスク管理部門」と「各拠点のミドル・オフィス」は同じという理解でよいか。また、「直接、指揮・監督を行う」とはどのようなことを想定しているのか。	本チェックリストにおいて、各海外拠点の市場リスクにかかるミドル・オフィスを想定しています。各拠点のミドル・オフィスに対し、市場リスク管理部門が直接、リスク管理方法、データの内容・取得方法等を指図できることを想定しています。
267	市場 II. 2. (1)	預金取扱金融機関	市場リスク計測の内容について、①【市場リスクの特定】では「現在価値（又は期間収益）」と選択的な表記である一方、②【市場リスクの計測分析】では、「資産・負債の現在価値に影響を与える要因及び期間収益に与える要因の双方を踏まえ、市場リスクの計測・分析を行っているか」とある。当該金融機関の業務内容、リスク特性に応じ選択的な対応が可能とすべき。【理由等】期間損益に対する市場リスク変動の影響評価はALM運営の一部として財務部門等が担うことも多く、これについてVaR等の現在価値ベースのリスク計測と同様の組織態勢を一律に求めることは妥当でないと考えられるため。	市場リスク計測・分析は、市場部門から独立し牽制機能が働く部門において、リスク管理の視点で行うことで、客観性を確保する必要があると考えます。仮に、市場リスク管理部門が市場リスク計測・分析を行っていない場合も、市場リスク管理部門はその計測・分析結果を評価する必要があると考えます。



関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方	
268	市場	Ⅱ. 2. (1)①	証券会社	ここで挙げられているイ～トのリスクのうち、イ～ニは商品別の区分だが、ホ～ヘは、リスクの特徴別の記述に在っているため、イの中とへに文脈から示している意味が異なると思われる「オプション・リスク」という言葉が同時に入ってしまったおり、非常に紛らわしい。意味の明確化を図るとともに、そもそもイ～ニのタイプか、ホ～ヘのタイプか、リスクの分類の仕方を整理した方がよいのではないか。	ご意見を踏まえ、修正いたしました。
269	市場	Ⅱ. 2. (1)② (iii)	全国銀行協会	「市場リスク管理部門は、資産・負債の現在価値に影響を与える要因及び期間収益に与える要因の双方を踏まえ、市場リスクの計測・分析を行っているか。」とあるが、例示にあるような分析は、市場リスク管理部門だけでなく、経営管理部門や市場業務部門等の部署による実施でも要件を満たすとの認識でよいか。	市場リスク計測・分析は、市場部門から独立し牽制機能が働く部門において、リスク管理の視点で分析を行うことで、客観性を確保する必要があると考えます。 仮に、市場リスク管理部門が市場リスク計測・分析を行っていない場合も、市場リスク管理部門はその計測・分析結果を評価する必要があると考えます。
270	市場	Ⅱ. 2. (1)② (iii)	全国信用金庫協会	市場リスクの定義について、価値が変動するリスクはバンキング勘定、収益が変動するリスクはトレーディング勘定を想定しているとの説明を貴庁から受けたが、この項目でも、「現在価値に与える要因」はバンキング勘定、「期間収益に与える要因」はトレーディング勘定を想定していると解して良いか。	価値の変動及び収益の変動の双方のリスクは、バンキング勘定及びトレーディング勘定の双方を想定しており、ご意見のような想定はしておりません。  バンキング勘定については、期間収益の観点からリスクを捉えるだけでなく、資産・負債（オフ・バランス含む）についても価値の変動をリスクとして捕える必要があります。トレーディング勘定については、勘定の目的を踏まえると、期間収益の観点より価値の変動の観点の方に重点が置かれるものと考えられます。
271	市場	Ⅱ. 2. (1)② (iv)	全国銀行協会	「市場リスク管理部門」を「市場リスク管理部門等」に変更していただきたい。	本チェック項目でいうプライシング・モデルはあくまでもリスク評価のために用いるものであるため、市場リスク管理部門がその妥当性を確保する必要があります。もっとも、例えば、市場部門との牽制機能の働く部門等に対して、妥当性の検証を委任する等、妥当性を確保する手段は一つに限りませんが、最終的な責任は市場リスク管理部門が負うべきものと考えます。

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
272	市場 II. 2. (4)⑤	全国銀行協会	「市場リスク管理部門は、市場リスク計測結果と実際の損益動向とを比較することによって、リスク・リターン戦略等の妥当性について検証し、市場営業部門の戦略目標等の見直しに活用しているか。」とあるが、当該検証や活用は、市場リスク管理部門だけでなく、経営管理部門等の部署による実施でも要件を満たすとの認識でよいか。	市場部門から独立し牽制機能が働く部門において、リスク管理の視点でリスク・リターン戦略等の妥当性を検証する必要がありますと考えます。 仮に、市場リスク管理部門が市場リスク計測・分析を行っていない場合も、市場リスク管理部門はその計測・分析結果を評価する必要がありますと考えます。
273	市場 II. 2. (4)⑤	証券会社	戦略目標の設定についてはI-1-②において、基本的には経営陣の役割のように書かれているが、当該記述は市場リスク管理部門が行うようにも読める。趣旨を鑑みると、「市場リスク管理部門は経営陣が戦略目標等の見直しに当たって必要な情報を報告し、経営陣がその情報を活用して見直す」とするのが適切ではないか。	ご意見を踏まえ、以下のように修正いたしました。  「市場リスク管理部門は、市場リスク計測結果と実際の損益動向とを比較することによって、リスク・リターン戦略等の妥当性について検証しているか。市場リスク管理部門は取締役会等が戦略目標等を見直すに当たり必要となる情報を報告しているか。」
274	市場 III. 1. ⑥	証券会社	箇条書きの各項目は、全ての検査対象金融機関に必須のチェック項目のように書かれているが、必ずしもすべての機関に共通の項目とは考えにくい。したがってこれらの項目は例示として捉えてよいか、ご教示いただきたい。	【本マニュアルにより検査を行うに際して留意事項】「また、本マニュアルの各チェック項目の水準の達成が金融機関に直ちに義務付けられるものではない。本マニュアルの適用に当たっては、金融機関の規模や特性を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。チェック項目について記載されている字義どおりの対応が金融機関においてなされていない場合であっても、金融機関の業務の健全性及び適切性の確保の観点からみて、金融機関の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記載されているものと同様の効果がある、あるいは金融機関の規模や特性に応じた十分なものである、と認められるのであれば、不適切とするものではありません。」の記載にあるように、金融機関の規模・特性に応じたものとなります。
275	市場 III. 1. ⑥ (iii)	第二地方銀行協会	「期中損益（評価損益を含む。）の出方に異常がないかどうか」とあるが、この場合の「異常」な出方とは、どのような内容を指すのか。	不自然な損益が計上されていないか、ディーラーの不適切な取引、事務処理ミスを行っていないか等の観点から精査・分析を行うことを想定しています。
276	市場 III. 2. (1)① (ii)	全国銀行協会	ここでいう「政策投資」は具体的にどのようなものを想定しているのか明確化していただきたい。	政策投資目的の株式、ファンド等を想定しています。

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
277	市場 Ⅲ. 2. (1)① (ii)	全国銀行協会	バーゼルⅡも踏まえ、政策投資の位置づけについては、その保有目的・業務実態等を踏まえ、市場リスクとしての認識を行うべきか否かについて、各金融機関が検討・決定し、リスクコントロールに関する議論の方法はALM委員会に限らない、との理解でよいか。	基本的に、そのような理解で差し支えありません。
278	市場 Ⅲ. 3.	全国銀行協会	当該項目充足の主体は必ずしも市場リスク管理部門に限らないことを確認したい。	Ⅲ. 3. 「ファンド」の項目充足の主体は必ずしも市場リスク管理部門に限りません。
279	市場 Ⅲ. 3.	全国信用金庫協会	一般的に「ファンド」とは、ヘッジファンド、私募ファンド、投資信託等様々なものが含まれるが、ここでいう「ファンド」とは、どのような範囲を想定しているのか。	ヘッジファンド、私募ファンド、投資信託等様々なものを対象としています。本チェック項目については、そのファンドの特性に応じたリスク管理を求めています。
280	市場 Ⅲ. 3. (1)①	全国銀行協会	タイトルが「審査」となっているが、必ずしも、審査部署を設置して審査を行う必要はなく、取得の決裁を行う権限を与えられた部署が、定められた手順に従って取得の可否を判断する、とのプロセスでも問題ないとの認識でよいか。	基本的に、そのような理解で差し支えありません。
281	市場 Ⅲ. 3. (1)①	全国銀行協会	「当該金融機関の管理方法の限界」とは、具体的にどのようなことか。	ファンドの中身を知ることができない、ファンド時価情報が月次である、時価の時系列データが十分ではない、アクティブリスクを捕えることができない、リスク量を計測できないなどリスクの管理上の弱点が想定されます。
282	市場 Ⅲ. 3. (1)①	証券会社	ファンド投資の内部規程というのは、投資枠の設定やリスク量 (VaR) 枠を予め設定することで、内部規定を満たすとしてよいか、ご教示いただきたい。	本チェックリストにおいては、内部規程等に購入時審査のルールを明文化することにより購入に当たり、透明性の高い意思決定プロセスを経ていることを想定しています。
283	市場 Ⅲ. 3. (1)② Ⅲ. 3. (3)②	証券会社	ファンド購入時に時系列データ等を入手できない場合、代理変数として十分な観測期間におけるシュミレーションデータ等を用いて、ボラティリティや収益の安定性を確認してよいか、ご教示いただきたい。また、十分なデータ数が確保できないとしても、月次データを用いて VaR を算出し、それにバッファをもたせることで、リスク資本との対比でリスク管理可能としてよいか、ご教示いただきたい。	内部管理上、1つの方法であると考えますが、ファンドの種類やリスク特性により異なるため、一概に判断できるものではありません。

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
284	市場 Ⅲ. 3. (1)③	全国銀行協会	「適切な頻度で情報開示される契約となっているか。」を「適切な頻度で情報開示されているか」に変更していただきたい。	購入時に当たっては、「適切な頻度で情報開示される契約となっているか。」を確認する必要があります。
285	市場 Ⅲ. 3. (2)①	全国銀行協会	「監査の有無や解約期間の長短等、ファンドの実態及び商品特性を十分に把握した上でのリスク管理が行われているか。」の文中の「監査」は会計監査を指すと思われるが、そうであれば明記すべきである。	特に会計監査のみに限定するものではありません。ファンドの実態の例示として記載しているもので、本チェック項目は、ファンドの実態や特性に見合った適切なリスク管理を継続して行っているかを確認するものです。
286	市場 Ⅲ. 3. (2)①	証券会社	「監査の有無や解約期間の長短等、ファンドの実態及び商品特性を十分に把握した上でのリスク管理」とあるが、何を持ってリスク管理ができているとみなすことができるか、ご教示いただきたい。定期的にリスク量を把握し、十分なリスク資本と対比することでリスク管理可能と考えてよいか、ご教示いただきたい。	適切なリスク管理とは、適切にリスクを特定・評価し、適切にモニタリング、適切にリスクをコントロールすることと考えます。 定期的にリスク量を把握すること、十分なリスク資本と対比することで評価する等はリスク管理の1つであると考えます。ただし、それらの管理が金融機関の業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに照らして適切な方法であるか、リスク計測や評価の妥当性が確保されているかについては個別に検証する必要があります。
287	市場 Ⅲ. 4. (1)(ii)	全国銀行協会	「市場リスク管理方針のもとで、市場リスク計測手法の位置づけを明確に定め、例えば以下の項目について把握した上で運営しているか。また、連結対象子会社に対しても」とあるが、ここでいう連結対象子会社とは、「単体ベースで内部モデルを使用する連結対象子会社」との理解でよいか。	当該項目は、マーケット・リスク規制の内部モデルを利用している金融機関だけを対象にしているわけではありません。連結ベースで市場リスク管理を適切に行う必要があり、連結対象子会社のリスク計測手法が連結ベースのリスク管理の視点において適切なものかを確認するものです。
288	市場 Ⅲ. 4. (2)② (iii)	全国銀行協会	「取締役会等は、市場リスク管理方針、市場リスク管理規程等の策定に当たって、ストレス・テストの結果を考慮しているか。」とは具体的にどのようなことか。	ストレス・テストの結果次第では、リスク計測手法の変更やリスク限度枠の設定方法の変更が必要になるなどリスク管理プロセス（リスクの特定・評価、モニタリング、コントロールの方法）を見直す必要が出てくると考えます。またこれらの方針を定めている市場リスク管理方針を見直す場合もあると考えます。

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
289	市場 Ⅲ. 4. (3)①	全国信用金庫協会	「市場リスク管理態勢の設計・運営に責任を負う市場リスク管理部門を、市場部門から独立して設置しているか。」とあるが、①例えば、資金証券部の下でフロント課とミドル課が分かれているケースは認められないことになるのか。②ここでいう「市場部門」とは、あくまでもディーリングを専門に行っている部門のみを想定しているとも考えられるが、具体的にどのような部門を想定しているのか。③本項目「独立した市場リスク管理部門の設置」が「Ⅲ. 個別の問題点」に記載されている理由は何か。	①Ⅰ. 2. ③(i)の注記2「市場リスク管理部門を独立した態様で設置しない場合（例えば、他のリスク管理部門と統合した一つのリスク管理部門を構成する場合のほか、他の業務と兼担する部署が市場リスク管理を担当する場合や、部門や部署ではなく責任者が市場リスク管理を担当する場合等）には、当該金融機関の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、その態勢のあり方が十分に合理的で、かつ、機能的な側面から見て部門を設置する場合と同様の機能を備えているかを検証する。」に従って検証するものです。 ②ディーリング目的だけでなく、市場取引を行う部門を想定しています。 ③Ⅱ. 4. (3)は市場リスク計測手法を採用している場合についての検証項目として記載しています。更に、マーケット・リスク規制対象金融機関の場合は同一の取締役が市場部門及びリスク管理部門を担当していないことを検証項目として記載しています。
290	市場 Ⅲ. 4. (7)① Ⅲ. 4. (11)②	証券会社	どちらも市場リスク管理の上で同様に重要な情報であると考えられるが、市場リスク計測結果レポートは管理者への報告のみが記載されているのに比してバックテスト結果は経営陣への報告が明記されており、整合性に欠けると思われるが、ご意見をお聞かせ願いたい。	Ⅲ. 4. (7)では、市場リスク計測手法の通常のリスク管理手続への取組を着眼点としたチェック項目を記載しており、日々のリスクレポートを取締役会等に報告する必要はないと考えています。しかし、市場リスク計測手法の算出結果は当然、取締役会等に報告する必要があると考えており、これは③③(i)に記載しています。なお、バックテストについては、リスク計測手法の妥当性及び弱点・限界を認識するための重要な情報であり取締役会等に報告され適切な対応策が検討されるべきであると考えます。
291	市場 Ⅲ. 4. (7)② (v)	全国銀行協会	「市場リスク計測手法の算出結果（例えば、VaR（バリュー・アット・リスク）を業績評価のために活用しているか」とあるが、Ⅲ4(7)②(v)において業績評価方法を推奨しているのではないことを確認したい。	特定の業績評価のために用いることを想定しているのではなく、本チェック項目はリスク管理の実効性を確保するためにはリスク・リターンとの関係を踏まえたパフォーマンス評価等を行うことが必要であるとの観点からの検証項目です。
292	市場 Ⅲ. 4. (7)② (v)	第二地方銀行協会	「市場リスク計測手法の算出結果を業績評価のために活用しているか」とあるが、当該項目を削除していただきたい。	



関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
293	市場 Ⅲ. 4. (7)② (v)	全国信用金庫協会	リスク・リターン分析は数多くの業績評価の基準の一つに過ぎず、また実用化には課題が多く参考指標に留まっている事例も多いと思われる。この基準のみを義務付けられることによって適正な判断が妨げられる可能性があるため、「業績評価に活用している場合」に限定した検証項目とすべきである。	同上
294	市場 Ⅲ. 4. (7)③ (ii)	全国銀行協会	「市場リスク計測手法の変更にあたっては、市場リスク管理方針と整合的であることを確認した上で、関連する部門や連結対象子会社等に対して伝達しているか」とあるが、関連部署・連結子会社への伝達については、変更内容を勘案の上、必要に応じ行う、との認識でよいか。	基本的に、そのような理解で差し支えありません。
295	市場 Ⅲ. 4. (9)(10)	全国信用金庫協会	一般市場リスク、個別リスクという用語はあまり一般的でなく、使用例はマーケット・リスク規制にほぼ限定されると思われる。しかし(9)(10)においては、マーケット・リスク規制ばかりでなく内部管理モデルについても適用され、またマーケット・リスク規制では標準的方式と内部モデル方式、内部管理用もトレーディングとバンキングで要請が異なるため、各々の項目における要求水準がわかりにくい。 したがって、(9)(10)はマーケット・リスク規制に限定した検証項目とし、内部管理モデルに関する項目は(8)に集約した方が、多少両項目において重複が発生したとしても、わかりやすいのではないかと。	(9)の①～⑧のうちマーケット・リスク規制における内部モデルを採用している場合の検証項目は②③④です。そのほかは内部管理上リスク計測手法を採用している場合も含めた共通の検証項目です。
296	市場 Ⅲ. 4. (9)⑥	全国信用金庫協会	(i)、(ii)各々の相関関係の考慮に関する検討について、「妥当性」、「合理性」と用語を使い分けているが、どのような違いがあるのか。(例えば、前者は統計的な観点からの検討で、後者は概念的な検討を指すのか。)	リスク計測手法について「妥当性」という言葉を使っている場合は、本マニュアル上では、合理性(reasonableness)、整合性(consistency)、適正性(adequacy)、適合性(suitability)、正確性(accuracy)などを総称した言葉として使用しています。(ii)については、市場リスク内部モデルに関する告示において、ブロード・リスク・カテゴリー間の相関関係を考慮する場合に合理性を検討することを求めているため、表現の平仄を合わせたものです。

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
297	市場 Ⅲ. 4. (14)	証券会社	「市場リスク計測手法の開発から独立し、かつ十分な能力を有する者」とは、どのようなイメージなのか。例えば、リスク分析に使いやすく、経営陣・市場部門にわかりやすい市場リスク計測手法の開発のため、リスク管理部門内の担当者（モニタリング担当者及びモデル開発担当者）が全面協力した場合、リスク管理部門の担当者はすべて市場リスク計測手法の開発から独立していない」と考えるのか、ご教示いただきたい。	例えば、市場リスク計測手法を開発した者でないことや、市場リスク計測手法を開発した者から干渉を受けることがないことなど、実質的に、客観性が担保できる立場であることが必要と考えます。 この趣旨が担保できているのであれば、「市場リスク計測手法の開発から独立した者」とは、組織なのか、人なのかは問いません。
298	市場 Ⅲ. 4. (14) (i)	全国銀行協会	「市場リスク計測手法の開発から独立した者」とあるが、これは「組織」ベースではなく、「人」ベースとの理解でよいか。	
299	市場 Ⅲ. 5. ① (ii)	全国地方銀行協会	外部業者が開発した市場リスク計測モデルを用いている場合、「市場リスク管理部門及び内部監査部門は、計測手法の理論的及び実証的な妥当性検証を行っているか」とあるが、内部監査部門が「計測手法の理論的及び実証的な妥当性検証」を直接行うことには違和感がある。内部監査部門は、市場リスク管理部門が行った検証の内容について監査を行うという理解でよいか（そうであれば、そのような趣旨が明確となる記述に変更すべきと考える）。	市場リスク管理部門及び内部監査部門の検証への関与については、例えば、モデルの複雑さや内部監査の整備状況等によって異なるものと考えます。なお、ご意見のような考え方もあると考えます。
300	市場 Ⅲ. 5. ② (i)	全国銀行協会	「ブラックボックスがない」とは、モデルのプログラムレベルで要求されるものではないとの理解でよいか。	本チェック項目は、モデルの理論に関して記載したものであり、プログラムのソースコードに至るまでの理解を想定したものではありません。
301	市場 Ⅲ. 5. ③ (iii)	全国銀行協会	「モデルの開発業者における計測モデルの妥当性の検証状況」については、外部監査等に対応済の場合、不要としてよいか。	本チェック項目は、モデル開発業者の管理という観点で記載しています。したがって、外部開発業者が行っている計測モデルの妥当性の検証状況について、定期的に又は必要に応じて随時、報告を受けられるようにする必要があると考えます。妥当性の検証を外部監査等によって行っている場合、金融機関がモデル開発業者から報告を受ける必要性は低下することもあると考えられます。

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
302	市場 Ⅲ. 7. ②	全国銀行協会	「市場部門が、時価算定を担当する部門へ、算定の客観性を損なうような関与を行っていないか」を「時価算定を担当する部門が、市場部門から算定の客観性を損なうような関与を受けていないか」に変更していただきたい	ご意見を踏まえ、修正いたしました。
303	市場 Ⅲ. 7. ③(iii)	全国銀行協会	「特に、第三者から時価情報を入手する場合には、定期的に入手した上で、時価の妥当性につき自ら検証しているか。」は、当基準に関連する「金融商品会計に関する実務指針」及び「金融商品会計に関するQ&A」（日本公認会計士協会）の趣旨を明確化したものであり、それ以上のものを求めるものではないとの理解でよいか。	財務会計上は、そのような理解で差し支えありません。
304	市場 Ⅲ. 7. ③(iv)	全国銀行協会	「時価算定の客観性確保の状況に関して、内部監査の重点項目に含まれているか。」の文中の「内部監査の重点項目に含まれているか」は「内部監査を受けているか」などに修正すべきである。	時価算定の客観性の確保は重要であるため、内部監査を行う必要があるとの趣旨であるため、現行マニュアル（平成19年4月施行前のマニュアル）通りの表現とします。

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
305	流動性 全般	個人 (銀行員)	<p>流動性リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)のI.2.④【資金繰り管理部門、市場部門、営業推進部門等における流動性リスク管理態勢の整備】では、各部門が周知・遵守すべきものとしての「業務細則」という言葉を使っていますが、これに対応するII.の管理者側では、「業務細則」という言葉はできません。整合性がないというより、より実務に近い管理者側で「業務細則」という言葉を使うべきなのではないでしょうか。貴庁が昨年7月に公表した「金融検査指摘事例集」のI.viii.2.(1)で、「資金繰り管理について、具体的な管理手続を定めておらず担当者任せとなっている・・・」という指摘例があることからしても、業務細則の位置づけを明確にした方がよいのではないのでしょうか。</p>	<p>管理部門の役割として、「流動性危機時の対応策」の見直しについて記載していましたが、管理者の役割・責任において記載していませんでしたので、ご意見を踏まえ、IIの管理者の役割・責任において以下の記載を追加し、管理部門の役割については整合を取るよう修正しました。また、本マニュアル上は、業務細則は、取締役会等から授けられた者、部署が制定・改廃を行う内部規程の下位規程の位置づけです。内部規程と業務細則の記載内容の区分については、金融機関のリスク管理方針やリスクの重要度に応じたもので、金融機関自らがその記載内容を判断すべきものと考えます。業務細則の内容については必要に応じて双方向の議論を通じて確認するものです。</p> <p>③【流動性危機時の対応策(コンティンジェンシー・プラン)の策定】</p> <p>流動性リスク管理部門の管理者は、流動性リスク管理方針、流動性リスク管理規程に則り、流動性危機時の対応策(コンティンジェンシー・プラン)を策定しているか。当該対応策に、流動性危機の定義、流動性危機時の連絡・報告体制(直接代表取締役等に報告される体制等)、対処方法(調達手段の確保)、決裁権限・命令系統等が明確に定められているか。流動性危機時の対応策(コンティンジェンシー・プラン)は、取締役会等の承認を受けた上で、周知されているか。</p>
306	流動性 I.1.②	全国銀行協会	<p>取締役会が策定する「流動性戦略」というのは、流動性リスク管理方針に基づき具体的に定められる流動性リスクの限度枠や流動性危機時の調達手段、対応を含めるとの理解でよいか。</p>	<p>基本的に、そのような理解で差し支えありません。</p>
307	流動性 I.1.②	第二地方銀行協会	<p>「流動性戦略」と「流動性リスク管理方針」の違いを明確にしていきたい。</p>	<p>本チェックリストにおいて、流動性戦略とは金融機関の業務を行う上での資産・負債(オフ・バランスを含む)の流動性にかかる長期的な計画、流動性リスク管理方針とは流動性リスク管理の原則であると考えています。</p>

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
308	流動性 I. 2. ⑥	第二地方銀行協会	「…流動性リスク管理部門の管理者及び資金繰り管理部門から直接報告を行わせる態勢を整備しているか」とされているが、「…流動性リスク管理部門の管理者から直接報告を行わせる態勢を整備しているか」にすべきではないか。	ご意見を踏まえ、修正いたしました。
309	流動性 II.	全国銀行協会	「II. 管理者による流動性リスク管理態勢の整備・確立状況」とあるが、「管理者による」を「各管理者による」と修正する方がよいと考える。	ご意見を踏まえ、修正いたしました。
310	流動性 III. 2. ①(ii)	全国銀行協会	ここでいう「政策投資」は具体的にどのようなものを想定しているのか明確化していただきたい	政策投資目的の株式、ファンド等を想定しています。
311	オペ III. 3. ①	全国地方銀行協会	「金融機関の合理性の観点」との表現が分かりづらいため、より意味合いが明確となる表現に修正していただきたい。	「金融機関の合理性の観点」とは、金融機関が、外部委託を行うことにより、少なくとも当該金融機関が行う場合と同等のサービスの提供又はそれ以上のサービスの提供を行える先であるかどうかという趣旨で記載しております。
312	オペ III. 3. ①	全国信用金庫協会	外部委託先選定の留意点において、例示として「委託契約に沿ったサービス提供や損害負担が確保できる財務・経営内容か」とあるが、委託先の財務・経営内容を確認できる書類等を每期継続して徴求する必要があるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ここでは、外部委託先を選定する際の検証項目について記載しております。</li> <li>委託契約後においても、委託契約に沿ったサービスの提供や損害の負担を行うことができる委託先かどうか、財務・経営内容をモニタリングしていくことは必要と考えますが、その方法は委託者である金融機関で判断するものと考えます。よって、必ずしも每期、委託先の財務・経営内容について確認できる書類等を徴求する方法でモニタリングすることを求めているわけではありません。</li> </ul>



関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
313	オペ Ⅲ. 3. ①	全国銀行協会	外部委託業務において、委託先選定の際には、「総合的なオペリスク管理部門」が「レピュテーション上の問題の有無」を留意することとなっているが、そもそも、風評リスクはバーゼルⅡの定義から明示的に除外されている。したがって、金融機関が自らオペリスクとして定義しない限り、「総合的なオペリスク管理部門」で管理しなくとも、他の部門等で適正に管理していればよいという理解でよいか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ここでは、外部委託先を選定する際の検証項目について記載しております。</li> <li>・「レピュテーション上の問題」とは、例えば、委託業務において不測の事態が発生した際に、委託元の金融機関が外部委託先に対して指示・命令を行っているにもかかわらず、外部委託先が早期の対応を行わないため、顧客等からの評価が低下するなどが考えられます。このような観点から、外部委託先を選定しているのかについて記載しております。</li> <li>・必ずしもこうした委託先の選定をオペレーショナル・リスクの総合的な管理部門に限定しているわけではありません。</li> </ul>
314	オペ Ⅲ. 3. ③	全国信用金庫協会	「外部委託した業務について、定期的にモニタリングを行うための措置」として、信用金庫業界がシステム運用等を共同で受託している共同事務センターの場合は、(別紙2)システムリスク管理態勢Ⅲ. 5. (2)にある当該事務センターの外部監査結果等をもってこれに代えることも差し支えないと考えてよいか。	外部監査が定期的に行われているのであれば、基本的にそのようなご理解で差し支えありません。
315	オペ (事務) Ⅱ. 1. ③(v)	第二地方銀行協会	「管理者は、事故防止の観点から、人事担当者等と連携し、特定の職員を長期間にわたり同一部署の同一業務に従事させないように…」とあるが、「長期間」とは具体的にどの程度の期間を想定しているのか。	各金融機関における適切な人事ローテーションの期間は、職員が担当している業務の性質及び金融機関の業務の規模に応じて決められるものであり、一律に、期間を提示すべきではないと考えます。
316	オペ (事務) Ⅱ. 1. ③(vi)	全国信用金庫協会	「派遣職員等」とは、具体的に嘱託・派遣・パート等のどこまでを想定すればよいか。特に金融機関OBのパート・アルバイトについては、柔軟な業務を依頼しているが、業務の範囲を明確化するにあたって、例えば、「営業店で行われる金融業務」との表現でもよいか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ここでの派遣職員等とは、事故防止上の観点から、預金の取扱いを行うなど管理を必要とする業務に携わり、正職員等と同様の人事管理が行われていない者と考えております。</li> <li>・なお、パート・アルバイトについては、雇用条件・業務の性質を踏まえ、Ⅱ. 1. ③(iv)(v)のような人事管理が行われているかどうかを検証し、そのような人事管理が行われていない場合には、本項目に基づき検証することになると考えます。その場合、ご意見にある表現では、抽象的であり、業務の範囲の明確化が必要と考えます。</li> </ul>

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方	
317	オペ (事務)	Ⅱ. 2. (1)(ii)	全国銀行協会	<p>「事務統括部門は、関係する他のリスク管理部門と連携し」とあるが、監査結果、不祥事件、事故、苦情等により把握した問題への対応は、リスク管理部門とのみ連携するのではなく、場合によってはコンプライアンス部門、人事部門、監査部門や商品性を設計する業務所管部署等と密接に連携する必要がある。したがって、連携先をリスク管理部門に限定せず、これは「事務統括部門は、関係する他の部門と連携し」ないしは「事務統括部門は、関係する他のリスク管理部門等と連携し」に変更すべきである。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「事務統括部門は、関係する他のリスク管理部門等と連携し」と修正いたしました。</p>
318	オペ (事務)	Ⅲ. 3. (2)	全国銀行協会	<p>2行目「・・・、内部監査部門が有効に機能していることが確認出来れば・・・」、3行目「・・・、逆に内部監査部門が有効に機能していないようであれば・・・」の各々にある「内部監査部門」は、1行目と同じく「内部監査部門等」とすべきである。</p>	<p>・1行目を「内部監査部門等」としているのは、実際の事務処理状況のチェックは、基本的に内部監査部門の他に、事務リスク管理部門等のリスク管理部門も行っていると想定しているためです。</p> <p>・2、3行目を「内部監査部門」としているのは、平成17年7月に策定しました「金融検査に関する基本指針」3-2(2)「内部監査・監査役等監査との関係」において、「内部監査の有効性を十分確認し、内部監査が有効に機能していると認められる項目については、その機能の程度に応じ、例えば、実地調査の検証に当たっての抽出範囲等の取扱いについて検査の効率化を図る」との規定に平仄を合わせたものです。</p>

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
319	オペ (システム) 全般	個人 (金融機関 職員)	<p>コンピュータシステムの安全性、信頼性、効率性等を専門的視点で検証するシステム監査については、I S A C A (Information Systems Audit and Control Association:情報システムコントロール協会)において、その重要性がアナウンスされシステム監査基準が公開されており、都市銀行や監査法人ではシステム監査部等の専門部署による監査体制が構築されております。</p> <p>従来の金融検査マニュアルでは、システム監査に関する重要性や一般基準が明記されておりましたが、新しい金融検査マニュアルでは内部監査という表現に統合され、かつ従来のシステム監査に関する記載が削除され、特に会計監査人等による定期的なシステム監査についても記載されておられません。財団法人金融情報システムセンターでは、システム監査指針の発刊、システム監査セミナーの実施などのシステム監査の普及促進や、コンピュータシステムの安全対策基準・解説書の発刊などを実施しており、当センターは将来に亘り本役割を担っていくものと考えます。</p> <p>コンピュータシステムは顧客サービスの向上と銀行業務を遂行するためのインフラ資産であり、ハード・ソフト・データに係る専門要員によるシステム監査という監査区分は、将来に亘り、ますます重要な位置付けとなることは間違いないと考えております。</p> <p>コンピュータシステムの安全性・信頼性確保を目的としたハード・ソフト・データに係る専門要員によるシステム監査に必要な人的環境の整備は金融機関の利用者保護の観点からも極めて重要なポイントになると思われれます。</p> <p>従いまして、金融検査マニュアルには引き続きシステム監査体制の整備・強化につきまして、専門要員の継続的な確保に加え、監査法人等によるシステム監査の重要性を記載することで、金融機関等におけるコンピュータシステムの安全性・信頼性の確保及び利用者保護が図れるものと考えます。</p>	<p>「システム監査」については、「経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－の確認検査用チェックリスト」で記載しておりますが、ご意見を踏まえ、システム監査に係る検証項目の明確化の観点から、「オペレーショナル・リスク管理態勢」（別紙２：システムリスク管理態勢）の「Ⅲ. 2. システム企画・開発・運用管理等」に記載いたしました。</p>

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
320	オペ (システム) I.1.③	個人 (団体職員)	<p>今回の見直しの対象とされていないが、システムリスク管理態勢のチェックリストにおけるリスク管理の方針の確立において、参考として「金融機関等におけるセキュリティポリシー策定のための手引書」が紹介されているが、1999年発行であり、現在 JIS Q 27001 が設定されており、変更すべきではないか。また、JIS 基準に基づいた対策または ISMS 認証を取得している場合は問題ないか。</p>	<p>平成 18 年 3 月に発行されております「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書 第 7 版」においても同様に当該手引書を参照することとしております。検査マニュアル上においても、セキュリティポリシーを策定するうえでの考え方についての参考としては有効なものと考えております。また、JIS 基準に基づいた対策または ISMS 認証を取得していることについては、システムリスク管理態勢を検証するうえで参考となりますが、そのことをもって問題がないとは必ずしもいえないと考えます。</p>
321	オペ (システム) Ⅲ.4.	個人 (会社員)	<p>新たに追加した「預金口座の名寄せ」は、システムリスク管理態勢ではなく、事務管理態勢として検証すべき。</p> <p>(理由)</p> <p>①既にシステム対応は、どの銀行でもなされているはず。今は新商品の取扱いやプログラム修正等によるシステム対応より、データの適切性を維持するほうがより課題。</p> <p>②そのため、管理部署はシステム部ではなく、事務統括部署。</p> <p>③「役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスク」であり、「コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスク」ではない。</p>	<p>預金保険法において、金融機関における名寄せのデータベース及び適切なシステムの整備、また、保険事故時における決済性預金の円滑な払戻しを確保するためのシステム対応が求められており、オペレーショナル・リスク管理態勢の中のシステムリスク管理態勢に記載しております。</p>

関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方	
322	オペ (システム)	Ⅲ. 4.	預金保険機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(2)については、管理態勢全般との位置付けであれば、既存・新規の区別がないと考えられるので、「既存」を削除してはどうか。</li> <li>・(3)の「カナ名」については、「CIF カナ氏名」と明確に区別するために、「名寄せ用カナ氏名」としてはどうか。また、名寄せデータには、名寄せ用カナ氏名、生年月日、電話番号、人格の区分等が含まれるため、カッコ内に「等」を追加し、これらは、名寄せデータに包含されるため括弧外の「等」を削除してはどうか。</li> <li>・(4)については、プログラム修正及びシステム更改などを実施した場合には、システム対応が必要であることを明確化してはどうか。</li> <li>・(5)については、預金保険法第 58 条の 3 第 1 項に係る手順書・マニュアルの整備についても記載してはどうか。</li> </ul>	ご意見を踏まえ、修正いたしました。
323	オペ (その他)	全般	全国地方銀行協会	<p>「その他オペレーショナル・リスク」の定義に含まれているリスク（風評リスク等）について、例えば「その他リスク」として、オペレーショナル・リスクとは別途に管理しても問題ないことを確認したい。例えば、風評リスクについては、オペレーショナル・リスクではなく「その他リスク」として捉えて管理している金融機関もあるが、何らかの形で当該リスクを把握・管理する態勢が整備されていることが重要であって、こうした独自の取組みを否定するものではないと考えてよいか。</p> <p>金融機関の内部管理上、風評リスクをオペレーショナル・リスクとして定義するのではなく、その他のリスクとして定義し、管理することも考えられます。この場合においても、本項目に基づき検証することになります。その上で、統合的リスク管理部門が、風評リスクとオペレーショナル・リスクを総合的に管理しているかを検証することになります。</p>	



関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
324	オペ (その他) 2.(4)	全国銀行協会	<p>「その他オペレーショナル・リスク管理部門のうち、主なリスク管理部門の役割・責任」として、法務リスク管理部門、人的リスク管理部門、有形資産リスク管理部門の他、風評リスク管理部門が記載されているが、風評リスクについては、バーゼルⅡの定義から明示的に除外されており、金融機関が自らオペレーショナル・リスクと定義しない限り、オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門による管理の対象外である旨、明確にしてほしい。</p> <p>については、項番2より除外し、別項目としていただきたい。</p>	同上
325	オペ (その他) 3	全国銀行協会	<p>「その他オペレーショナル・リスク管理態勢の整備・確立状況」においては、「3. 危機管理態勢の適切性」の項目が入っているが、危機管理態勢については、バーゼルⅡのオペレーショナル・リスクの定義には入っていない事項。したがって、金融機関が自らオペレーショナル・リスクとして定義しない限り、オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門による管理の対象外であり、他の部門等で適正に管理していればよいという理解でよいか。</p>	危機管理態勢については、金融機関全体として管理する必要があるため、「経営管理（ガバナンス）態勢」に基本的要素として記載し、危機管理態勢を検証する上でより具体的な項目をオペレーショナル・リスク管理態勢に記載しております。なお、オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門とは異なる他の部門が危機管理を行っている場合も、本項目に基づき検証することになります。

(注) 上記関係箇所において、「経営」とは、経営管理（ガバナンス）態勢の確認検査用チェックリスト、「法令」とは、法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト、「顧客」とは、顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト、「信用」とは、信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト、「資産査定」とは、資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト、「自己査定」とは、自己査定（別表1）、「償却・引当」とは、償却・引当（別表2）、「市場」とは、市場リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト、「流動性」とは、流動性リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト、「オペ」とは、オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト、「オペ(事務)」とは、オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト別紙1、「オペ(システム)」とは、オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト別紙2、「オペ(その他)」とは、オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト別紙3をそれぞれ意味する。